

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
障害児保育の財政支援における受入れ方策等に関する
調査研究報告書

有限責任監査法人トーマツ

令和 7 年 3 月

目次

第1章 調査概要	2
(1) 背景	2
(2) 目的	3
(3) 調査の全体像	3
第2章 基礎調査	6
(1) 障害児保育に係る政策等の整理	6
(2) 障害児保育の実施状況とは	12
(3) 障害児保育の受入れ推進に係る取組	12
第3章 アンケート調査	19
(1) 調査概要	19
(2) 市区町村調査の結果	20
(3) 保育所等調査の結果	44
(4) クロス集計結果サマリ	59
第4章 ヒアリング調査	69
(1) 調査概要	69
(2) 調査時期	69
(3) 調査手法	69
第5章 事例集の作成	70
(1) 事例集の目的	70
(2) 事例集の記載項目	70
第6章 まとめ・考察	73

第1章 調査概要

(1) 背景

保育所における障害児の受入れを推進するため、1974 年に障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業が開始された。当該事業については、2003 年度より一般財源化され、2007 年度には地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げる等の拡充が実施されている¹。

2015 年度より施行した子ども・子育て支援制度においては、①保育所、幼稚園、認定こども園において、障害児等の特別な支援が必要な子供を受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に特別な支援が必要な児童 2 人に対し保育士 1 人の配置を行っている¹。

また、2023 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」においても、「経済的に困難な家庭のこども、障害児や医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。」と明記され、保育所等における障害児の受入れについて一層の受入体制の整備が求められているところである¹。

くわえて、障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく取組が推進されている。

しかしながら、保育現場での実践において障害児保育の実践的取組は検討課題が多く挙げられている。例えば、保育所における障害児の受入れ体制整備については、保育士の加配等に要する費用が地方交付税により措置されているが、市区町村によりその活用状況に差があることや市区町村の受入れ方針により障害児の保育時間等を一律に制限している場合があるといった課題がある²。

市区町村あるいは保育現場において適切な障害児保育の概念の理解の状況を含めた障害児保育への理解、及び推進状況の具体を把握し、集約した情報より障害児保育の好事例、取組状況や調整プロセス、工夫等を整理・集約することで、保育現場での障害児保育のより一層の推進に資する資料の作成が望まれているところである。

¹ 内閣府「令和 6 年版 障害者白書」

² 厚生労働省「障害児通所支援の在り方に関する検討会」報告書参考資料集

(2)目的

本調査研究では保育所における障害児の受け入れについて地方交付税を用いた保育士の加配状況及び市区町村における障害児の受け入れ方針を中心とした、障害児保育の実態把握を行い、好事例をまとめることで、保育現場での障害児保育のより一層の推進に資するまたは改善策を検討する基礎資料とする。

(3)調査の全体像

本調査研究事業では、以下の手順で調査を実施する。

- ① 基礎調査
- ② アンケート調査
- ③ ヒアリング調査
- ④ 事例集の作成
- ⑤ 検討委員会の開催
- ⑥ 調査研究報告書の作成

初めに基礎調査を実施し、障害児保育にかかる背景や課題、及び現状について整理する。その後、市区町村や保育所等を対象に障害児保育に関するアンケート調査及びヒアリング調査の実施を経て、障害児保育の好事例集と調査研究報告書を作成する。

なお、検討委員会を通じて有識者の意見聴取をしながら進めた。

(ア)基礎調査

基礎調査では、公表データ等から下記について整理する。

【障害児保育に係る事項】

- ・ 障害児保育に関する主な法律
- ・ 政府施策・ガイドライン
- ・ 障害児を受入れている保育施設種類・数
- ・ 支援体制（保育士・資格・訓練、保護者支援等）
- ・ 財政面の支援（地方交付税の状況、保育料の設定・補助の有無） 等

(イ)アンケート調査

アンケート調査では、市区町村（保育所等主管課）には障害児保育における方針や地方交付税の実態把握を行い、保育所等には障害児保育の受入体制、提供サービス、受入体制に関する工夫や課題等を把握・整理する。また、調査結果より得られた市区町村及び保育所等での事例から、ヒアリング調査の対象の検討にも活用する。

(ウ) ヒアリング調査

ヒアリング調査では、アンケート調査や学識有識者等による検討委員会での意見聴取を踏まえ、6か所程度の市区町村及び保育所等を抽出・選定する。

市区町村には、障害児保育の受入方針とその背景、現行の受入に係る現状（資金、計画、設備、人材）、地方交付税の活用等を把握する。また、今後取組を推進する上での課題や課題への対応策等にても把握する。

(エ) 事例集

事例集作成は、障害児保育の実践、取組推進に資するものとなるように、市区町村、保育所等が参考としやすいものを目指す。具体的な取組事例の紹介、障害児保育に対する方針、取組推進にかかるポイント等を整理する。

- ・ 障害児保育の受入方針・背景
- ・ 計画・財政面
- ・ 体制（設備・人材等）
- ・ 取組の課題及び取組促進に向けた工夫

(オ) 検討委員会

本調査研究では客観性を確保しつつ、多角的な専門的助言を得るため有識者等による検討委員会を設置する。会議では、定期的に各種調査の進捗を報告し、専門的な評価・助言を受けることとする。検討委員会は、全4回開催とし、状況に応じて書面開催も併用する。以下に、開催時期と議題を示す。

検討委員会開催の時期と議題

回	時期	議題
第1回	12月	<ul style="list-style-type: none">✓ 調査研究事業の調査目的・実施内容報告✓ 基礎調査の報告✓ アンケート調査の方法・項目の検討
第2回	1月	<ul style="list-style-type: none">✓ アンケート調査進捗報告✓ ヒアリング調査骨子の検討✓ 事例集（骨子案）の検討
第3回	3月	<ul style="list-style-type: none">✓ アンケート調査結果報告✓ ヒアリング調査進捗報告✓ 事例集（案）の掲載ポイント・内容の検討✓ 調査研究まとめ・考察の方向性検討
第4回	3月	<ul style="list-style-type: none">✓ 調査ヒアリング調査進捗報告✓ 事例集（案）の内容検討✓ 調査研究報告書（案）まとめ・考察の方向性について

【有識者の考え方】

有識者は、学識経験者もしくは行政機関・関係団体の職員から4名程度で構成する。
以下に有識者の選定の考え方を記すが、人選は担当課と協議の上で決定した。

- (1) 社会保障制度・地方財政制度に知見を有する者
- (2) 障害児保育に関する知見を有する者
- (3) 市区町村・保育所等の現場関係者

検討委員名簿（敬称略・順不同）

氏名	所属等
有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 福祉援助学科 教授
安藤 道人	立教大学 経済学部 経済学科 経済学研究科 教授
齊藤 勝	公益社団法人 全国私立保育連盟 常務理事
渡嘉敷 絵美	沖縄県 八重瀬町役場 児童家庭課
研究員・事務局	
渡辺 典之	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア パートナー
財満 信子	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア シニアマネジャー
菌田 拓也	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア シニアコンサルタント
山田 圭之介	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア シニアコンサルタント
堤 康崇	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア シニアコンサルタント
邱 謙篠	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア シニアコンサルタント

第2章 基礎調査

(1) 障害児保育に係る政策等の整理

(ア) 障害児保育の経緯

日本における障害児保育は、時代の変遷や社会状況、国際的な動向に応じて大きな変化を遂げてきた。

1990年代以降は障害児保育の推進に向けた取り組みが本格化し、市区町村による財政支援を含む障害児保育に関する財政支援政策の重要性も高まった。1990年代には、障害児保育推進事業が創設され、これにより、障害児を保育所等で受入れる環境が徐々に整備されていき、さらに、その後、市区町村による財政支援も重要な役割を果たすようになり、1997年には、地方交付税の算定方法が、2003年には運用主体が見直され、障害児保育に関する費用が地方交付税から措置されるようになった。これにより、保育士の加配や施設の整備に必要な資金が確保され、障害児保育の質の向上が図られた。

2000年代に入ると、障害児保育に対する支援政策がさらに進展し、2007年には特別児童扶養手当の対象児童が拡大された。さらに、2015年に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、障害児保育の一環として地域子育て支援の強化が図られた。

近年では、財政支援の総額が拡大され、障害児保育の質と量の両面での充実が進められている。これにより、より多くの障害児が適切な保育を受けられる環境が整備され、保育士の研修や施設の整備に対する支援も強化されている。

障害児保育に関する財政施策

施策名	施行年	概要
障害児保育推進事業創設 ^{*1*3}	1994	障害児保育促進事業において、障害児どもが通常の保育施設で適切な保育を受けられるように支援し、障害児が一般の保育所や幼稚園で教育を受ける際に必要な支援体制を整えるため、障害児を新たに受け入れるための施設の改修、保育士等の研修等に対しての助成が行われた。

市区町村による 地方交付税運用 開始 ^{*3}	2003	国の財政再建に伴い、予算が一般財源化され、地方交付税は市区町村にて運用されることとなった。地方交付税となることで、市区町村が各地域の実情に応じた支援をそれぞれの判断で行うこととなり、地域毎に障害児保育に関する対応方針は異なる状況となっている。
特別児童扶養手 当対象児童拡大 ^{*3}	2007	軽度の障害児を養育する家庭への支援拡充による経済的な負担軽減が図られ、特別児童扶養手当支給対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から発達障害を含む「軽度障害児」まで拡大した。
保育所等訪問支 援実施 ^{*2}	2012	改正児童福祉法により専門家の訪問にかかる費用、保育士や保育スタッフの研修費用が市区町村からの補助対象となり、障害児保育のスキル向上を支援した。さらに、個別支援計画の作成や実施に必要な教材や器具の購入費用も支援され、保育所や幼稚園が障害児を受け入れる際の負担が軽減された。
子ども・子育て 支援新制度導入 ^{*3}	2015	子ども・子育て支援新制度において、保育所、幼稚園、認定こども園への運営費補助が拡充され、幼児教育・保育の質向上が図られた。地域型保育事業への補助、保育士の給与や研修費用に対する補助も導入され保育の質向上と保育士の定着を支援した。加えて、特別な支援を必要とする子どもを受入れた際に地域の療育支援を補助する者を配置する「療育支援加算」や地域型保育事業に対する「障害児保育加算」などが盛り込まれた。
財政支援総額拡 大 ^{*2*3}	2018	障害児通所支援の総額が約400億円から約880億円に拡大に伴い、障害児保育の環境が整備され、家族の負担軽減と障害児の社会参加が促進された。「療育支援加算」や「障害児保育加算」もこれまで人口規模により算定されていた仕組みから障害児の受け入れ人数に応じて補助する仕組みへと改善されている。

【出所】

1：厚生労働省「障害児支援施策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hattatsu/gaiyo.html

2：こども家庭庁「障害児支援施策」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/>

3：内閣府「令和6年版 障害者白書」

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r06hakusho/zenbun/h2_03_01_02.html

(イ) 障害児保育に関する主な法律

1990 年代以降、障害児に対する保育や教育の重要性が再認識され、法制度の整備が進んだ。

1993 年に「児童福祉法」が改正され、障害児に対する保育の基本的な枠組みが整えられたことにより障害児が地域で適切な保育を受けるための基盤が確立された。その後、1997 年には「障害者基本法」が制定され、障害児保育においても障害者の権利と尊厳を尊重することが明確に示された。

2000 年代に入ると、障害児保育の質の向上と支援体制の強化がさらに進み、2005 年には「発達障害者支援法」が施行され、発達障害児に対する支援が法的に位置づけられ、発達障害児が適切な支援を受けられるよう専門的な支援体制が整備された。次いで、2013 年には「障害者差別解消法」が施行され、障害児保育においても障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられた。そして、2015 年には「子ども・子育て支援新制度」が導入され、障害児保育においても保育料の補助や支援体制の整備が大幅に進められ、障害児を受け入れる保育施設の運営への支援を通して障害児保育の質の向上を目指している。

障害児保育に関する法律

法律名	施行年	概要
児童福祉法 *1*2	1947	すべての児童の福祉を保障し、健全な育成を図るための基本的な法律で、障害児保育においても、障害児施設の設置と運営、特別支援教育の提供、専門的な福祉サービスの整備など障害を持つ児童に対する特別な支援やサービスを規定している。また、全国に児童相談所の設置を義務付け、障害児の問題や相談を受け付け、適切な対応を行うための体制が整えられた。
障害者基本法 ^{*4}	1993	障害者の基本的人権を保障し、社会参加と自立を支援するための基本的な枠組みを提供している。障害を持つ子どもも含めたすべての障害者の基本的人権を保障し、社会参加を促進するための施策を推進している。
発達障害者支援法 ^{*4}	2005	発達障害を持つ子どもに対する早期発見と早期支援、専門的な支援の提供、個別の支援計画の策定などを重視する法律である。地域支援体制の強化や相談窓口の設置を通じて、包括的な支援が可能とし、発達障害を持つ子どもが適切な保育と支援を受けられる環境を整えた。

子ども・子育て支援法 *1*3	2012	保育施設や支援サービスの整備を促進することを目的としており、障害児保育においても、特別な支援やインクルーシブな保育環境の整備が促進され、障害児が個別のニーズに応じた支援を受けられるようになった。また、保育施設の整備、地域支援体制の強化、保育士の研修や教育を通じて、障害児とその家族が地域全体でサポートされる体制が整えられた。
障害者差別解消法 ^{*1}	2016	障害者に対する差別を禁止し、合理的配慮を提供することを求められ、保育施設が障害児に対して合理的配慮を行い、差別や偏見のないインクルーシブな保育環境を提供することが求められている。

【出所】

1：内閣府「令和6年版 障害者白書」

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r06hakusho/zenbun/h2_03_01_02.html

2：男女共同参画局「児童福祉法」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/19.html

3：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdec2e37d/f81007f7/20230516_councils_shingikai_shakai_katei_Mag6djKb_03.pdf

4：内閣府「障害者施策の総合的な推進—基本的な枠組み—」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>

(ウ)政府施策・ガイドライン

障害児保育に関する政府施策は財政支援にとどまらず、現場支援も含まれており、障害児が適切な保育を受けられるよう多角的な取り組みが行われてきた。

1993 年に「障害児通所支援事業」が開始され、障害児が地域で適切な支援を受けながら保育を受けるための基本的な枠組みが整えられた。これにより、障害児に対する保育の基盤が確立され、2005 年には「児童発達支援」が導入され、発達障害児を含む障害児が早期から適切な支援を受けられるよう、専門的な支援体制が整備された。

2000 年代に入ると、障害児保育の質の向上と支援体制の強化がさらに進み、障害児保育専門職の育成が推進され、資格取得や研修プログラムが充実された。これにより、専門的知識を持つスタッフが増え、障害児に対するきめ細やかな支援が可能となった。次いで、2013 年には「障害児保育に関する補助金制度」が整備され、障害児を受け入れる保育施設に対する財政的支援が強化された。この制度により、障害児保育施設の運営が安定し、障害児が質の高い保育を受けられる環境が整備された。そして、2015 年には「インクルーシブ保育推進施策」が導入され、障害児と健常児が共に学び育つ環境を整えるための取り組みが進められ、2017 年には「児童発達支援ガイドライン」が保育現場での支援の質が均一化のため策定され、障害児保育における指針や基準が明確化された。

障害児保育に関する施策（財政施策を除く）

施策名	施行年	概要
障害児通所支援事業 ^{*1*2}	2006	児童福祉法に基づき、障害を持つ子どもが日常生活を送る上で必要な支援を提供するための施策である。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、療育支援など、多岐にわたるサービスを通じて、障害児とその家族を包括的にサポートすることを目的としている。
児童発達支援 ^{*2}	2005	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に日常生活の基本的な動作やコミュニケーションスキルの向上を目指す支援を提供する施策で、専門的な療育や訓練を提供している。
障害児保育専門職の育成 ^{*2*3}	2013	子ども・子育て支援法施行に伴い、保育士や支援スタッフに対する専門的な研修プログラムを提供し、障害児保育に必要な知識とスキルを習得させることを目的としている。
障害児保育に関する補助金制度 ^{*2*3}	2012	子ども・子育て支援法施行に伴い、障害児を受け入れる保育施設に対して、運営費や設備改善費、専門スタッフの雇用費用に関する経済的支援を提供することを目的としている。
インクルーシブ保育推進施策 ^{*2*3}	2015	子ども・子育て支援法施行に伴い、障害児と健常児が共に過ごすインクルーシブな保育環境を推進することを目的としている。

児童発達支援 ガイドライン *4	2017	障害児受け入れ保育施設が遵守すべき基準や実施すべき支援内容を定めたガイドライン（厚生労働省）であり、具体的には関連機関との連携、職員に向けた研修、保育環境の整備などが含まれている。
------------------------	------	--

【出所】

1：こども家庭庁「保育」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

2：内閣府「令和6年版 障害者白書」

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r06hakusho/zenbun/h2_03_01_02.html

3：こども家庭庁「子ども・子育て支援制度」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

4：こども家庭庁「障害児支援施策」

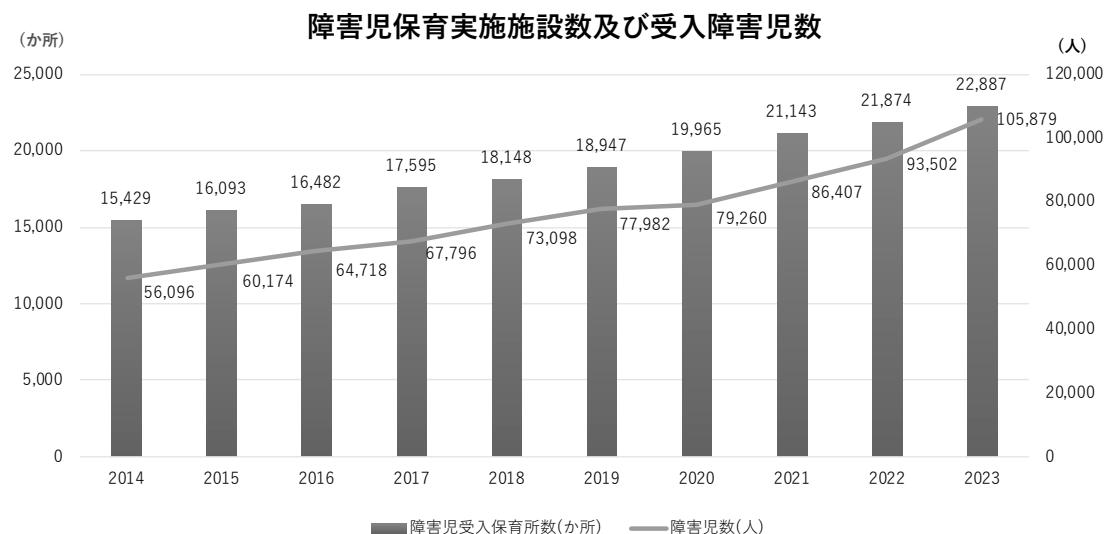
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/>

(2) 障害児保育の実施状況とは

(ア) 障害児を受入れている保育所等数

令和5年度の実績は、障害児を受入れる保育所等は22,887か所である。

※ 保育所、認定こども園（保育所型）（幼保連携型）に入所する2・3号認定の障害児を受入れる施設数



【出所】

こども家庭庁「延長保育等実施状況調査（令和5年度）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/f5ffa8fd/20240329_policies_hoiku_105.pdf

(3) 障害児保育の受け入れ推進に係る取組

(ア) 現在の保育士配置基準

2024年に児童福祉法改正を受け、保育士の配置基準が76年ぶりに見直された。具体的に3歳児の配置基準が「子ども20人につき保育士1人」から「子ども15人につき保育士1人」に、4・5歳児の配置基準が「子ども30人につき保育士1人」から「子ども25人につき保育士1人」に改正された。また、2025年には1歳児の配置基準が「子ども6人につき保育士1人」から「子ども5人に対して保育士1人」に改正される予定である。

一般児童福祉施設における保育士配員基準

年齢	一般児童福祉施設（2024年）
0歳児	3人
1歳児・2歳児	6人
3歳児	15人
4歳児・5歳児	25人

【出所】

こども家庭庁「こども未来戦略」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb115de8-988b-40d4-8f67-b82321a39daf/b6cc7c9e/20231222_resources_kodomo-mirai_02.pdf

（イ）障害児受入れに係る加算制度

障害児受入加算制度

制度名	施行年	概要
幼稚園等特別支援教育費補助金	2010	市区町村が幼稚園に対して交付する補助金である。各市区町村の交付に関する内容や補助金額に違いがある。ある市区町村では障害の度合に応じて1人当たり月額7万3,570円が幼稚園に支給される場合があるが、別の市区町村では補助単価として39万2,000円を設定している場合もある。
療育支援加算	2015	障害児を受け入れている施設で地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、療育支援補助者を配置するために交付される補助金である。
障害児保育加算制度	2016	特定地域型保育事業所において障害児2人につき、保育士1人を配置するために国や市区町村が必要な経費を補助する制度である。障害児（1、2歳児）1人当たり月額約14万9,000円が補助される。

【出所】

こども家庭庁「障害児支援施策」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/>

(ウ)財政面の支援（地方交付税の状況、補助内容）

障害児保育にかかる地方交付税は、市区町村が障害児保育を円滑に実施するための財政支援である。地方交付税は市区町村が地域の実情に応じて自由に使える財源であるため、市区町村が自らの判断で地域ごとに異なる障害児保育のニーズや、状況に応じた適切な施策を講じることができる。また、国が市区町村の財政力を補完するために配分するため、財政力が異なる市区町村間での不公平を是正し、全国的に一定の水準の障害児保育を実現することができる。その使用目的は広範囲にわたり、市区町村は障害児保育に限らず、地域の他の必要な施策に伴って柔軟に使える財源となっている。

障害児保育にかかる地方交付税は、障害児を受け入れる保育施設の運営や支援体制の整備を支援することが目的であり、2015年年の「子ども・子育て支援新制度」導入や2018年の「教育ICT推進法」の成立により、保育料の補助やICTの活用などの取り組みが推進されている。また、交付額は国が施設の認可状況、障害児の受け入れ実績、専門スタッフの配置、設備基準の充足、支援体制の整備などの総合的評価に基づき、市区町村の計画書や申請書を審査して決定している。以下に障害児保育に係る保育所等への補助内容等を整理した。

■補助金の交付規程

補助金の交付規程は、条例、規則、要綱・要領、告示等で定められており、市区町村によって異なっている。

補助金交付規定の種類

分類	市区町村例
条例	京都市「京都市補助金等の交付等に関する条例」※補助金交付全般にかかる条例 https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/d1w_reiki/H421901010032/H421901010032_j.html 【目的・趣旨】 第1条 この条例は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保することを目的とする。
規則	岐阜県大野町「大野町特定教育・保育施設補助金交付規則」 https://www.town-ono.jp/reiki_int/reiki_honbun/i333RG00000692.html 【目的・趣旨】 第1条 この規則は、町内の特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定により町が確認した施設(幼稚園を除く。以下同じ。)の運営を総合的に支援することにより、教育・保育環境の向上及び保育士等の待遇改善並びに特定教育・保育施設の円滑な運営及び振興を図

	るため、特定教育・保育施設に対して予算の範囲内で特定教育・保育施設補助金(以下「補助金」という。)を交付することに關し、大野町補助金交付規則(昭和 50 年大野町規則第 7 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
要綱・要領	<p>新潟県「新潟県特別保育事業補助金交付要綱」 https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/427661.pdf</p> <p>【目的・趣旨】</p> <p>第 1</p> <p>知事は、児童福祉の向上を図るため、市町村（指定都市を除く。以下同じ。）が行う新潟県特別保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p>
告示等	<p>牛久市「牛久市民間保育園障害児保育事業補助金の交付に関する告示」 https://www.city.ushiku.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/z500RG00000970.html</p> <p>【目的・趣旨】</p> <p>第 1 条 この告示は、障害児保育を推進するため、障害児を受け入れている都道府県及び市町村以外の者が設置する保育園、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業を行う施設・事業所(以下「民間保育園等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、牛久市補助金等交付規則(平成 3 年規則第 7 号)に定めるもののほか、この告示によるものとする。</p>

【出所】

- ・京都市「京都市補助金等の交付等に関する条例」
https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/d1w_reiki/H421901010032/H421901010032_j.html
- ・大野町「大野町特定教育・保育施設補助金交付規則」
https://www.town-ono.jp/reiki_int/reiki_honbun/i333RG00000692.html
- ・新潟県「新潟県特別保育事業補助金交付要綱」
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/427661.pdf>
- ・牛久市「牛久市民間保育園等障害児保育事業補助金の交付に関する告示」
https://www.city.ushiku.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/z500RG00000970.html

■ 補助対象

補助の対象は、市区町村によりさまざまであるが、主に以下の事業・対象事業者である。

事業	対象事業者
障害児保育事業	障害児の受入れを行う保育所等
認定こども園特別支援教育・ 保育経費補助事業	障害児が2人以上在籍する認定こども園
療育支援体制強化事業	療育支援補助者（主任保育士を補助する保育士等）を配置する保育所等
一時預かり事業に係る特別な 支援を要するこどもに対する 加算	障害児の一時預かりを実施する保育所等

■ 補助額算定基準

補助金の額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱で定められている場合と、市区町村によって定められている場合がある。

■ 補助金の算定根拠及び算定方法の種類

補助金の算定根拠は、児童1人あたり、支援区分あたり、1施設あたり、職員1人あたり、実支出額あたり、に大きく分けられる。

■ 市区町村別規定例

規模別に、政令指定都市、中核市（中核市と同等の規模）、市、町村ごとの交付金に関する規定の例を記載している。

規模別市区町村別規定例

市区町村名	対象経費	補助額	根拠法規等
福岡市 (人口 165 万人 8,800 人)	<ol style="list-style-type: none"> 要支援児の保育に要する保育士、保健師、看護師又は准看護師の雇用に係る人件費 要医療的ケアの児童の保育に当たって医療的ケアを実施する看護師及び准看護師の雇用に係る人件費 	<p>支援区分に応じて児童一人当たりにつき支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援区分 1 は 66,000 円、支援区分 2 は 110,000 円、支援区分 3 は 145,000 円、支援区分 4 又は 5 は 221,000 円（ただし、地域型保育事業所で保育する場合は 57,000 円） 保育所等 1 事業所当たりの補助金の月額の上限は、400,000 円。 	要綱
宇治市 (人口 17 万人 9,600 人)	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修受講経費（医療的ケア児が入所している保育所等又は入所する見込みがある保育所等） 障害児保育事業に必要な経費（対象：重度・中度・軽度障害児） 障害児保育事業に必要な経費（看護師等の配置に要する経費に限るもの、認定特定行為業務従事者の保育士等の配置に要する経費に限るもの。対象：医療的ケア児が入所する保育所等） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童一人若しくは事業所一か所当たり交付 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。 ※基準額：一人につき月額 21,770 円～115,350 円、一か所につき月額 300,000～440,800 円 <p>前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の額を別に定めることができる。</p>	要綱

	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育事業に必要な経費(看護師の配置に要する経費に限るもの、対象：医療的介助の対象となる障害児が入所している保育所等) 		
牛久市 (人口 8 万 3,800 人)	加配職員の当該加配に係る人件費。	<ul style="list-style-type: none"> 72,000 円 (月額) × 加配職員 1 名 (各月の初日に入所する対象児童 1 名に対し加配職員 1 名) 	告示
大野町 (人口 2 万 2,000 人)	障がい児保育事業者。 使用用途は限定なし。	<ol style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当対象児童 <ul style="list-style-type: none"> 74,000 円 (月額) × 各月初日 現在の当該児童数の人数 上記以外の児童で、身体障害者手帳交付児童又は療育手帳の交付を受けている児童、あるいは医師又は児童相談所長が前記の児童と同程度以上の障がいを有すると診断(判定)した児童 <ul style="list-style-type: none"> 45,840 円(月額) × 各月初日 現在の当該児童の人数 	規則
	認定こども園特別支援教育・保育経費補助事業者。使用用途は限定なし。	子ども・子育て支援交付金交付要綱で定める額 (基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額 × 国の負担割合)	

【出所】

- 福岡市「福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zaisei/shisei/documents/56-57y.pdf>
- 宇治市「宇治市障害児保育事業補助金交付要綱」
https://reiki-web.city.uji.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/k106RG00000318.html#e000000489
- 牛久市「牛久市民間保育園等障害児保育事業補助金の交付に関する告示」
https://www.city.ushiku.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/z500RG00000970.html
- 大野町「大野町特定教育・保育施設補助金交付規則」
https://www.town-ono.jp/reiki_int/reiki_honbun/i333RG00000692.html

第3章 アンケート調査

(1) 調査概要

(ア) 調査目的

アンケート調査は、市区町村向け調査及び保育所等向け調査を実施する。

市区町村向けの調査では、市区町村での財政支援の実施状況と障害児の受入れ方針の実態を把握し、障害児保育の進展にあたって求められる市区町村の保育所支援策、財政支援事業の在り方等の検討に活用する。また、市区町村の調査結果は、ヒアリング調査対象の抽出検討にも活用する。

保育所向けの調査では、市区町村からの財政支援の受給状況と障害児の受入れ状況の実態を把握し、障害児保育の進展にあたって保育所側が必要と考える市区町村からの支援や解決すべき課題について検討に活用する。

(イ) 調査対象

各市区町村：1,741 市区町村（保育主管課）

全国の保育所等：22,887 施設

(ウ) 調査時期

市区町村向け調査：令和7年1月28日～令和7年2月15日

保育所等向け調査：令和7年2月10日～令和7年2月25日

(エ) 調査方法

こども家庭庁を通じて、全国の市区町村及び保育所等へアンケート調査の協力依頼をメール配信し、回答は専用 Web フォームを作成し、回答いただいた。

なお、専用 Web フォームを通じての回答が困難である場合は、個別に Excel の回答票を配布し、メールもしくは郵送で回答をいただいた。

(オ) 回収結果

	対象数	配布数	回収数	回収率
市区町村	1,741	1,741	716	41.1%
保育所等	22,887	22,887	6,906	30.2%

(2) 市区町村調査の結果

※ 単純集計、クロス集計中の割合は、小数点第 1 位を四捨五入しているため、全体（合計）が必ずしも 100.0% にならない場合があるが、全体の表記は 100.0% としている。

Q3_1 貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	704	2,932	4.2
認定こども園（※1）	703	654	0.9
家庭的保育事業所	704	17	0.0
小規模保育事業所	704	34	0.0
事業所内保育事業	704	4	0.0

Q3_2 貴市区町村内の公営施設の定員数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	定員数合計	平均定員数
認可保育所	704	282,450	401.2
認定こども園（※1）	703	75,839	107.9
家庭的保育事業所	704	26	0.0
小規模保育事業所	704	402	0.6
事業所内保育事業	703	63	0.1

Q3_3 貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	694	2,495	3.6
認定こども園（※1）	700	551	0.8
家庭的保育事業所	704	8	0.0
小規模保育事業所	704	14	0.0
事業所内保育事業	703	0	0.0

Q3_4 貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	実人数合計	平均実人数
認可保育所	673	14,762	21.9
認定こども園（※1）	690	4,202	6.1
家庭的保育事業所	703	0	0.0
小規模保育事業所	702	8	0.0
事業所内保育事業	703	0	0.0

Q3_5 貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	615	8,977	14.6
認定こども園（※1）	662	2,507	3.8
家庭的保育事業所	702	0	0.0
小規模保育事業所	700	2	0.0
事業所内保育事業	702	0	0.0

Q3_6 貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこどもに対する加配として配置されている職員とする。

（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	654	3,901	6.0
認定こども園（※1）	684	1,108	1.6
家庭的保育事業所	702	0	0.0
小規模保育事業所	701	3	0.0
事業所内保育事業	702	0	0.0

Q3_7 貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこどもに対する加配として配置されている職員とする。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	645	2,587	4.0
認定こども園（※1）	677	514	0.8
家庭的保育事業所	702	0	0.0
小規模保育事業所	701	2	0.0
事業所内保育事業	702	0	0.0

Q3_8 貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	671	7,077	10.5
認定こども園（※1）	671	4,298	6.4
家庭的保育事業所	671	323	0.5
小規模保育事業所	671	2,538	3.8
事業所内保育事業	668	357	0.5

Q3_9 貴市区町村内の民営施設の定員数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	定員数合計	平均定員数
認可保育所	668	592,842	887.5
認定こども園（※1）	668	431,171	645.5
家庭的保育事業所	669	1,360	2.0
小規模保育事業所	668	41,884	62.7
事業所内保育事業	653	6,542	10.0

Q3_10 貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	629	4,454	7.1
認定こども園（※1）	628	2,540	4.0
家庭的保育事業所	656	27	0.0
小規模保育事業所	628	391	0.6
事業所内保育事業	630	48	0.1

Q3_11 貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和 6 年 10 月 1 日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2 号及び 3 号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	実人数合計	平均実人数
認可保育所	600	15,377	25.6
認定こども園（※1）	596	11,629	19.5
家庭的保育事業所	652	19	0.0
小規模保育事業所	619	298	0.5
事業所内保育事業	622	33	0.1

Q3_12 貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	508	7,674	15.1
認定こども園（※1）	511	5,080	9.9
家庭的保育事業所	638	11	0.0
小規模保育事業所	577	174	0.3
事業所内保育事業	608	8	0.0

Q3_13 貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこどもに対する加配として配置されている職員とする。

（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	497	2,465	5.0
認定こども園（※1）	497	1,852	3.7
家庭的保育事業所	632	0	0.0
小規模保育事業所	566	61	0.1
事業所内保育事業	605	8	0.0

Q3_14 貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。

（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこどもに対する加配として配置されている職員とする。

	市区町村数	実人数合計	平均実人数
認可保育所	486	1,293	2.7
認定こども園（※1）	485	908	1.9
家庭的保育事業所	631	0	0.0
小規模保育事業所	566	14	0.0
事業所内保育事業	602	1	0.0

Q4 貴市区町村において保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていますか。（例：障害児を受入れる場合、保育士等1か月1人につき○万円等）（例：障害児を受入れる場合、障害児1か月1人につき○万円等）

		市区町村数	割合（%）
1	はい	495	69.1
2	いいえ	221	30.9
	合計	716	100.0

障害児の受け入れにおける保育士等の加配に対する財政支援の実施状況は、「はい」が69.1%（495市区町村）、「いいえ」が30.9%（221市区町村）であった。

Q5 貴市区町村において保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていない理由をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としていないため (例: 障害の有無に関わらず加配しない方針の園である、在園する障害児が軽度の障害であるため加配が必要なかった等)	75	33.9
2	人材確保が困難であり、財政支援をおこなうだけでは加配が困難であるため	58	26.2
3	市区町村の財政状況が厳しいため	49	22.2
4	都道府県において同様の支援があるため	9	4.1
5	その他	71	32.1
	合計	221	—

保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていない理由として、「管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としていないため」が最も多く 33.9% (75 市区町村)、次いで「人材確保が困難であり、財政支援をおこなうだけでは加配が困難であるため」が 26.2% (58 市区町村)、「市区町村の財政状況が厳しいため」が 22.2% (49 市区町村) であった。

Q6 貴市区町村において、保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっている場合、その財源は国や県の補助金など特定財源を含みますか。

		市区町村数	割合 (%)
1	はい	160	32.3
2	いいえ	335	67.7
	合計	495	100.0

障害児の受け入れにおける保育士等の加配に対する財政支援をおこなう場合の財源に国や県の補助金など特定財源を含むかについては、「いいえ」が 67.7% (335 市区町村) であり、「はい」が 32.3% (160 市区町村) となり、特定財源以外で財政支援を行っている市区町村が多かった。

Q8 保育士等の加配に対する財政支援について、貴市区町村においてどのような方法で財政支援をおこなっていますか。

		市区町村数	割合 (%)
1	補助金	423	85.5
2	交付金	10	2.0
3	その他	62	12.5
	合計	495	100.0

保育士等の加配に対する財政支援の方法については、「補助金」が最も多く 85.5% (423 市区町村)、次いで「交付金」が 2.0% (10 市区町村) であった。

Q10 貴市区町村において、保育士等の加配の対象として認める障害のある子どもについてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	特別児童扶養手当の対象の子ども	409	82.6
2	身体障害者手帳の交付を受けた子ども	413	83.4
3	療育手帳の交付を受けた子ども	412	83.2
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた子ども	317	64.0
5	児童発達支援センターなどで児童発達支援（療育）を受けたことのある子ども	229	46.3
6	医師の診断において、配慮が必要であるとされた子ども（診断書や意見書等により確認）	380	76.8
7	保育所等から配慮が必要であるとされた子ども（障害者手帳の有無を問わない、気になる子等）	195	39.4
8	その他	106	21.4
	合計	495	—

保育士等の加配の対象として認める障害のある子どもについては、「身体障害者手帳の交付を受けた子ども」が最も多く 83.4% (413 市区町村)、次いで「療育手帳の交付を受けた子ども」が 83.2% (412 市区町村)、「特別児童扶養手当の対象の子ども」が 82.6% (409 市区町村) であった。

Q11 貴市区町村において保育士等の加配にあたり、どのような検討により加配の可否を判断していますか。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無を確認することにより判断している。	364	73.5
2	医師の診断書や意見書の有無を確認することにより判断している。	339	68.5
3	面談の機会を設ける等により、子どもの状態を把握することにより判断している。	117	23.6
4	保育所等から配慮が必要とされた子どもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を貴市区町村において記載した上で、加配の有無を判断している。	31	6.3
5	保育所等から配慮が必要とされた子どもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を保育所等に記載頂いた上で、加配の有無を判断している。	105	21.2
6	子どもの特性や状態に応じて専門職の知見を踏まえて判断している。	201	40.6
7	その他	91	18.4
	合計	495	—

保育士等の加配の可否をどのように判断しているかについては、「障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無を確認することにより判断している」が最も多く 73.5% (364 市区町村)、次いで「医師の診断書や意見書の有無を確認することにより判断している」が 68.5% (339 市区町村)、「子どもの特性や状態に応じて専門職の知見を踏まえて判断している」が 40.6% (201 市区町村) であった。

Q12 貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害児3人あたり、加配保育士等1人まで	29	5.9
2	障害児2人あたり、加配保育士等1人まで	66	13.3
3	障害児1人あたり、加配保育士等1人まで	83	16.8
4	障害児1人あたり、加配保育士等2人まで	4	0.8
5	障害児1人あたり、加配保育士等3人まで	2	0.4
6	障害児1人あたり、加配保育士等4人まで	0	0.0
7	障害児1人あたり、加配保育士等5人まで	1	0.2
8	加配保育士等の配置に上限は定めていない	265	53.5
9	その他	45	9.1
	合計	495	100.0

保育士等の加配における財政支援の障害児人数に対する上限人数については、「加配保育士等の配置に上限は定めていない」が最も多く 53.5% (265 市区町村)、上限設定がある場合は加配保育士等 1 人までの回答が多く、「障害児 1 人あたり、加配保育士等 1 人まで」が 16.8% (83 市区町村)、「障害児 2 人あたり、加配保育士等 1 人まで」が 13.3% (66 市区町村) であった。

Q13 貴市区町村における障害のあるこどものための加配保育士等について、補助要件をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

※ 国・県補助による財政支援を除く

		市区町村数	割合 (%)
1	保育所等が加配する保育士等に対する財政支援（例：障害児を受入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき○万円等）	236	47.7
2	保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援（例：障害児を受入れる場合、障害児1ヶ月1人につき○万円等）	238	48.1
3	その他	37	7.5
	合計	495	—

障害のあるこどものための加配保育士等の補助要件については、「保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援」が 48.1% (238 市区町村)、「保育所等が加配する保育士等に対する財政支援」が 47.7% (236 市区町村) であった。

Q14 保育士等の加配の人員の配置に対する財政支援についてお伺いします。貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、財政支援の対象となっている人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

※ 財政支援の算定用いた保育士等数をご回答ください。

※ 財政支援の対象となっている加配保育士等がいない場合は、0とご入力ください。（例：半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人1人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で2人と回答）（例：半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人2人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で1人と回答）

市区町村数	人数合計	平均人数
194	5,051	26.0

※ Q13で「保育所等が加配する保育士等に対する財政支援」と回答した236市区町村が回答対象

Q15 貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、財政支援の対象となっている（※申請があったが加配対象として認められなかった）人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

市区町村数	人数合計	平均人数
166	133	0.8

※ Q13で「保育所等が加配する保育士等に対する財政支援」と回答した236市区町村が回答対象

Q16 加配保育士等について、1か月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。

※ 年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。

市区町村数	平均単価
191	158,850

※ Q13で「保育所等が加配する保育士等に対する財政支援」と回答した236市区町村が回答対象

Q17 貴市区町村の加配保育士等の財政支援において、1施設あたりの人数の上限についてご回答ください。貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	1施設あたり、加配保育士等1人まで	7	3.0
2	1施設あたり、加配保育士等2人まで	5	2.1
3	1施設あたり、加配保育士等3人まで	3	1.3
4	1施設あたり、加配保育士等4人まで	3	1.3
5	1施設あたり、加配保育士等5人まで	1	0.4
6	1施設あたり、加配保育士等6人まで	2	0.8
7	1施設あたり、加配保育士等7人まで	0	0.0
8	1施設あたり、加配保育士等8人まで	0	0.0
9	1施設あたり、加配保育士等9人まで	0	0.0
10	1施設あたり、加配保育士等10人まで	1	0.4
11	加配保育士等の配置に上限は定めていない	203	86.0
12	その他	11	4.7
	合計	236	100.0

保育士等の加配における財政支援の1施設あたり上限人数については、「加配保育士等の配置に上限は定めていない」が最も多く86.0%（203市区町村）、次いで「1施設あたり、

加配保育士等1人まで」が3.0%（7市区町村）、「1施設あたり、加配保育士等2人まで」が2.1%（5市区町村）であった。

Q18 貴市区町村の保育所等における保育士等の加配職員に対する財政支援について、保育士等加配に関する財政支援の令和5年度の合計支援額（全施設に対する支給額の合計金額）をご回答ください。

※ 決算額（実績）をご回答ください。

市区町村数	平均支援額
222	56,444,917

※ Q13で「保育所等が加配する保育士等に対する財政支援」と回答した236市区町村が回答対象

Q19 貴市区町村の保育所等における障害児保育に係る物件費に対する財政支援について、令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。

市区町村数	平均支援額
536	3,179,379

※ 全回答市区町村（716市区町村）が回答対象

Q20 障害児の受入れ人数に対する財政支援についてお伺いします。貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、財政支援の対象となっている人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

市区町村数	人数合計	平均人数
214	14,974	70.0

※ Q13で「保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援」と回答した238市区町村が回答対象

Q21 貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、財政支援の対象となっていない（※申請があったが加配対象として認められなかった）人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

市区町村数	人数合計	平均人数
177	4,527	26

※ Q13で「保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援」と回答した238市区町村が回答対象

Q22 財政支援において障害のある子どもの特性・状態に応じた加配をおこなっていますか。主にあてはまるものをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害のある子ども一人一人の特性・状態にあわせて加配人数を決めている	204	41.3
2	障害のある子どもを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている（例：保育所等に対し3人まで加配等）	15	3.0
3	障害のある子どもを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している	4	0.8
4	障害のある子ども一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている（例：障害のある子ども2人に対し1人加配等）	91	18.4
5	障害のある子ども一人あたりの加配人数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している	14	2.8
6	障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている（例：重度心身障害児は1人に対し1人加配や軽度障害児は3人に対し1人加配等）	46	9.3
7	障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している	10	2.0
8	その他	110	22.3
	合計	494	100.0

※ Q4 で「はい」と回答した 495 市区町村が回答対象

財政支援における障害のある子どもの特性・状態に応じた加配の実施状況について、「障害のある子ども一人一人の特性・状態にあわせて加配人数を決めている」が最も多く 41.3% (204 市区町村)、次いで「障害のある子ども一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている」が 18.4% (91 市区町村)、「障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている」が 9.3% (46 市区町村) であった。

Q23_1 保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による 1 人あたりの加配人数をご回答ください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
視覚障害	6	18	3.0
聴覚障害	6	18	3.0
言語障害	6	18	3.0
肢体不自由	7	19	2.7
知的障害	6	18	3.0
病弱・虚弱	4	9	2.3
発達障害	7	20	2.9
精神障害（発達障害以外）	6	18	3.0
医療的ケア児	6	10	1.7
「気になる子」	8	24	3.0
その他	5	12	2.4

※ Q22 で「障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている」と回答した 46 市区町村及び「障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している」と回答した 10 市区町村が回答対象

Q23_2 保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による 1 人あたりの加配人数をご回答ください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
重度	32	48	1.5
中度	27	60	2.2
軽度	32	108	3.4
その他	5	16	3.2

※ Q22 で「障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている」と回答した 46 市区町村及び「障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している」と回答した 10 市区町村が回答対象

Q24_1 要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児 1 か月 1 人あたりの支援額をご回答ください。

	市区町村数	平均支援額
視覚障害	47	67,525
聴覚障害	47	63,694
言語障害	46	67,380
肢体不自由	48	69,384
知的障害	47	67,525
病弱・虚弱	39	68,410
発達障害	47	67,336
精神障害（発達障害以外）	42	68,660
医療的ケア児	35	69,647
「気になる子」	34	63,342
その他	28	84,065

※ Q13 で「保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援」と回答した 238 市区町村が回答対象
「その他」の自由記述

- 特別児童扶養手当の受給や各種障害者手帳の有無によって異なる
- 種別で支援額を定めていない 等

Q24_2 要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児 1 か月 1 人あたりの支援額をご回答ください。

	市区町村数	平均支援額
重度	123	88,792
中度	104	67,972
軽度	127	53,296
その他	37	73,425

※ Q13 で「保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援」と回答した 238 市区町村が回答対象

Q25 障害児について、1か月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。

※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。

市区町村数	平均単価
116	81,005

※ Q13で「保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援」と回答した238市区町村が回答対象

Q26 保育所等における障害児のための保育士等の加配の入件費や物件費を含めた令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。

※委託費や研修費や工事費を除いた入件費と物件費のみの合計支援額をご回答ください。

市区町村数	平均支援額
513	39,157,558

※ 全回答市区町村（716市区町村）が回答対象

Q27 貴市区町村における公営保育所等において、障害児のために加配をおこなった保育士等の入件費の総額（令和5年度実績）についてご回答ください。

※公営の金額についてご回答ください。（公設民営は含まない）

市区町村数	平均入件費
211	23,975,910

※ Q3_1で公営施設が1施設以上あると回答した571市区町村が回答対象

Q28 実施している財政支援について、市区町村内の財政部局と情報共有をおこなう等、連携して検討をおこなっているかご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	市区町村内の財政部局と連携して検討している	324	65.5
2	市区町村内の財政部局と連携して検討していない	167	33.7
3	その他	4	0.8
	合計	495	100.0

「その他」の自由記述

- ・ 予算要求をあげるのみで特段の連携はない 等

実施している財政支援について、市区町村内の財政部局と情報共有をおこなう等、連携して検討をおこなっているかについては、「市区町村内の財政部局と連携して検討している」が65.5%（324市区町村）、「市区町村内の財政部局と連携して検討していない」が33.7%（167市区町村）であった。

Q29 実施している財政支援について、令和 6 年度において令和 5 年度と比較して、金額の見直しがあったか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	金額の見直し（増額）があった	139	28.1
2	金額の見直し（減額）があった	10	2.0
3	金額の見直しはなかった	346	69.9
	合計	495	100.0

実施している財政支援について、令和 6 年度において令和 5 年度と比較して、金額の見直しがあったかについては、「金額の見直しはなかった」が最も多く 69.9%（346 市区町村）、次いで「金額の見直し（増額）があった」が 28.1%（139 市区町村）であった。

Q30 令和 6 年度において保育所における障害児への加配保育士等の財政支援について増額もしくは減額の検討があったか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育のための加配保育士等の財政支援の増額の打診があった	1	0.2
2	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診があった	8	1.6
3	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなった	139	28.1
4	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診をおこなった	3	0.6
5	検討はなかった	330	66.7
6	その他	14	2.8
	合計	495	100.0

令和 6 年度において保育所における障害児への加配保育士等の財政支援について増額もしくは減額の検討があったかについては、「検討はなかった」が最も多く 66.7%（330 市区町村）、次いで「保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなった」が 28.1%（139 市区町村）であった。

Q31 財政支援の増額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	地方交付税が増額されたため	5	3.6
2	一般財源が増額されたため	3	2.2
3	保育士等の人工費が増額傾向のため	58	41.7
4	保育所等から加配保育士等について増額の要望があったため	45	32.4
5	近隣市区町村が増額していたため	2	1.4
6	市区町村内の障害児数が増加したため	13	9.4
7	市区町村内の保育所等における障害児数が増加したため	46	33.1
8	対象児の審査基準が緩和されたため	4	2.9
9	その他	26	18.7
	合計	139	—

「その他」の自由記述

- ・ 公定価格の増額
- ・ 準用する補助金の補助単価改定
- ・ 支援対象の見直し（対象の拡大） 等

財政支援の増額の理由については、「保育士等の人工費が増額傾向のため」が最も多く41.7%（58市区町村）、次いで「市区町村内の保育所等における障害児数が増加したため」が33.1%（46市区町村）、「保育所等から加配保育士等について増額の要望があったため」が32.4%（45市区町村）であった。

Q32 財政支援の減額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	一般財源が減額されたため	0	0.0
2	近隣市区町村と比較し、加算が高額であったため	1	10.0
3	近隣市区町村が減額したため	0	0.0
4	財政上の支出の見直しのため	1	10.0
5	市区町村内の障害児数が減少したため	2	20.0
6	市区町村内の保育所等における障害児数が減少したため	2	20.0
7	対象児の審査基準が厳格化されたため	1	10.0
8	地方交付税不交付団体となり、より裁量的に支援のあり方を見直したため	0	0.0
9	その他	4	40.0
	合計	10	—

Q33 貴市区町村の保育所等への障害児の受入れについて、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	貴市区町村において、保育所等の定員のうち障害児や医療的ケア児の受入れ人數に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受入れは10割合（%）まで等）	33	4.6
2	貴市区町村において、障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している（例：糖尿病の子どもの受入れはおこなわない、医療的ケア児の受入れはおこなわない等）	37	5.2
3	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している（例：医療的ケア児について、3歳以上しか受入れはおこなわない等）	46	6.4
4	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している（例：障害児は特定の園のみ受入れ可能としている、医療的ケア児は特定の園のみでしか受入れをおこなわない等）	86	12.0
5	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：健常児は11時間まで保育可能であるところ、障害児は8時間と上限を設けている等）	59	8.2
6	貴市区町村において、障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）	545	76.1
7	その他	42	5.9
	合計	716	—

市区町村の保育所等への障害児の受入れについては、「貴市区町村において、障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）」が最も多く 76.1% (545 市区町村)、次いで「貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している」が 12.0% (86 市区町村)、「貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している」が 8.2% (59 市区町村) であった。

Q34 障害児や医療的ケア児の受入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。
あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害児や医療的ケア児の保育をおこなう保育士等が不足しているため	8	24.2
2	管内の保育所等において、障害児の保育をおこなう専門職が不足しているため	4	12.1
3	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育をおこなう専門職が不足しているため	13	39.4
4	管内の保育所等において、障害児の受入れに必要な体制が整っていない保育所等があるため	7	21.2
5	管内の保育所等の方針や意向によるもの	3	9.1
6	その他	13	39.4
	合計	33	—

「その他」の自由記述

- ・ 安全な保育・受け入れのため
- ・ 受入れに必要な園環境の整備や部屋・スペースの確保ができないため 等

障害児や医療的ケア児の受入れ人数に上限を設けている理由については、「管内の保育所等において、医療的ケア児の保育をおこなう専門職が不足しているため」が最も多く 39.4% (13 市区町村)、次いで「管内の保育所等において、障害児や医療的ケア児の保育をおこなう保育士等が不足しているため」が 24.2% (8 市区町村)、「管内の保育所等において、障害児の受入れに必要な体制が整っていない保育所等があるため」が 21.2% (7 市区町村) であった。

Q35 障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。
あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害種別に対応できる保育士等が不足しているため	5	13.5
2	管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる保育士等が不足しているため	11	29.7
3	管内の保育所等において、障害種別に対応できる専門職が不足しているため	3	8.1
4	管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる専門職が不足しているため	16	43.2
5	管内の保育所等において、障害種別に対応できる体制が整っていない保育所等があるため	10	27.0
6	管内の保育所等において、医療的ケアに対応できる体制が整っていない保育所等があるため	24	64.9
7	管内の保育所等の方針や意向によるもの	5	13.5
8	その他	5	13.5
	合計	37	—

障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している理由については、「管内の保育所等において、医療的ケアに対応できる体制が整っていない保育所等があるため」が最も多く 64.9% (24 市区町村)、次いで「管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる専門職が不足しているため」が 43.2% (16 市区町村)、「管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる保育士等が不足しているため」が 29.7% (11 市区町村) であった。

Q36 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	低年齢児の障害児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため	1	2.2
2	低年齢児の医療的ケア児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため	10	21.7
3	障害児や医療的ケア児の入園時の手続きに時間を要するため	0	0.0
4	障害児や医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため	6	13.0
5	障害児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため	1	2.2
6	医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため	36	78.3
7	医師等の専門職からの助言により限定している	1	2.2
8	管内の保育所等において、年齢に応じた体制が整っていない保育所等があるため	3	6.5
9	管内の保育所等の方針や意向によるもの	2	4.3
10	その他	1	2.2
	合計	46	—

障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由については、「医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため」が最も多く 78.3% (36 市区町村)、次いで「低年齢児の医療的ケア児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため」が 21.7% (10 市区町村)、「障害児や医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため」が 13.0% (6 市区町村) であった。

Q37 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため	8	9.3
2	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため	33	38.4
3	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため	2	2.3
4	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため	47	54.7
5	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる体制が整っていない保育所等があるため	11	12.8
6	貴市区町村において、医療的ケア児を受入れる保育所等を指定し、受入れ体制整備をおこなう方針であるため	39	45.3
7	園の方針・意向によるもの	5	5.8
8	その他	8	9.3
	合計	86	—

障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している理由については、「管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等

があるため」が最も多く 54.7% (47 市区町村) 、次いで「貴市区町村において、医療的ケア児を受入れる保育所等を指定し、受入れ体制整備をおこなう方針であるため」が 45.3% (39 市区町村) 、「管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため」が 38.4% (33 市区町村) であった。

Q38 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため	2	3.4
2	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため	30	50.8
3	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため	5	8.5
4	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため	37	62.7
5	医師等の専門職からの助言により障害児の身体状態を考慮したため	1	1.7
6	医師等の専門職からの助言により医療的ケア児の身体状態を考慮したため	9	15.3
7	園の方針・意向によるもの	2	3.4
8	その他	5	8.5
	合計	59	—

障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している理由については、「管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため」が最も多く 62.7% (37 市区町村) 、次いで「管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため」が 50.8% (30 市区町村) 、「医師等の専門職からの助言により医療的ケア児の身体状態を考慮したため」が 15.3% (9 市区町村) であった。

Q39 過去 5 年間（令和 2 年度～6 年度）で受入れ方針を定めていましたか。

		市区町村数	割合 (%)
1	定めていなかった	543	99.6
2	定めていたが、撤廃した	2	0.4
	合計	545	100.0

過去 5 年間（令和 2 年度～6 年度）で受入れ方針を定めていたかについては、「定めていなかった」が 99.6% (543 市区町村) であった。

Q40 どのような受入れ方針だったか、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	入所可能な園が決まっている	0	0.0
2	障害児の保育時間が決まっている（障害児には標準時間認定でなく、短時間認定をしているなど）	0	0.0
3	障害児に対して保育時間の延長を認めていない	0	0.0
4	その他	2	100.0
	合計	2	—

※ Q39 で「定めていたが、撤廃した」と回答した 2 市区町村が回答対象

Q41 受入れ方針について根拠法規があったか、あった場合どのような法規だったか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	条例	0	0.0
2	規則	0	0.0
3	その他	2	100.0
4	根拠法規はなかった	0	0.0
	合計	2	100.0

※ Q39 で「定めていたが、撤廃した」と回答した 2 市区町村が回答対象

Q42 障害児の受入れ方針を定めていた理由について、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において加配職員の人員が不足しているため	0	0.0
2	管内の保育所等からの要望のため	0	0.0
3	その他	2	100.0
	合計	2	—

※ Q39 で「定めていたが、撤廃した」と回答した 2 市区町村が回答対象

Q44_1 令和 3 年度～5 年度の 3 年間で入園できなかった、または入園直後に転園・退園した障害児はいますか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	いる	168	23.5
2	いない	407	56.8
3	把握していない	141	19.7
	合計	716	100.0

令和 3 年度～5 年度の 3 年間で入園できなかった、または入園直後に転園・退園した障害児はいるかについては、「いない」が最も多く 56.8% (407 市区町村)、次いで「いる」が 23.5% (168 市区町村)、「把握していない」が 19.7% (141 市区町村) であった。

Q44_2 入園できなかった、または入園直後に転園・退園した理由について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	医師の診断等により集団保育が難しいと判断されたため	37	22.0
2	保育所等の施設整備が間に合わず入園をお断りした	23	13.7
3	保育所等の保育人材の確保（保育士等）が難しく入園できなかった	97	57.7
4	保育所等の専門人材の確保（看護師等）が難しく入園できなかった	50	29.8
5	経験のない障害種別であった等、園の経験や知見が不足しており入園できなかつた	15	8.9
6	入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことについて保育園から申し出があったため	34	20.2
7	入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことが慣らし保育時に判明したため	2	1.2
8	その他	25	14.9
	合計	168	—

「その他」の自由記述

- ・ 保護者の都合・希望によるもの
- ・ 施設の受入れ体制・環境によるもの 等

入園できなかった、または入園直後に転園・退園した理由については、「保育所等の保育人材の確保（保育士等）が難しく入園できなかった」が最も多く 57.7% (97 市区町村) 、次いで「保育所等の専門人材の確保（看護師等）が難しく入園できなかった」が 29.8% (50 市区町村) 、「医師の診断等により集団保育が難しいと判断されたため」が 22.0% (37 市区町村) であった。

Q45 貴市区町村の障害児の受け入れにあたっての課題について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害児を受け入れ可能な設備を有する保育所等が少ない	162	22.6
2	障害児の受け入れについて設備整備をおこなう財政的な余裕がない	158	22.1
3	障害児を受け入れ可能な人員を有する保育所等が少ない	455	63.5
4	障害児の受け入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない	202	28.2
5	保育所等に入所決定後、保育所等から受け入れが困難であると相談されることがある	158	22.1
6	民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている	189	26.4
7	その他	88	12.3
	合計	716	—

「その他」の自由記述

- ・ 保育士の人材不足
- ・ 特になし
- ・ 受入れ体制・設備が整っている保育所等が少ない 等

市区町村の障害児の受け入れにあたっての課題については、「障害児を受け入れ可能な人員を有する保育所等が少ない」が最も多く 63.5% (455 市区町村) 、次いで「障害児の受け

入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない」が 28.2% (202 市区町村) 、「民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている」が 26.4% (189 市区町村) であった。

Q46 貴市区町村の保育所等における障害児への保育士等の加配の必要性について、会議体を持つ等、話し合いの機会を設けていますか。

		市区町村数	割合 (%)
1	会議等を実施している（市区町村職員のみ）	135	18.9
2	会議等を実施している（市区町村職員と外部委員）	119	16.6
3	会議等は実施していない	438	61.2
4	その他	24	3.4
	合計	716	100.0

市区町村の保育所等における障害児への保育士等の加配の必要性について、会議体を持つ等、話し合いの機会を設けているかについては、「会議等は実施していない」が最も多く 61.2% (438 市区町村) 、次いで「会議等を実施している（市区町村職員のみ）」が 18.9% (135 市区町村) 、「会議等を実施している（市区町村職員と外部委員）」が 16.6% (119 市区町村) であった。

Q47 令和 5 年度の貴市区町村の保育所等における障害児に対する保育士等の加配が必要と認定等された児童、実際に配置された加配保育士等の人数について、ご回答ください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
加配が必要と認定等された児童数	519	29,514	56.9
実際に配置された加配保育士等の人数	469	9,701	20.7

Q48 医療的ケア児の事故発生時等の緊急時の対応方針について、実施していることをご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	貴市区町村において、保育所等における事故発生時等の緊急時の対応方針をあらかじめ定めており、管内保育所等に周知をおこなっている	178	24.9
2	貴市区町村において、貴市区町村における事故発生時等の緊急時の対応方針や連絡調整の流れを整理する等、組織としての安全管理体制を整えている	195	27.2
3	貴市区町村において、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意している	182	25.4
4	貴市区町村において、事故発生時等の緊急時に備え、あらかじめ地域の医師会等と対応方針を検討する等、医療機関との連携体制を構築している	98	13.7
5	貴市区町村において、ヒヤリハット事例の蓄積・分析、事故防止策の検討をおこなっている	161	22.5
6	その他	287	40.1
	合計	716	—

「その他」の自由記述

- ・ 医療的ケア児の受入れ実績がない
- ・ 特に対応方針を定めていない 等

医療的ケア児の事故発生時等の緊急時の対応方針について、実施していることについては、「貴市区町村において、貴市区町村における事故発生時等の緊急時の対応方針や連絡調整の流れを整理する等、組織としての安全管理体制を整えている」が最も多く 27.2% (195 市区町村)、次いで「貴市区町村において、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意している」が 25.4% (182 市区町村)、「貴市区町村において、保育所等における事故発生時等の緊急時の対応方針をあらかじめ定めており、管内保育所等に周知をおこなっている」が 24.9% (178 市区町村) であった。

Q50 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた市区町村の中から、障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するヒアリング（オンラインにより 1 時間程度、2~3 月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてとりまとめた事例集に記載させていただく可能性がございます。ご協力頂ける場合は、以下の項目から 1 つお選びください。条件による場合には、具体的な内容をご記入ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	協力できる	129	18.0
2	協力できない	568	79.4
3	条件による (条件の内容 :	18	2.5
	合計	715	100.0

参考値

- 管内に公立保育所等のみの市区町村を除いた市区町村における保育士等の加配に対する財政支援の実施状況

Q4 回答結果（保育士等の加配に対する財政支援の実施状況）について、Q3_8 回答結果（管内の民営施設数）が 0 の市区町村を除いて集計

		市区町村数	割合 (%)
1	はい	486	80.5
2	いいえ	118	19.5
	合計	604	100.0

- 一般財源のみで財政支援事業を実施する市区町村における財政支援方法

Q6（加配保育士等に対する財政支援をおこなっている場合、その財源は国や県の補助金など特定財源を含むか）において「いいえ」と回答した市区町村を抽出して、Q8（加配保育士等に対する財政支援の方法）の回答結果を集計

		市区町村数	割合 (%)
1	補助金	289	86.3
2	交付金	5	1.5
3	その他	41	12.2
	合計	335	100.0

- 障害児 1 人あたりの 1 年間の支援額算定単価

Q25 回答結果（障害児 1 人あたりの 1 か月支援額算定単価）を 12 で乗じて集計

市区町村数	平均単価
116	469,890,694

(3)保育所等調査の結果

Q1_3 施設類型

		施設数	割合 (%)
1	認可保育所	3,696	53.5
2	認定こども園	1,997	28.9
3	小規模保育事業所	972	14.1
4	事業所内保育事業	124	1.8
5	その他	117	1.7
	全体	6,906	100.0

Q1_4 運営主体

		施設数	割合 (%)
1	市区町村	1,671	24.2
2	社会福祉法人	3,090	44.7
3	株式会社	846	12.3
4	学校法人	722	10.5
5	その他	577	8.4
	全体	6,906	100.0

Q1_5 貴施設の保育定員についてご回答ください。

施設数	定員合計	平均定員
6,905	551,798	79.9

Q2_1 貴施設の常勤職員構成についてご回答ください。 (令和6年10月1日時点)

- ※1 喀痰吸引等研修の課程を修了した認定特定行為業務従事者である保育士
- ※2 日々の健康チェックや病気・怪我の応急処置、衛生管理等を実施する看護師等
- ※3 医療的ケア児に対する経管栄養や喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを実施する看護師等
- ※ 1人の看護師等が衛生管理のほか医療的ケアについても実施している場合は、医療的ケアをおこなう看護師等として計上してください。

	施設数	人数合計	平均人数
園長・施設長	6,657	6,657	1.00
副園長	6,657	2,357	0.35
主任保育士	6,657	8,509	1.28
保育士	6,657	49,336	7.41
医療的ケアをおこなう保育士（※1）	6,657	122	0.02
保育教諭	6,657	26,398	3.97
みなし保育士	6,657	714	0.11
保育補助者	6,657	3,946	0.59
看護師等（※2）	6,657	1,818	0.27
医療的ケアをおこなう看護師等（※3）	6,657	305	0.05
その他	6,657	8,013	1.20

Q2_2 貴施設の非常勤職員構成についてご回答ください。 (令和6年10月1日時点)

- ※1 喀痰吸引等研修の課程を修了した認定特定行為業務従事者である保育士
- ※2 日々の健康チェックや病気・怪我の応急処置、衛生管理等を実施する看護師等
- ※3 医療的ケア児に対する経管栄養や喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを実施する看護師等
- ※ 1人の看護師等が衛生管理のほか医療的ケアについても実施している場合は、医療的ケアをおこなう看護師等として計上してください。

※ 巡回支援等の外部職員は除いてください。

	施設数	人数合計	平均人数
園長・施設長	6,585	0	0.00
副園長	6,585	58	0.01
主任保育士	6,585	88	0.01
保育士	6,585	23,216	3.53
医療的ケアをおこなう保育士（※1）	6,585	53	0.01
保育教諭	6,585	10,136	1.54
みなし保育士	6,585	1,044	0.16
保育補助者	6,585	9,333	1.42
看護師等（※2）	6,585	998	0.15
医療的ケアをおこなう看護師等（※3）	6,585	190	0.03
その他	6,585	7,239	1.10

Q3 貴施設において令和3年度から令和5年度で受入れたことのある子どもの障害種別についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	視覚障害	194	2.8
2	聴覚障害	539	7.8
3	言語障害	602	8.7
4	肢体不自由	819	11.9
5	知的障害	2,463	35.7
6	病弱・虚弱	239	3.5
7	発達障害	4,549	65.9
8	医療的ケア児	456	6.6
9	「気になる子」	5,229	75.7
10	その他	684	9.9
	合計	6,906	—

Q4 貴施設における令和6年度の障害児の受入れ状況についてご回答ください。

		施設数	割合 (%)
1	受入れ有	5,079	73.5
2	受入れ無	1,827	26.5
	合計	6,906	100.0

Q5 貴施設において令和6年度に受入れた障害児数について、障害種別別人数（延べ数）をご回答ください。障害種別が重複する場合は、それぞれの該当箇所に計上してください。

	施設数	延べ人数合計	平均人数
視覚障害	5,079	150	0.03
聴覚障害	5,079	404	0.08
言語障害	5,079	982	0.19
肢体不自由	5,079	640	0.13
知的障害	5,079	3,738	0.74
病弱・虚弱	5,079	272	0.05
発達障害	5,079	13,703	2.70
精神障害（発達障害以外）	5,079	174	0.03
医療的ケア児	5,079	454	0.09
「気になる子」	5,079	22,553	4.44
その他	5,079	722	0.14

Q6 貴施設において受入れている障害児のうち加配認定を受けていること、受けていないこと、加配を受けていない障害児のうち加配を希望しているが加配できていない子どもの人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

	施設数	人数合計	平均人数
保育士等を加配している障害児	5,079	16,565	3.26
保育士等を加配していない障害児	5,079	9,530	1.88
保育士等を加配していない障害児のうち加配を希望しているが加配できていない障害児	5,079	3,900	0.77

Q7 貴施設における障害児のための加配保育士等の配置人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

施設数	人数合計	平均人数
5,079	10,760	2.12

※ Q4 で「受入れ有」と回答した 5,079 施設が回答対象

Q8 貴施設における障害児のための加配保育士等の人数が十分かご回答ください。

※ 障害児のための加配保育士について回答してください。（園全体の人員不足は含まない）

	施設数	割合 (%)
1 十分である	2,015	39.7
2 十分でない	3,064	60.3
合計	5,079	100.0

施設における障害児のための加配保育士等の人数が十分かについては、「十分でない」が 60.3% (3,064 施設)、「十分である」が 39.7% (2,015 施設) であった。

Q9 加配保育士等の人数が十分でない場合、貴施設における障害児のために必要と考える加配保育士等の人数を回答してください。

施設数	人数合計	平均人数
3,064	10,672	3.48

※ Q8 で「十分でない」と回答した 3,064 施設が回答対象

Q10 障害児のために保育士等を加配している理由についてご回答ください。あてはまるもののをすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうために加配が必要となるため	3,903	97.5
2	障害のある子どものための個別支援計画の作成について加配が必要となるため	1,983	49.5
3	障害のない子どもと障害のある子どもの関わりについて配慮するために加配が必要となるため	3,163	79.0
4	障害のある子どもの保護者の対応に加配が必要となるため	1,323	33.0
5	障害のない子どもの保護者の対応に加配が必要となるため	448	11.2
6	障害のある子どもへの対応について、他の保育士等にも対応方法を広めるために加配が必要となるため	1,237	30.9
7	関係機関と連携して対応するために加配が必要となるため	1,467	36.6
8	その他	103	2.6
	合計	4,004	—

※ Q6 で「保育士等を加配している障害児」が 1 人以上いると回答した 4,004 施設が回答対象

Q11 保育士等を加配していない障害児がいる場合、その理由についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	軽度の障害や気になる子どもである等、保育にあたり特別な配慮が必要ではないと判断したため	802	35.0
2	障害の有無に関わらず、同様の人員体制で保育をおこなう方針であるため（障害のある子どもに対して特別に加配をおこなっていない）	162	7.1
3	市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため	367	16.0
4	市区町村により加配の必要性が認められないため	458	20.0
5	市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が困難であるため	754	32.9
6	市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため	456	19.9
7	市区町村への申請手続きにおいては保護者の同意は不要であるが、園の方針により保護者の同意を求めており、保護者の同意が得られないため	30	1.3
8	その他	456	19.9
	合計	2,291	—

※ Q6 で「保育士等を加配していない障害児」が 1 人以上いると回答した 2,291 施設が回答対象

「その他」の自由記述

- ・ 財政支援が不十分であるため
- ・ 保育士の確保が困難であるため
- ・ 年齢やクラスに関する制約 等

保育士等を加配していない障害児がいる場合、その理由については、「軽度の障害や気になる子どもである等、保育にあたり特別な配慮が必要ではないと判断したため」が最も多く 35.0% (802 施設) 、次いで「市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が

困難であるため」が 32.9% (754 施設)、「市区町村により加配の必要性が認められないため」が 20.0% (458 施設) であった。

Q12 Q7 における加配保育士等のうち、市区町村からの財政支援を受けている保育士等の人数、受けていない保育士等の人数についてご回答ください。

	施設数	人数合計	平均人数
財政支援を受けている保育士等	4,030	6,532	1.62
財政支援を受けていない保育士等	4,030	3,264	0.81

※ Q7 で「障害児のための加配保育士等」が 1 人以上いると回答した 4,033 施設ご回答対象

Q13 財政支援を受けて加配している保育士等について、月当たりの交付額をご回答ください。

	施設数	平均 (円)
こども一人当たり（障害児を受入れる場合、障害児1人につき〇万円といった財政支援の場合）	2,064	106,522
保育士等一人当たり（障害児を受入れる場合、保育士等1人につき〇万円といった財政支援の場合）	1,765	93,443
その他	1,602	22,321

※ Q12 で「財政支援を受けている保育士等」が 1 人以上いると回答した 2,713 施設ご回答対象

Q14 市区町村からの財政支援を受けていない加配保育士等について、財政支援を受けていない理由をご回答ください。あてはまるものをお選びください。

	施設数	割合 (%)
1 市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため	305	26.4
2 市区町村により加配の必要性が認められないため	268	23.2
3 市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が困難であるため	237	20.5
4 市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため	248	21.5
5 市区町村が求める申請手続きが煩雑であるため	61	5.3
6 その他	375	32.5
合計	1,155	—

※ Q12 で「財政支援を受けていない保育士等」が 1 人以上いると回答した 1,155 施設ご回答対象

「その他」の自由記述

- ・ 公立施設であるため
- ・ 障害児 2 人に対して加配保育士 1 人といった配置基準・条件を満たすことが難しいため
- ・ 「気になる子」であり、財政支援の対象とならないため 等

市区町村からの財政支援を受けていない加配保育士等について、財政支援を受けていない理由については、「市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため」が最も多く 26.4% (305 施設)、次いで「市区町村により加配の必要性が認められないため」が 23.2% (268 施設)、「市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため」が 21.5% (248 施設) であった。

Q16 市区町村からの財政支援による加配保育士等の配置の利点についてご回答ください。
あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうことができるようになった	3,303	81.9
2	障害のある子どものための個別支援計画について、より多くの計画作成や計画内容の充実に繋がった	1,675	41.6
3	障害のある子どもとない子どもの子ども同士の関わりについて配慮した保育をおこなうことができるようになった	2,804	69.6
4	障害のある子どもの保護者への対応の充実（子どもの様子をより詳細にお伝えできるようになった、保護者面談の機会が増加した等）	1,682	41.7
5	障害のない子どもの保護者への対応の充実（障害のある子どもの障害特性等について説明する機会が増加した等）	521	12.9
6	関係機関との連携体制の充実（障害のある子どもの情報をより細かく、速やかに伝えられるようになった、情報共有の機会を設けることができるようになった等）	1,677	41.6
7	その他	425	10.5
	合計	4,031	—

「その他」の自由記述

- 公立施設のため、市区町村からの財政支援は受けていない
- 財政支援により加配できているが、財政支援額は足りない状態である
- 加配保育士の入件費に充当することが可能になった 等

市区町村からの財政支援による加配保育士等の配置の利点については、「障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうことができるようになった」が最も多く 81.9% (3,303 施設)、次いで「障害のある子どもとない子どもの子ども同士の関わりについて配慮した保育をおこなうことができるようになった」が 69.6% (2,804 施設) であった。

Q17 障害のある子どもへの職員の加配について、どのように検討しているかご回答ください。
あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	基本的に障害のある子どもには加配をおこなっている	2,179	54.1
2	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している子どもは加配申請を検討している	1,977	49.0
3	医師の診断書や意見書を所持している子どもは加配申請を検討している	1,871	46.4
4	面談の機会を設ける等により、子どもの状態を把握することにより加配申請を検討している	1,541	38.2
5	市区町村から提示された配慮事項のチェックシート等を活用し、加配申請を検討している	632	15.7
6	子どもの特性や状態に応じて専門機関の知見を踏まえて加配申請を検討している	2,044	50.7
7	その他	203	5.0
	合計	4,031	—

障害のある子どもへの職員の加配について、どのように検討しているかについては、「基本的に障害のある子どもには加配をおこなっている」が最も多く 54.1% (2,179 施設)、次いで「子どもの特性や状態に応じて専門機関の知見を踏まえて加配申請を検討している」が

50.7% (2,044 施設)、「障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持しているこどもは加配申請を検討している」が 49.0% (1,977 施設) であった。

Q19 加配保育士等の配置にあたって課題となっていることについてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	施設において加配保育士等の入件費が負担となっている	1,957	38.5
2	保育士等の人材確保が困難である	4,029	79.3
3	障害特性に応じた経験のある保育士等の確保が困難である	2,706	53.3
4	人材確保のために人材紹介業者を活用しており、紹介料等が負担となっている	957	18.8
5	その他	416	8.2
	合計	5,079	—

加配保育士等の配置にあたって課題となっていることについては、「保育士等の人材確保が困難である」が最も多く 79.3% (4,029 施設)、次いで「障害特性に応じた経験のある保育士等の確保が困難である」が 53.3% (2,706 施設)、「施設において加配保育士等の入件費が負担となっている」が 38.5% (1,957 施設) であった。

Q20 施設において加配保育士等の入件費が負担となっている理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	市区町村からの財政支援を受けているが、財政支援の金額が十分でない	1,458	74.5
2	市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため、財政支援を受けることができていない	210	10.7
3	市区町村により加配の必要性が認められないため、財政支援を受けることができない	457	23.4
4	市区町村における財政支援の要件を満たすことが難しいため、財政支援を受けることができない	565	28.9
5	その他	225	11.5
	合計	1,957	—

「その他」の自由記述

- 財政支援額が不十分であるため
- 気になる子への加配が認められない場合があるため
- 保護者の理解や同意が得られず、加配認定の申請ができない場合がある 等

施設において加配保育士等の入件費が負担となっている理由については、「市区町村からの財政支援を受けているが、財政支援の金額が十分でない」が最も多く 74.5% (1,458 施設)、次いで「市区町村における財政支援の要件を満たすことが難しいため、財政支援を受けることができない」が 28.9% (565 施設)、「市区町村により加配の必要性が認められないため、財政支援を受けることができない」が 23.4% (457 施設) であった。

Q21 市区町村の財政支援の要件を満たすことが難しい理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため	279	49.4
2	市区町村が定める障害特性にあてはまらないため（例：重度心身障害のある子どものみ加配をおこなう等）	237	41.9
3	市区町村が定める要件を満たすだけの保育士等が確保できない（もしくは必要ない）ため（例：「障害児三人に対して保育士等二人」等で保育士を2名確保することが困難である（もしくは必要ない）場合）	237	41.9
4	市区町村が定める要件を満たすだけの障害児が在園していないため（例：「障害児二人に対して保育士等一人」等で障害児は1名しか在園していない場合）	113	20.0
5	その他	74	13.1
	合計	565	—

「その他」の自由記述

- 保護者の同意取得が困難であったり時間を要したりするため
- 医師の診断書等の必要な書類を取得することが困難である
- 人材不足であり、保育士が確保できないため 等

市区町村の財政支援の要件を満たすことが難しい理由については、「市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため」が最も多く49.4%（279施設）、次いで「市区町村が定める要件を満たすだけの保育士等が確保できない（もしくは必要ない）ため」が41.9%（237施設）、「市区町村が定める障害特性にあてはまらないため」が41.9%（237施設）であった。

Q22 障害児の受入れ方針についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	園全体の定員のうち障害児の受入れ人数に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受入れは10%まで等）	301	5.9
2	園において受入れる障害種別をあらかじめ限定している（例：糖尿病の子どもの受入れはおこなわない、医療的ケア児の受入れはおこなわない等）	650	12.8
3	障害児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している（例：医療的ケア児について、3歳以上しか受入れはおこなわない等）	87	1.7
4	障害児を受入れる場合、あらかじめ園内において受入場所を特定している（例：園内の特定の場所でしか受入れをおこなわない、3歳児であっても1歳児クラスでしか受入れをおこなわない等）	24	0.5
5	障害児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：午後しか受入れをおこなわない、看護師のいる時間しか受入れない等）	96	1.9
6	障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）	4,107	80.9
7	その他	521	10.3
	合計	5,079	—

障害児の受入れ方針については、「障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）」が最も多く80.9%（4,107施設）、次いで「園において受入れる障害種別をあらかじめ限定している」が12.8%（650施設）、「園全体の定員のうち障害児の受入れ人数に上限を設けている」が5.9%（301施設）であった。

Q23 園全体の定員のうち障害児の受入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	215	71.4
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	177	58.8
3	受入れに必要な設備が不足している	60	19.9
4	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	47	15.6
5	その他	69	22.9
	合計	301	—

「その他」の自由記述

- 定員以上受入れを行っている
- クラス運営ができる体制を維持するため
- 市区町村の決まりがあるため 等

園全体の定員のうち障害児の受入れ人数に上限を設けている理由については、「対応可能な保育士等の数が不足している」が最も多く71.4%（215施設）、次いで「受入れに必要な加配保育士等を配置できていない」が58.8%（177施設）、「受入れに必要な設備が不足している」が19.9%（60施設）であった。

Q24 園において受入れる障害種別をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	障害種別に応じた専門的なケアが提供できる人員が不足している	522	80.3
2	対応可能な保育士等の数が不足している	326	50.2
3	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	244	37.5
4	受入れに必要な設備が不足している	381	58.6
5	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	148	22.8
6	その他	59	9.1
	合計	650	—

園において受入れる障害種別をあらかじめ限定している理由については、「障害種別に応じた専門的なケアが提供できる人員が不足している」が最も多く 80.3% (522 施設)、次いで「受入れに必要な設備が不足している」が 58.6% (381 施設)、「対応可能な保育士等の数が不足している」が 50.2% (326 施設) であった。

Q25 障害児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	48	55.2
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	47	54.0
3	受入れに必要な設備が不足している	28	32.2
4	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	24	27.6
5	その他	19	21.8
	合計	87	—

「その他」の自由記述

- ・ 市区町村の決まりがあるため
- ・ 安全な受入れを実施するため 等

障害児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由については、「対応可能な保育士等の数が不足している」が最も多く 55.2% (48 施設)、次いで「受入れに必要な加配保育士等を配置できていない」が 54.0% (47 施設)、「受入れに必要な設備が不足している」が 32.2% (28 施設) であった。

Q26 障害児を受入れる場合、あらかじめ園内において受入場所を特定している理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	15	62.5
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	12	50.0
3	受入れに必要な設備が不足している	14	58.3
4	その他	2	8.3
	合計	24	—

障害児を受入れる場合、あらかじめ園内において受入場所を特定している理由については、「対応可能な保育士等の数が不足している」が最も多く 62.5% (15 施設)、次いで「受入れに必要な設備が不足している」が 58.3% (14 施設)、「受入れに必要な加配保育士等を配置できていない」が 50.0% (12 施設) であった。

Q27 障害児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を制限している理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	60	62.5
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	60	62.5
3	受入れに必要な設備が不足している	16	16.7
4	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	32	33.3
5	障害児支援に係る公的機関と連携できる時間帯が限られている	10	10.4
6	その他	18	18.8
	合計	96	—

「その他」の自由記述

- ・ 開所時間に対して配置人数を確保することが不可能であるため
- ・ 安全な受入れを実施するため 等

障害児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を制限している理由については、「対応可能な保育士等の数が不足している」、「受入れに必要な加配保育士等を配置できていない」が最も多く 62.5% (60 施設)、次いで「障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない」が 33.3% (32 施設) であった。

Q28 Q22 の受入れ方針により障害のある子どもの入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがあるかご回答ください。

		施設数	割合 (%)
1	入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがある	511	52.1
2	入園をお断りした（もしくは辞退された）ことはない	470	47.9
	合計	981	100.0

Q22 の受入れ方針により障害のある子どもの入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがあるかについては、「入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがある」が 52.1%（511 施設）、「入園をお断りした（もしくは辞退された）ことはない」が 47.9%（470 施設）であった。

Q30 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた市区町村の中から、障害児保育への財政支援の実施状況に係るヒアリング（オンラインにより 1 時間程度、1~2 月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてとりまとめる事例集に記載させていただく可能性がございます。ご協力頂ける場合は、以下の項目から一つ選択してください。条件による場合には、具体的な内容をご記載ください。

		施設数	割合 (%)
1	協力できる	981	14.2
2	協力できない	5,366	77.7
3	条件による（条件の内容：	557	8.1
	合計	6,904	100.0

参考値

➤ 定員規模別施設数

Q1_5 回答結果（施設の定員数）について、定員規模別の施設数を集計

保育定員区分	施設数	定員合計	平均定員
全体	6,905	551,798	79.9
①20人未満	1,162	17,516	15.1
②20人以上～50人未満	856	28,904	33.8
③50人以上～70人未満	1,084	63,402	58.5
④70人以上～100人未満	1,529	127,809	83.6
⑤100人以上	2,274	314,167	138.2

➤ 財政支援を受けて加配している保育士等に対する1年間の財政支援交付額

Q13 回答結果（財政支援を受けて加配している保育士等に対する1か月の財政支援交付額）を12で乗じて集計

	施設数	平均（円）
こども一人当たり（障害児を受入れる場合、障害児1人につき〇万円といった財政支援の場合）	2,064	1,278,262
保育士等一人当たり（障害児を受入れる場合、保育士等1人につき〇万円といった財政支援の場合）	1,765	1,121,320
その他	1,602	267,850

➤ 施設の常勤職員構成

Q2_1 回答結果（常勤職員構成）について、定員規模別の合計数と1施設あたり平均職員数を集計

		施設数	副園長	主任保育士	保育士	医療的ケアをおこなう保育士	保育教諭	みなし保育士	保育補助者	看護師等	医療的ケアをおこなう保育士	その他
全体	合計	6,905	2,357	8,509	49,336	122	26,398	714	3,946	1,818	305	8,013
	平均	—	0.35	1.28	7.41	0.02	3.97	0.11	0.59	0.27	0.05	1.20
①20人未満	合計	1,162	359	560	3,736	8	308	44	256	85	19	328
	平均	—	0.08	0.51	3.33	0.01	0.28	0.04	0.23	0.08	0.02	0.29
②20人以上～50人未満	合計	856	296	849	3,533	8	1,764	50	258	101	16	706
	平均	—	0.25	1.04	4.33	0.01	2.16	0.06	0.32	0.12	0.02	0.87
③50人以上～70人未満	合計	1,084	371	1,247	7,395	13	2,767	148	578	248	35	1,204
	平均	—	0.28	1.19	7.05	0.01	2.64	0.14	0.55	0.24	0.03	1.15
④70人以上～100人未満	合計	1,529	539	2,113	12,521	34	5,931	159	1,010	432	71	1,991
	平均	—	0.39	1.43	8.45	0.02	4.00	0.11	0.68	0.29	0.05	1.34
⑤100人以上	合計	2,274	791	3,740	22,151	59	15,618	313	1,844	952	164	3,784
	平均	—	0.54	1.68	9.96	0.03	7.03	0.14	0.83	0.43	0.07	1.70

※1 施設が職員数を記載していないため、全体と定員規模別の合計に差異がある。

➤ 定員規模別障害種別受入障害児数

Q5 回答結果（障害種別受入人数）について、定員規模別の延べ受入数と 1 施設あたり平均受入数を集計

		障害種別 人数（延 べ数）	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自 由	知的障害	病弱・虚 弱	発達障害	精神障害 (発達障 害以外)	医療的ケ ア児	「気にな る子」	その他
全体	合計	43,792	150	404	982	640	3,738	272	13,703	174	454	22,553	722
	平均	—	0.03	0.08	0.19	0.13	0.74	0.05	2.70	0.03	0.09	4.44	0.14
①20人未満	合計	920	11	17	32	33	78	9	203	5	27	485	20
	平均	—	0.03	0.05	0.09	0.09	0.22	0.03	0.58	0.01	0.08	1.38	0.06
②20人以上～50人未満	合計	2,630	9	16	63	45	248	12	877	6	33	1,288	33
	平均	—	0.02	0.03	0.11	0.08	0.45	0.02	1.59	0.01	0.06	2.34	0.06
③50人以上～70人未満	合計	5,320	18	70	121	75	450	24	1,598	25	62	2,776	101
	平均	—	0.02	0.08	0.15	0.09	0.55	0.03	1.94	0.03	0.08	3.37	0.12
④70人以上～100人未満	合計	10,449	44	99	268	166	849	63	3,432	46	95	5,234	153
	平均	—	0.03	0.08	0.21	0.13	0.66	0.05	2.66	0.04	0.07	4.06	0.12
⑤100人以上	合計	24,468	68	202	498	321	2,111	164	7,591	92	237	12,769	415
	平均	—	0.03	0.10	0.24	0.16	1.02	0.08	3.67	0.04	0.11	6.17	0.20

※1 施設が職員数を記載していないため、全体と定員規模別の合計に差異がある。

(4) クロス集計結果サマリ

回答した市区町村の人口規模ごとに分類し、人口規模に応じた障害児保育に係る取組の違いを確認した。

人口規模	市区町村数	割合 (%)
A : 5,000 人未満	81	11.3
B : 5,000 人以上～1 万人未満	79	11.0
C : 1 万人以上～3 万人未満	187	26.1
D : 3 万人以上～5 万人未満	103	14.3
E : 5 万人以上～10 万人未満	123	17.1
F : 10 万人以上～20 万人未満	72	10.0
G : 20 万人以上	71	10.0
全体	716	100.0

➤ 保育士等の加配に対する財政支援事業の実施有無 (Q4)

保育士等の加配に対する財政支援事業を実施していない市区町村は、F 及び G で 4.2% (3 市区町村) 、E で 9.8% (12 市区町村) 、D で 26.2% (27 市区町村) 、C で 28.3% (53 市区町村) 、B で 65.8% (52 市区町村) 、A で 87.7% (71 市区町村) と、人口が少ない市区町村ほど多い傾向にあった。

		市区町村数	はい	いいえ	市区町村数
全体	数	716	495	221	716
	%	100.0	69.1	30.9	100
A	数	81	10	71	81
	%	11.3	12.3	87.7	100
B	数	79	27	52	79
	%	11.0	34.2	65.8	100
C	数	187	134	53	187
	%	26.1	71.7	28.3	100
D	数	103	76	27	103
	%	14.4	73.8	26.2	100
E	数	123	111	12	123
	%	17.2	90.2	9.8	100
F	数	72	69	3	72
	%	10.1	95.8	4.2	100
G	数	71	68	3	71
	%	9.9	95.8	4.2	100

➤ 保育士等の加配の対象として認める障害のある子どもの範囲 (Q10)

「保育所等から配慮が必要であるとされたこども（障害者手帳の有無を問わない、気になる子等）」を対象としている市区町村は、G で 38.2% (26 市区町村) 、F で 37.7% (26 市区町村) 、E で 42.3% (47 市区町村) 、D で 39.5% (30 市区町村) 、C で 36.6% (49 市区町村) 、B で 44.4% (12 市区町村) 、A で 50.0% (5 市区町村) と人口が少ない市区町村ほど多い傾向にあった。

	市区町村数	特別児童扶養手当の対象のこども	身体障害者手帳の交付を受けたこども	療育手帳の交付を受けたこども	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこども	児童発達支援センターなどで児童発達支援（療育）を受けたことのあるこども	医師の診断において、配慮が必要であるとされたこども（診断書や意見書等により確認）	保育所等から配慮が必要であるとされたこども（障害者手帳の有無を問わない、気になる子等）	その他	市区町村数
全体	数 495 % 100.0	409 82.6	413 83.4	412 83.2	317 64.0	229 46.3	380 76.8	195 39.4	106 21.4	495 -
A	数 10 % 2.0	6 60.0	6 60.0	7 70.0	3 30.0	4 40.0	10 100.0	5 50.0	0 0.0	10 -
B	数 27 % 5.5	20 74.1	18 66.7	19 70.4	14 51.9	11 40.7	17 63.0	12 44.4	2 7.4	27 -
C	数 134 % 27.1	114 85.1	110 82.1	111 82.8	84 62.7	67 50.0	99 73.9	49 36.6	18 13.4	134 -
D	数 76 % 15.4	65 85.5	65 85.5	64 84.2	54 71.1	34 44.7	57 75.0	30 39.5	14 18.4	76 -
E	数 111 % 22.4	95 85.6	99 89.2	98 88.3	80 72.1	59 53.2	95 85.6	47 42.3	27 24.3	111 -
F	数 69 % 13.9	57 82.6	60 87.0	59 85.5	42 60.9	27 39.1	51 73.9	26 37.7	21 30.4	69 -
G	数 68 % 13.7	52 76.5	55 80.9	54 79.4	40 58.8	27 39.7	51 75.0	26 38.2	24 35.3	68 -

➤ 保育士等の加配にあたり、どのような検討により加配の可否を判断しているか (Q11)

「子どもの特性や状態に応じて専門職の知見を踏まえて判断している」と回答した市区町村は、G で 38.2% (26 市区町村) 、F で 43.5% (30 市区町村) 、E で 44.1% (49 市区町村) 、D で 32.9% (25 市区町村) 、C で 42.5% (57 市区町村) 、B で 37.0% (10 市区町村) 、A で 40.0% (4 市区町村) と、人口規模による大きな差異はなかった。

	市区町村数	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無を確認することにより判断している。	医師の診断書や意見書の有無を確認することにより判断している。	面談の機会を設ける等により、子どもの状態を把握することにより判断している。	保育所等から配慮が必要とされた子どもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を貴市区町村において記載した上で、加配の有無を判断している。	保育所等から配慮が必要とされた子どもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を保育所等に記載頂いた上で、加配の有無を判断している。	子どもの特性や状態に応じて専門職の知見を踏まえて判断している。	その他	市区町村数
全体	数	495							495
	%	100.0	73.5	68.5	23.6	6.3	21.2	40.6	18.4
A	数	10	5	9	2	0	1	4	2
	%	2.0	50.0	90.0	20.0	0.0	10.0	40.0	20.0
B	数	27	17	16	6	1	5	10	2
	%	5.5	63.0	59.3	22.2	3.7	18.5	37.0	7.4
C	数	134	101	87	21	5	20	57	20
	%	27.1	75.4	64.9	15.7	3.7	14.9	42.5	14.9
D	数	76	60	49	13	5	13	25	13
	%	15.4	78.9	64.5	17.1	6.6	17.1	32.9	17.1
E	数	111	87	85	37	8	29	49	15
	%	22.4	78.4	76.6	33.3	7.2	26.1	44.1	13.5
F	数	69	47	44	19	5	20	30	22
	%	13.9	68.1	63.8	27.5	7.2	29.0	43.5	31.9
G	数	68	47	49	19	7	17	26	17
	%	13.7	69.1	72.1	27.9	10.3	25.0	38.2	25.0

➤ 保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているか (Q12)

「加配保育士等の配置に上限は定めていない」と回答した市区町村は、G で 50.0% (34 市区町村) 、F で 42.0% (29 市区町村) 、E で 50.5% (56 市区町村) 、D で 55.3% (42 市区町村) 、C で 61.2% (82 市区町村) 、B で 59.3% (16 市区町村) 、A で 60.0% (6 市区町村) と、人口が少ない市区町村ほど多い傾向にあった。

	市区町村数	障害児3人あたり、加配保育士等1人まで	障害児2人あたり、加配保育士等1人まで	障害児1人あたり、加配保育士等1人まで	障害児1人あたり、加配保育士等2人まで	障害児1人あたり、加配保育士等3人まで	障害児1人あたり、加配保育士等4人まで	障害児1人あたり、加配保育士等5人まで	加配保育士等の配置に上限は定めない	その他	市区町村数
全体	495	29 5.9	66 13.3	83 16.8	4 0.8	2 0.4	0 0.0	1 0.2	265 53.5	45 9.1	495
A	10 2.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 60.0	0 0.0	10 100.0
B	27 5.5	2 7.4	3 11.1	4 14.8	1 3.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 59.3	1 3.7	27 100.0
C	134 27.1	9 6.7	18 13.4	18 13.4	1 0.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	82 61.2	6 4.5	134 100.0
D	76 15.4	4 5.3	12 15.8	11 14.5	1 1.3	0 0.0	0 0.0	1 1.3	42 55.3	5 6.6	76 100.0
E	111 22.4	7 6.3	16 14.4	18 16.2	1 0.9	2 1.8	0 0.0	0 0.0	56 50.5	11 9.9	111 100.0
F	69 13.9	5 7.2	6 8.7	15 21.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	29 42.0	14 20.3	69 100.0
G	68 13.7	2 2.9	10 14.7	14 20.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	34 50.0	8 11.8	68 100.0

➤ 実施している財政支援について、市区町村内の財政部局と情報共有をおこなう等、連携して検討をおこなっているか（Q28）

「市区町村内の財政部局と連携して検討していない」と回答した市区町村は、G で 27.9%（19 市区町村）、F で 18.8%（13 市区町村）、E で 42.3%（47 市区町村）、D で 34.2%（26 市区町村）、C で 35.8%（48 市区町村）、B で 33.3%（9 市区町村）、A で 50.0%（5 市区町村）と、人口規模が大きい市区町村に比べて、人口規模の小さい市区町村では財政部局との連携が進んでいない傾向にあった。

		市区町村数
全体	数	495
	%	100.0
A	数	10
	%	2.0
B	数	27
	%	5.5
C	数	134
	%	27.1
D	数	76
	%	15.4
E	数	111
	%	22.4
F	数	69
	%	13.9
G	数	68
	%	13.7

市区町村内の財政部局と連携して検討している	市区町村内の財政部局と連携して検討していない	その他	市区町村数
324	167	4	495
65.5	33.7	0.8	100.0
5	5	0	10
50.0	50.0	0.0	100.0
18	9	0	27
66.7	33.3	0.0	100.0
83	48	3	134
61.9	35.8	2.2	100.0
50	26	0	76
65.8	34.2	0.0	100.0
63	47	1	111
56.8	42.3	0.9	100.0
56	13	0	69
81.2	18.8	0.0	100.0
49	19	0	68
72.1	27.9	0.0	100.0

➤ 実施している財政支援について、令和6年度において令和5年度と比較して、金額の見直しがあったか（Q29）

「金額の見直し（増額）があった」と回答した市区町村は、Gで36.8%（25市区町村）、Fで33.3%（23市区町村）、Eで32.4%（36市区町村）、Dで25.0%（19市区町村）、Cで21.6%（29市区町村）、Bで18.5%（5市区町村）、Aで20.0%（2市区町村）%であり、人口規模の大きい市区町村において増額見直しが実施されている傾向にあった。

		市区町村数	金額の見直し（増額）があつた	金額の見直し（減額）があつた	金額の見直しはなかつた	市区町村数
全体	数	495	139	10	346	495
	%	100.0	28.1	2.0	69.9	100.0
A	数	10	2	1	7	10
	%	2.0	20.0	10.0	70.0	100.0
B	数	27	5	0	22	27
	%	5.5	18.5	0.0	81.5	100.0
C	数	134	29	3	102	134
	%	27.1	21.6	2.2	76.1	100.0
D	数	76	19	3	54	76
	%	15.4	25.0	3.9	71.1	100.0
E	数	111	36	1	74	111
	%	22.4	32.4	0.9	66.7	100.0
F	数	69	23	1	45	69
	%	13.9	33.3	1.4	65.2	100.0
G	数	68	25	1	42	68
	%	13.7	36.8	1.5	61.8	100.0

➤ 令和 6 年度において保育所における障害児への加配保育士等の財政支援について増額もしくは減額の検討があったか (Q30)

「保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなった」と回答した市区町村は、G で 45.6% (31 市区町村) 、F で 43.5% (30 市区町村) 、E で 27.0% (30 市区町村) 、D で 26.3% (20 市区町村) 、C で 17.2% (23 市区町村) 、B で 18.5% (5 市区町村) 、A で 0.0% (0 市区町村) であった。

	市区町村数	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育のための加配保育士等の財政支援の減額の増額の打診があった	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなった	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の増額の打診をおこなった	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の増額の打診をおこなった	検討はなかった	その他	市区町村数	
全体	数	495	1	8	139	3	330	14	495
	%	100.0	0.2	1.6	28.1	0.6	66.7	2.8	100.0
A	数	10	0	0	0	0	10	0	10
	%	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
B	数	27	0	0	5	0	21	1	27
	%	5.5	0.0	0.0	18.5	0.0	77.8	3.7	100.0
C	数	134	0	3	23	0	108	0	134
	%	27.1	0.0	2.2	17.2	0.0	80.6	0.0	100.0
D	数	76	0	1	20	1	50	4	76
	%	15.4	0.0	1.3	26.3	1.3	65.8	5.3	100.0
E	数	111	1	3	30	0	74	3	111
	%	22.4	0.9	2.7	27.0	0.0	66.7	2.7	100.0
F	数	69	0	0	30	1	35	3	69
	%	13.9	0.0	0.0	43.5	1.4	50.7	4.3	100.0
G	数	68	0	1	31	1	32	3	68
	%	13.7	0.0	1.5	45.6	1.5	47.1	4.4	100.0

➤ 貴市区町村の保育所等への障害児の受入れについて、特定の方針（受入れ人数の上限や受入れ保育所等の限定）はあるか（Q33）

「障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（こども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）」と回答した市区町村は、G で 32.4% (23 市区町村) 、F で 51.4% (37 市区町村) 、E で 74.8% (92 市区町村) 、D で 82.5% (85 市区町村) 、C で 89.8% (168 市区町村) 、B で 88.6% (70 市区町村) 、A で 86.4% (70 市区町村) であり、人口規模の大きい市区町村で受入れ人数の上限や受入れ保育所等の限定等の方針を定めていない傾向にあった。

G において定められている方針として、「障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している（例：障害児は特定の園のみ受入れ可能としている、医療的ケア児は特定の園のみでしか受入れをおこなわない等）」が最も多く 46.5% (33 市区町村) 、次いで「障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：健常児は 11 時間まで保育可能であるところ、障害児は 8 時間と上限を設けている等）」が 31.0% (22 市区町村) であった。

	市区町村数	貴市区町村において、保育所等の定員のうち障害児や医療的ケア児の受入れ人数に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受入れは10%まで等）	貴市区町村において、障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している（例：糖尿病のこどもの受入れはおこなわない、医療的ケア児の受入れはおこなわない等）	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している（例：医療的ケア児について、3歳以上しか受入れはおこなわない等）	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している（例：障害児は特定の園のみ受入れ可能としている、医療的ケア児は特定の園のみでしか受入れをおこなわない等）	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：健常児は11時間まで保育可能であるところ、障害児は8時間と上限を設けている等）	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れについてあらかじめ定めている方針はない（こども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）	その他	市区町村数
全体	数	716							716
	%	100.0							—
A	数	81	33	37	46	86	59	545	42
	%	11.3	4.6	5.2	6.4	12.0	8.2	76.1	5.9
B	数	79	1	3	0	3	2	70	3
	%	11.0	1.2	3.7	0.0	3.7	2.5	86.4	3.7
C	数	187	2	4	1	1	1	70	3
	%	26.1	2.5	5.1	1.3	1.3	1.3	88.6	3.8
D	数	103	1	4	2	6	3	168	7
	%	14.4	0.5	2.1	1.1	3.2	1.6	89.8	3.7
E	数	123	2	4	6	9	6	85	2
	%	17.2	1.9	3.9	5.8	8.7	5.8	82.5	1.9
F	数	72	4	4	9	15	12	92	7
	%	10.1	3.3	3.3	7.3	12.2	9.8	74.8	5.7
G	数	71	8	5	8	19	13	37	12
	%	9.9	11.1	6.9	11.1	26.4	18.1	51.4	16.7
			21.1	18.3	28.2	46.5	31.0	32.4	11.3

➤ 障害児の受け入れにあたっての課題（Q45）

- ・ 「障害児を受け入れ可能な設備を有する保育所等が少ない」と回答した市区町村は、G で 15.5% (11 市区町村) 、F で 19.4% (14 市区町村) 、E で 22.8% (28 市区町村) 、D で 20.4% (21 市区町村) 、C で 20.3% (38 市区町村) 、B で 32.9% (26 市区町村) 、A で 29.6% (24 市区町村) であった。
- ・ 「障害児の受け入れについて設備整備をおこなう財政的な余裕がない」と回答した市区町村は、G で 11.3% (8 市区町村) 、F で 20.8% (15 市区町村) 、E で 20.3% (25 市区町村) 、D で 17.5% (18 市区町村) 、C で 25.1% (47 市区町村) 、B で 20.3% (16 市区町村) 、A で 35.8% (29 市区町村) であった。
- ・ 「障害児を受け入れ可能な人員を有する保育所等が少ない」と回答した市区町村は、G で 56.3% (40 市区町村) 、F で 61.1% (44 市区町村) 、E で 71.5% (88 市区町村) 、D で 63.1% (65 市区町村) 、C で 61.5% (115 市区町村) 、B で 69.6% (55 市区町村) 、A で 59.3% (48 市区町村) であり、すべての人口区分において最も多い割合の回答であった。
- ・ 「障害児の受け入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない」と回答した市区町村は、G で 28.2% (20 市区町村) 、F で 31.9% (23 市区町村) 、E で 35.0% (43 市区町村) 、D で 37.9% (39 市区町村) 、C で 24.1% (45 市区町村) 、B で 17.7% (14 市区町村) 、A で 22.2% (18 市区町村) であった。
- ・ 「保育所等に入所決定後、保育所等から受け入れが困難であると相談されることがある」と回答した市区町村は、G で 39.4% (28 市区町村) 、F で 37.5% (27 市区町村) 、E で 40.7% (50 市区町村) 、D で 20.4% (21 市区町村) 、C で 11.2% (21 市区町村) 、B で 12.7% (10 市区町村) 、A で 1.2% (1 市区町村) であり、人口規模の大きい市区町村において割合が少ない傾向にあった。
- ・ 「民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている」と回答した市区町村は、G で 46.5% (33 市区町村) 、F で 52.8% (38 市区町村) 、E で 38.2% (47 市区町村) 、D で 31.1% (32 市区町村) 、C で 18.7% (35 市区町村) 、B で 2.5% (2 市区町村) 、A で 2.5% (2 市区町村) であり、人口規模の大きい市区町村において割合が多い傾向にあった。

		市区町村数	障害児を受け入れ可能な設備を有する保育所等が少ない	障害児を受け入れについて設備整備をおこなう財政的な余裕がない	障害児を受け入れ可能な人員を有する保育所等が少ない	障害児を受け入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない	保育所等に入所決定後、保育所等から受け入れが困難であると相談されることがある	民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている	その他	市区町村数
全体	数	716	162	158	455	202	158	189	88	716
	%	100.0	22.6	22.1	63.5	28.2	22.1	26.4	12.3	—
A	数	81	24	29	48	18	1	2	19	81
	%	11.3	29.6	35.8	59.3	22.2	1.2	2.5	23.5	—
B	数	79	26	16	55	14	10	2	9	79
	%	11.0	32.9	20.3	69.6	17.7	12.7	2.5	11.4	—
C	数	187	38	47	115	45	21	35	24	187
	%	26.1	20.3	25.1	61.5	24.1	11.2	18.7	12.8	—
D	数	103	21	18	65	39	21	32	10	103
	%	14.4	20.4	17.5	63.1	37.9	20.4	31.1	9.7	—
E	数	123	28	25	88	43	50	47	9	123
	%	17.2	22.8	20.3	71.5	35.0	40.7	38.2	7.3	—
F	数	72	14	15	44	23	27	38	8	72
	%	10.1	19.4	20.8	61.1	31.9	37.5	52.8	11.1	—
G	数	71	11	8	40	20	28	33	9	71
	%	9.9	15.5	11.3	56.3	28.2	39.4	46.5	12.7	—

第4章 ヒアリング調査

(1) 調査概要

(ア) 調査目的

各市区町村管内保育所における障害児受入れに係る財政支援事業の整備状況、障害児保育の受入れ方針とその背景、受入れに係る現状、今後取組を推進する上での課題や課題への対応策等について把握する。また、財政支援事業の取組ポイントを抽出し、事例集を作成する。

(イ) ヒアリング対象選定の考え方

次の①～③の考えに基づき、アンケート調査に回答した市区町村から選定をした。

① 財政支援の対象範囲が広い市区町村

対象範囲が広い（対象とする障害種別が多い、支給要件とする）ことが、地域の実情に応じて柔軟に制度構築ができているという仮定で選定（対応設問：市区町村票 Q12、Q22）

② 財政支援の支給水準の高い市区町村

財政支援の支給水準が高いことが、地域の実情に応じて制度構築ができているという仮定で選定（対応設問：市区町村票 Q16、Q17）

③ 障害児の入所にあたっての制限を過去 5 年で撤廃した市区町村（対応設問：市区町村票：Q39）

ヒアリング協力市区町村

区分	市区町村
① 財政支援の対象範囲を柔軟に設定している市区町村	秋田県能代市
	沖縄県糸満市
② 財政支援の支給水準の高い市区町村	大阪府門真市
	三重県尾鷲市
③ 障害児の入所にあたっての制限を過去 5 年で撤廃した市区町村	埼玉県志木市

(2) 調査時期

令和 7 年 3 月

(3) 調査手法

調査対象市区町村に事前にヒアリング調査項目を送付し、Web 会議形式を利用した。

第5章 事例集の作成

(1) 事例集の目的

障害児保育の体制整備に係る費用が地方交付税措置されていることを踏まえて、地域の実情に応じた財政支援事業を整備している市区町村の事例を紹介することで、他の市区町村が地域の実情に応じた財政支援事業を整備する際の検討の一助とする。

(2) 事例集の記載項目

基本的な事例集の記載項目は以下のとおりとしているが、各事例により記載する項目を調整している。

① 基礎情報

A) 市区町村規模

- 管内人口
- 障害児保育の財政支援に係る年間支出額（アンケート結果より抽出）

B) 地域資源の状況

- 保育に係る地域資源の状況
 - 保育所数
 - 地域子育て支援拠点数
- 障害児福祉に係る地域資源の状況
 - 児童発達支援事業所数
 - 児童発達支援センター数

② 障害児保育の財政支援事業の概要

A) 事業目標及び方針

- 市区町村計画における障害児保育の位置づけ
 - 保育施策・障害児福祉施策に関する基盤整備の方針
 - 障害児保育施策全体の目標
 - 財政支援事業で設定している事業目標と障害児保育全体の事業目標との関連

B) 事業内容

- 財政支援の設定単価と支援件数の推移
- 保育士等の加配対象として認める障害児の範囲
 - 障害児受入れのために加配している保育士等の人数に応じて財政支援を実施するパターン、受入れ障害児の人数に応じて財政支援を実施するパターン、保育士等の加配かつ規定された人数の障害児を受入れている場合に財政支援を実施するパターン
 - 障害児の特性・状態に応じた支援内容の変更（障害種別や障害の程度によって加配人数や財政支援額を変更しているか）
 - 現状の事業内容に至った背景・理由

C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等

- 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）
- 審査基準（判断の基準、必要書類等）
- 申請から支給のプロセス（申請時期、申請方法、支給決定までの標準期間等）

D) 予算編成の考え方

- 予算編成における財政主管課との調整状況
- 予算確保に係る工夫（障害児福祉主管課との連携、事業評価、根拠となる参考資料の整備状況等）

E) 事業整備における工夫

- 管内保育所等との連携（管内保育所・保護者等のニーズ把握状況、管内保育所等ニーズの事業への反映状況）
- 近隣市区町村との調整（転居・転園時の対応、市区町村間での事業のすり合わせ）
- 関連制度との調整（児童発達支援事業所等へ併行通園することの調整等）

F) 事業の改善状況

- 近年の事業改善の状況と理由（管内人口構成の変化や人件費の傾向等の改善理由等）
- 近年の事業改善の内容（財政支援金額改定の有無、財政支援対象変更の有無等）
- 財政支援金額改定時の考え方（金額改定における算定根拠、金額改定時の管内保育所等への周知等対応状況、交付税単価の改定時を受けた財政支援金額単価への反映等）

③ 障害児保育の財政支援による成果

A) 市区町村としての自己評価

- 事業の成果をどのように評価しているか
- 管内保育所・保護者ニーズの充足度
 - 現在の事業で管内保育所のニーズをどの程度充足できていると考えているか
 - 保育所・保護者からのフィードバック状況

第6章　まとめ・考察

本調査研究では、保育所における障害児の受入れについて地方交付税を用いた保育士の加配状況及び市区町村における障害児の受入れ方針を中心とした、障害児保育の実態把握を行い、好事例集をまとめることで、保育現場での障害児保育のより一層の推進に資するまたは改善策を検討する基礎資料とすることを目的に実施した。

初めに基礎調査を実施し、障害児保育にかかわる背景や課題、及び現状について整理し、その後、市区町村及び全国の保育所等を対象に障害児保育に関するアンケート調査を実施した（市区町村向けのアンケート回収率：41.1%（716 市区町村）、全国の保育所等のアンケート回収率 30.2%（6,906 施設））。市区町村向けのアンケート調査結果からヒアリング対象の市区町村を 5 つ選定した。ヒアリング調査は、地域の実情に応じた財政支援事業を整備している市区町村の事例集作成を日程に実施した。

なお、検討委員会を通じて有識者の意見聴取をしながら進めた。

（ア）アンケート調査結果より（市区町村・保育所等）

■ 保育所等向けアンケート結果より

加配保育士配置の利点について、81.9%（3,303 施設）の保育所が「障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうことができるようになった」と考えているほか、69.6%（2,804 施設）の保育所等が「障害のある子どもとない子どもの子ども同士の関わりについて配慮した保育をおこなうことができるようになった」と考えている。

他方で 60.3%（3,064 施設）の保育所等が「加配保育士数が十分でない」と回答している。また、市区町村の財政支援を受けずに加配保育士を配置している場合の理由として、26.4%（305 施設）の保育所等が「市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため」と回答しており、23.2%（268 件）の保育所等が「市区町村により加配の必要性が認められないため」と回答している。

■ 市区町村向けアンケート結果より

保育所等における障害児の受入れに対する財政支援については、30.9%（221 市区町村）の市区町村において加配保育士に対する財政支援事業を実施していないことが示された（管内に公立保育所等のみの市区町村を除くと 19.5%（118 市区町村）である）。加配保育士に対する財政支援事業を実施していない理由として、「管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としていないため」と考える市区町村が 33.9%（75 市区町村）であった。

市区町村において障害児保育への取組の一層の推進をするにあたり、これらの市区町村と保育所等との相違を埋めることが期待される。本調査研究で実施したアンケート調査、ヒアリング調査及び有識者の意見聴取を踏まえて、保育所等における障害児の受入れに対する財政支援事業も含めた、地域の実情に応じた障害児保育に取組む際に大切と考えられる事項について以下のとおり整理した。

(イ) 障害児保育の財政支援事業の前提となる基盤整備

- 市区町村計画における障害児保育施策の位置づけ
 - 総合計画に障害児保育施策を記載し、当該市区町村の重要施策の一つとして位置付けることが求められる。ヒアリング調査では、「就学前の教育及び保育の充実」の一つの施策として障害児保育の推進を明記している例があり、市区町村として重視する子育て支援施策の一つとして、障害児保育を位置付ける例が挙げられた。
 - 総合計画に加えて、子ども・子育て支援計画等の各事業計画において、障害児保育施策を記載し、どのような文脈で障害児保育施策に取り組むのか、その方向性を明示することが重要である。ヒアリング調査では、子ども・子育て支援事業計画において、子育て家庭への支援体制充実で「特別な支援が必要なこどもへの総合的支援」を記載し、その中で「こども一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下でこどもの状況にあわせた保育を行うこと、加配保育士を配置するなど支援体制の充実を図ること」と明記することで、障害児保育施策を総合的に推進することと、その一つとして加配保育士の配置に取り組んでいる事例があった。
- 市区町村の体制整備の重要性
 - 市区町村の多職種が連携できる体制や、子どもの発達等に悩みを抱える保護者・家族への相談支援体制を構築することが求められる。ヒアリング調査では、庁内の保健師、保育士、社会福祉士等が連携するチームを構築し、保育所への訪問や保護者への相談支援、加配保育士に係る財政支援事業の審査等、障害児保育施策の中心的役割を担う例が挙げられた。
 - 保育士等の人材確保が重要である。ヒアリング調査では、複数の市区町村より、加配保育士を配置したくとも、そもそも保育士が不足しているという声が挙げられた。また、保育所向けアンケート調査においても加配保育士配置にあたっての課題として 79.3% (4,029 施設) の保育所等が「保育士等の人材確保が困難である」と回答しており、保育所等における障害児の受け入れ体制整備にあたっては、財政支援事業だけでなく保育士確保が課題であることがわかる。
- 地域ニーズの把握
 - 障害児保育施策全体及び財政支援事業について、地域において有用な取り組みとしていくためには、定期的に保育所等の実情を把握できる体制を構築することが重要である。
 - 市区町村向けアンケートにおいて、加配保育士に対する財政支援事業を実施していない市区町村のうち 33.9% (75 市区町村) がその理由として、「管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としていないため」と考えている一方で、保育所等向けアンケートにおいて、60.3% (3,064 施設) の保育所等が「加配保育士数が十分でない」と回答しているほか、市区町村の財政支援を受けずに加配保育士を配置している場合の理由として、26.4% (305 施設) の保育所等が「市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため」と回答して

いることを踏まえると、市区町村において地域のニーズを的確に把握する体制の構築が期待される。ヒアリング調査では、庁内の多職種連携チームが定期的に保育所等を訪問し「気になる子」等の状況を観察し把握したことの情報を保育所等にフィードバックする取組が挙げられた。また、児童発達支援センター職員や巡回相談支援での保育所等訪問といった障害児に対する支援を実施する事業の中で、定期的に保育所等を訪問しニーズを把握する取組のほか、保育所等の園長会議に市区町村から出席する取組も挙げられた。市区町村においては、必要な情報を適切に把握するためには保育所に訪問する、また定期的な機会を設けることが重要であると考えられる。

- 保育所等に加えて、保護者のニーズを把握することも求められる。ヒアリング調査では、保健センターで療育教室を開催して保護者の相談を受けられる体制を構築すること、多職種連携チームが保育所等を訪問して保護者と面談する取組が挙げられた。そのほか、巡回相談支援や保育所等の利用申請といった機会において保護者と協議し、ニーズを把握する取組が挙げられた。
- 把握した地域ニーズについては、地域における関係者会議を設けて定期的に保育所等の意見を聴取する等、実施する事業において充足できているかどうか検証することが必要である。ヒアリング調査では、障害児保育施策・財政支援事業を各計画に位置付けていることを踏まえて、自立支援協議会等において評価する取組が挙げられた。

(ウ)財政支援事業の制度構築・運用における工夫

- 財政支援事業における予算確保の考え方
 - 障害児保育の財政支援事業については、地方交付税によって一般財源として措置されているが、限られた財源の中で地域ニーズを踏まえた制度を構築するためには、市区町村内の保育主管課において予算確保の工夫が求められる。その前提として、ヒアリング調査の結果では、いずれの市区町村においても総合計画や子ども・子育て支援事業計画に具体的な障害児保育施策が明確に位置づいていた。
 - 予算確保の際には、根拠となる資料が求められる。
アンケート調査及びヒアリング調査では、市区町村において以下のデータを理由に予算確保を図っていることがわかった。
 - ・ 保育士等の人工費の動向
 - ・ 保育所等からの財政支援単価の増額要望
 - ・ 財政支援対象となり得る障害児数の動向
 - ・ 公定価格（例えば、障害児保育に係る加算額）の金額・改定状況
 - ・ 近隣市区町村の金額・改定状況
 - ・ 独自調査した先進市区町村の金額・改定状況
 - ・ 地方交付税において障害児保育に必要として措置されている金額

■ 地域ニーズを踏まえた柔軟な制度構築

- 障害児保育の財政支援は、地方交付税による一般財源として予算確保がされていることから、把握した地域ニーズに応じて各市区町村において独自に柔軟な制度構築が可能である。
- ヒアリング調査では、財政支援事業の対象とする障害児の判定として各種障害者手帳等の他の制度の認定を確認できることもだけでなく、「保育所等において配慮が必要とされたこども」を対象にすることや、保育所等が保育実践の中で感じる必要性を考慮し加配人数比を判定する事例が挙げられた。
- これらの取組は、市区町村職員が、定期的に保育所等を訪問してこども一人ひとりの特性や状況を把握していること、また保育所等の園長も参加して加配の認定を行う会議や、地域の小児科医が構成員として専門的観点から個別の判断を行う取組が挙げられた。
- なお、保育所等の実情に見合うこれらの判断においては、昨今の電子化手続き（書類上）での実施は難しく、市区町村職員が保育所等へ出向き、実情や要望を理解したうえで、一人ひとりの障害児の特性にあった柔軟な判定をすることの重要性についても意見があった。

Appendix

- 1 障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するアンケート調査票【市区町村向け調査】
- 2 障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するアンケート調査票【保育所等向け調査】
- 3 障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するアンケート調査【市区町村向け調査】単純集計結果
- 4 障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するアンケート調査【保育所等向け調査】単純集計結果
- 5 障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するアンケート調査【市区町村向け調査】クロス集計結果
- 6 障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するヒアリング調査シート

障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関するアンケート調査【市区町村向け調査】

回答者:全員

【ご回答いただきにあたっての留意事項】

各設問において回答した選択肢により、WEB画面上では表示されない設問がありますが、本アンケート調査では、すべての設問と選択肢を記載しています。

本調査における「障害児」の範囲は以下のとおりです。

○認可保育所等施設において、加配職員の配置が必要という認定を受けたこども

本調査における「保育士等」の定義は以下のとおりです。

○保育士および保育教諭

本調査における「保育所等」の範囲は以下のとおりです。

○認可保育所、認定こども園（2号及び3号定員を有する園）、小規模保育事業所、事業所内保育事業、家庭の保育事業

本調査における「看護師等」の定義は以下のとおりです。

○看護師・准看護師・保健師・助産師

本調査における「加配職員」の定義は以下のとおりです。

○障害者手帳の交付を受けている児童、手帳の交付は受けていないが療育を受けているなどの理由により、市区町村により加配が必要と認められた児童に対し、加配として配置されている職員
※医療的ケアを実施するための保育士等や虐待疑い等で加配されている保育士等は除きます。

本調査における「財政支援」の定義は以下のとおりです。

○保育所等への補助金などの財政支援

本調査において、特に指定がない限り、人員や児童の人数等については令和6年10月1日時点のもの、歳入や歳出については令和5年度予算について回答ください。

調査票の内容を先に確認したい場合は、本ページ下部にある調査票PDFをご確認ください。

ご回答は、30分程度を要する想定です。

なお、調査票PDFを印刷や保存する場合は、ブラウザのメニューから印刷もしくは保存を行うか、印刷の場合はCtrl（コントロールキー）を押しながらP、保存の場合はCtrlを押しながらSを押して行ってください。

ご回答いただいた内容が最後に一覧で表示されますので、回答内容をご確認ください。

その際、修正したい箇所が生じた場合には、その一覧から該当ページにジャンプするか、戻るボタンを使用して修正が可能です。

最後に表示される回答内容の一覧をご確認後、「完了」のボタンを押すと調査が終了します。

回答内容を印刷もしくは保存する場合には、「完了」のボタンを押す前に、回答内容一覧ページの印刷や保存を行ってください。

（ブラウザのメニューから印刷もしくは保存を行うか、印刷の場合はCtrl（コントロールキー）を押しながらP、保存の場合はCtrlを押しながらSを押して行ってください）

I 基本情報

I 基本情報

回答者:全員

Q1 FA 貴市区町村名をご回答ください。
 ※市区町村コードは下記のURLをご参照ください。
<https://www.soumu.go.jp/denshijiticode.html> クリック任意

I問

Q1_1	市区町村コード	必須	半角数字のみ(6桁)
Q1_2	都道府県	必須	
Q1_3	市区町村	必須	

回答者:全員
 Q2 FA 回答者の所属課／役職をご回答ください。

I問

Q2_1	所属課	必須
Q2_2	役職	必須

回答者:全員
 Q3_1 NUM 貴市区町村内の公営施設の全施設数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
 (※3) 施設がない場合は0とご入力ください。
 (※4) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※5) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

I問

Q3_1_1	公営(施設数)(※2)	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_1_2	認定こども園(※1)	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_1_3	家庭的保育事業所	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_1_4	小規模保育事業所	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_1_5	事業所内保育事業	必須	半角数字のみ(0以上)

Q3_2 NUM 貴市区町村内の公営施設の定員数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
 (※3) 施設がない場合は0とご入力ください。
 (※4) 定員数は弹性定員(令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員)をご回答ください。
 (※5) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※6) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

Q3_2_1	公営(定員数)(※2)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_2_2	認定こども園(※1)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_2_3	家庭的保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_2_4	小規模保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_2_5	事業所内保育事業	人	必須	半角数字のみ(0以上)

Q3_3 NUM 貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
 (※3) 施設がない場合は0とご入力ください。
 (※4) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※5) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

Q3_3_1	公営(障害児受け入れ施設数)(※2)	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_3_2	認定こども園(※1)	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_3_3	家庭的保育事業所	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_3_4	小規模保育事業所	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_3_5	事業所内保育事業	必須	半角数字のみ(0以上)

Q3_4 NUM 貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 障害児はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
 (※3) 障害児がない場合は0とご入力ください。
 (※4) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※5) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

Q3_4_1	公営(障害児受け入れ実数)(※2)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_4_2	認定こども園(※1)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_4_3	家庭的保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_4_4	小規模保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_4_5	事業所内保育事業	人	必須	半角数字のみ(0以上)

Q3_5 NUM 貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数(令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
 (※3) 加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。
 (※4) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※5) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

Q3_5_1	公営(加配保育士等申込障害児数)(※2)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_5_2	認定こども園(※1)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_5_3	家庭的保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_5_4	小規模保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_5_5	事業所内保育事業	人	必須	半角数字のみ(0以上)

Q3_6 NUM 貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
 (※3) 加配保育士等がない場合は0とご入力ください。
 (※4) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※5) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
 (※6) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども(*)に対する加配として配置されている職員とする。
 (※7) 常勤:就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

Q3_6_1	公営(常勤の加配保育士等の数)(※2)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_6_2	認定こども園(※1)	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_6_3	家庭的保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_6_4	小規模保育事業所	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q3_6_5	事業所内保育事業	人	必須	半角数字のみ(0以上)

Q3_7 NUM 貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 加配保育士等がない場合は0をご入力ください。
 (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
 (※) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども(*)に対する加配として配置されている職員とする。
 (※) 非常勤:常勤にあてはまらないもの。

公営(非常勤の加配保育士等の数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

Q3_8 NUM 貴市区町村内の民営施設の全施設数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 施設がない場合は0をご入力ください。
 (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

民営(施設数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

Q3_9 NUM 貴市区町村内の民営施設の定員数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 定員はあるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 施設がない場合は0をご入力ください。
 (※) 定員数は彈力定員(令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員)をご回答ください。
 (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

民営(定員数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

Q3_10 NUM 貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 施設がない場合は0をご入力ください。
 (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

民営(障害児受け入れ施設数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

Q3_11 NUM 貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 障害児はあるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 障害児がない場合は0をご入力ください。
 (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

民営(障害児受け入れ実数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

Q3_12 NUM 貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数(令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 加配保育士等申込障害児はあるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 加配保育士等申込障害児がない場合は0をご入力ください。
 (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

民営(加配保育士等申込障害児数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

Q3_13 NUM 貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。
 (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※) 加配保育士等がない場合は0をご入力ください。
 (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
 (※) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども(*)に対する加配として配置されている職員とする。
 (※) 常勤:就業規則において1ヶ月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

民営(常勤の加配保育士等の数)(※2)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
認可保育所				
認定こども園(※1)				
家庭的保育事業所				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業				

貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人數(令和6年10月1日現在)についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
 (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999をご入力ください。
 (※3) 加配保育士等がない場合は0をご入力ください。
 (※4) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
 (※5) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
 (※6) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども(※)に対する加配として配置されている職員とする。
 (※7) 非常勤:常勤にあてはまらないもの。

民営(非常勤の加配保育士等の数)(※2)	
Q3_14_1 認可保育所	人
Q3_14_2 認定こども園(※1)	人
Q3_14_3 家庭的保育事業所	人
Q3_14_4 小規模保育事業所	人
Q3_14_5 事業所内保育事業	人

II 障害児保育の受け入れに係る財政支援の状況について

I 障害児受け入れにおける保育士等の加配に対する財政支援について

回答者:全員

- Q4 SA 貴市区町村において保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていますか。
 (例:障害児を受け入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき〇万円等)
 (例:障害児を受け入れる場合、障害児1ヶ月1人につき〇万円等)

- O1 はい
 O2 いいえ

回答者:Q4 =O2(加配職員に対する補助金などの支援を実施していない市区町村)

- Q5 MA,FA 貴市区町村において保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていない理由をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

- 1 管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としているため(例:障害の有無に関わらず加配しない方針の園である、在園する障害児が軽度の障害であるため加配が必要なかった等)
 □2 人材確保が困難であり、財政支援をおこなうだけでは加配が困難であるため
 □3 市区町村の財政状況が厳しいため
 □4 都道府県において同様の支援があるため
 □5 その他()

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q6 SA 貴市区町村において、保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっている場合、その財源は国や県の補助金など特定財源を含みますか。

- O1 はい
 O2 いいえ

回答者:Q6 =O1(保育士等の加配に対する財政支援において特定財源を財源として含んでいる市区町村)

- Q7 FA 特定財源(国庫補助金等)の名称を記載してください。

必須

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q8 SA 保育士等の加配に対する財政支援について、貴市区町村においてどのような方法で財政支援をおこなっていますか。

- O1 補助金
 O2 交付金
 O3 その他()

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q9 FA 保育士等の加配に対する財政支援において、交付している補助金等の名称をご回答ください。

必須

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q10 MA,FA 貴市区町村において、保育士等の加配の対象として認める障害のあるこどもについてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

- 1 特別児童扶養手当の対象のこども
 □2 身体障害者手帳の交付を受けたこども
 □3 療育手帳の交付を受けたこども
 □4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこども
 □5 児童発達支援センターなどで児童発達支援(療育)を受けたことのあるこども
 □6 医師の診断において、配慮が必要であるとされたこども(診断書や意見書等により確認)
 □7 保育所等から配慮が必要であるとされたこども(障害者手帳の有無を問わない、気になる子等)
 □8 その他()

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q11 MA 貴市区町村において保育士等の加配にあたり、どのような検討により加配の可否を判断していますか。あてはまるもの全てをお選びください。

- 1 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の有無を確認することにより判断している。
 □2 医師の診断書や意見書の有無を確認することにより判断している。
 □3 面談の機会を設ける等により、こどもの状態を把握することにより判断している。
 □4 保育所等から配慮が必要とされたこどもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を貴市区町村において記載した上で、加配の有無を判断している。
 □5 保育所等から配慮が必要とされたこどもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を保育所等に記載頂いた上で、加配の有無を判断している。
 □6 こどもの特性や状態に応じて専門職の見知を踏まえて判断している。
 □7 その他()

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q12 SA,FA 貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

- O1 障害児3人あたり、加配保育士等1人まで
 O2 障害児2人あたり、加配保育士等1人まで
 O3 障害児1人あたり、加配保育士等1人まで
 O4 障害児1人あたり、加配保育士等2人まで
 O5 障害児1人あたり、加配保育士等3人まで
 O6 障害児1人あたり、加配保育士等4人まで
 O7 障害児1人あたり、加配保育士等5人まで
 O8 加配保育士等の配置に上限は定めていない
 O9 その他()

回答者:Q4 =O1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

- Q13 MA 貴市区町村における障害のあるこどものための加配保育士等について、補助要件をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

※国・県補助による財政支援を除く

- 1 保育所等が加配する保育士等に対する財政支援(例:障害児を受け入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき〇万円等)
 □2 保育所等が受け入れる、障害児に対する財政支援(例:障害児を受け入れる場合、障害児1ヶ月1人につき〇万円等)
 □3 その他()

2 保育士等の加配の人員の配置に対する財政支援について

回答者:Q13 =□1(加配職員に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

保育士等の加配の人員の配置に対する財政支援についてお伺いします。

Q14 NUM 貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、**財政支援の対象となっている人数をご回答ください。(令和6年10月1日時点)**

※財政支援の対象を把握していない場合は、9999とご入力ください。

※財政支援の対象となっている加配保育士等はいるが、人數を把握していない場合は、0とご入力ください。

※財政支援の対象となっている加配保育士等はいるが、人數を把握していない場合は、9999とご入力ください。

(例:半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人1人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で2人と回答)

(例:半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人2人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で1人と回答)

加配保育士等 人 必須 半角数字のみ(0以上)

回答者:Q13 =□1(加配職員に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

Q15 NUM 貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、**財政支援の対象となっている人数をご回答ください。(令和6年10月1日時点)**

※財政支援の対象となっている加配保育士等はいるが、人數を把握していない場合は、9999とご入力ください。

加配保育士等 人 必須 半角数字のみ(0以上)

回答者:Q13 =□1(加配職員に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

Q16 NUM 加配保育士等について、1か月1人あたりの支授額の算定単価をご回答ください。

※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。

※保育士と保育教諭の単価が異なる場合、保育士の単価をご回答ください。

※算定単価を把握していない場合は、9999とご入力ください。

月額 円 必須 半角数字のみ(0以上)

回答者:Q13 =□1(加配職員に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

Q17 SA 貴市区町村の加配保育士等の財政支援において、I施設あたりの人数の上限についてご回答ください。

貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

- 1 1施設あたり、加配保育士等1人まで
- 2 1施設あたり、加配保育士等2人まで
- 3 1施設あたり、加配保育士等3人まで
- 4 1施設あたり、加配保育士等4人まで
- 5 1施設あたり、加配保育士等5人まで
- 6 1施設あたり、加配保育士等6人まで
- 7 1施設あたり、加配保育士等7人まで
- 8 1施設あたり、加配保育士等8人まで
- 9 1施設あたり、加配保育士等9人まで
- 10 1施設あたり、加配保育士等10人まで
- 11 加配保育士等の配置に上限は定めてない
- 12 その他()

回答者:Q13 =□1(加配職員に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

Q18 NUM 貴市区町村の保育所等における保育士等の加配職員に対する財政支援について、保育士等加配に関する財政支援の令和5年度の合計支援額(全施設に対する支給額の合計金額)をご回答ください。

※決算額(実績)をご回答ください。

※財政支援をしているが合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

円 必須 半角数字のみ(0以上)

回答者:全員

Q19 NUM 貴市区町村の保育所等における障害児保育に係る物件費に対する財政支援について、令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。

1問

※全施設分の合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

円 必須 半角数字のみ(0以上)

3 障害児の受け入れ人数に対する財政支援

回答者:Q13 =□2(障害児に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

障害児の受け入れ人数に対する財政支援についてお伺いします。

Q20 NUM 貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、**財政支援の対象となっている人数をご回答ください。(令和6年10月1日時点)**

※財政支援の対象となっている障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

※財政支援の対象となっている障害児がない場合は、0とご入力ください。

障害児 人 必須 半角数字のみ(0以上)

回答者:Q13 =□2(障害児に対する財政措置を実施している市区町村)

1問

Q21 NUM 貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、**財政支援の対象となっている(※申請があつたが加配対象として認められなかつた)人数をご回答ください。(令和6年10月1日時点)**

※財政支援の対象となつてない障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

※財政支援の対象となつてない障害児がない場合は、0とご入力ください。

障害児 人 必須 半角数字のみ(0以上)

回答者:Q4 =○1(加配職員に対する補助金などの支援を実施している市区町村)

1問

Q22 SA,FA 財政支援において障害のある子どもの特性・状態に応じた加配をおこなっていますか。主にあてはまるものをお選びください。

- 1 障害のある子ども一人一人の特性・状態にあわせて加配人数を決めている
- 2 障害のある子どもを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている(例:保育所等に対し3人まで加配等)
- 3 障害のある子どもを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があつた場合は柔軟に対応している
- 4 障害のある子ども一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている(例:障害のある子ども2人にに対し1人加配等)
- 5 障害のある子ども一人あたりの加配人数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があつた場合は柔軟に対応している
- 6 障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている(例:重度・心身障害児は1人にに対し1人加配や軽度障害児は3人にに対し1人加配等)
- 7 障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があつた場合は柔軟に対応している
- 8 その他()

回答者:Q22 =○6or○7(障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている市区町村)

Q23_I NUM 保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。

※人數を定めない種別は「9999とご入力ください。

障害の種別	加配職員1人あたりの障害児の人数	人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_1 視覚障害		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_2 聴覚障害		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_3 言語障害		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_4 肢体不自由		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_5 知的障害		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_6 痴弱・虚弱		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_7 発達障害		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_8 精神障害(発達障害以外)		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_9 医療的ケア児		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_10 「気になる子」		人	必須	半角数字のみ(0以上)
Q23_I_11 その他		人	必須	半角数字のみ(0以上)

回答者:Q23_1_1=1以上(その他1人以上)

Q23_ISQ FA Q23_1でその他を選択された内容の、障害の種別を記載してください。

必須

回答者:Q22=○6or○7(障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている市区町村)

Q23_2 NUM 保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による1人あたりの加配人数をご回答ください。
※人數を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

障害の程度	加配職員1人あたりの障害児の人数	人	必須	半角数字のみ(0以上)
重度		人	必須	半角数字のみ(0以上)
中度		人	必須	半角数字のみ(0以上)
軽度		人	必須	半角数字のみ(0以上)
その他		人	必須	半角数字のみ(0以上)

回答者:Q23_2_4=1以上(その他1人以上)

Q23_2SQ FA Q23_2でその他を選択された内容の、障害の程度を記載してください。

任意

回答者:Q13=□2(障害児に対する財政支援を実施している市区町村)

Q24_1 NUM 要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1ヶ月1人あたりの支援額をご回答ください。
※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

I問

障害の種別	1人あたりの支援額	円	必須	半角数字のみ(0以上)
視覚障害		円	必須	半角数字のみ(0以上)
聴覚障害		円	必須	半角数字のみ(0以上)
言語障害		円	必須	半角数字のみ(0以上)
肢体不自由		円	必須	半角数字のみ(0以上)
知的障害		円	必須	半角数字のみ(0以上)
病弱・虚弱		円	必須	半角数字のみ(0以上)
発達障害		円	必須	半角数字のみ(0以上)
精神障害(発達障害以外)		円	必須	半角数字のみ(0以上)
医療的ケア児		円	必須	半角数字のみ(0以上)
「気になる子」		円	必須	半角数字のみ(0以上)
その他		円	必須	半角数字のみ(0以上)

回答者:Q24_1_1=1以上(その他1人以上)

Q24_ISQ FA Q24_1でその他を選択された内容の、障害の種別を記載してください。

任意

回答者:Q13=□2(障害児に対する財政支援を実施している市区町村)

Q24_2 NUM 要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児1ヶ月1人あたりの支援額をご回答ください。
※支援額を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

I問

障害の程度	1人あたりの支援額	円	必須	半角数字のみ(0以上)
重度		円	必須	半角数字のみ(0以上)
中度		円	必須	半角数字のみ(0以上)
軽度		円	必須	半角数字のみ(0以上)
その他		円	必須	半角数字のみ(0以上)

回答者:Q24_2_4=1以上(その他1人以上)

Q24_2SQ FA Q24_2でその他を選択された内容の、障害の程度を記載してください。

任意

回答者:Q13=□2(障害児に対する財政支援を実施している市区町村)

Q25 NUM 障害児について、1ヶ月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。
※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割り小数点第一位を四捨五入してください。
※一律の算定単価を定めてない場合「9999999」とご入力ください。

I問

月額 円 必須 半角数字のみ(0以上)

4物件費も含めたその他の財政支援について

回答者:全員

Q26 NUM 保育所等における障害児のための保育士等の加配の人物費や物件費を含めた令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。
※委託費や研修費や工事費を除いた人件費と物件費のみの合計支援額をご回答ください。
※人件費及び物件費の合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

I問

円 必須 半角数字のみ(0以上)

Ⅲ 公営保育所等における加配職員の人物費について

I 公営保育所等の加配職員の人物費について

回答者:Q3_1_1~5いずれか1以上(公営施設が1以上)

Q27 NUM 貴市市区町村における公営保育所等において、障害児のために加配をおこなった保育士等の人物費の総額(令和5年度実績)についてご回答ください。
※公営の金額についてご回答ください。(公設民営は含まない)
※総額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

I問

円 必須 半角数字のみ(0以上)

Ⅳ 障害児保育の財政支援における課題について

I 障害児保育への財政支援の見直しについて

回答者:Q4=○1(加配職員に対する財政支援を実施している市区町村)

Q28 SA 実施している財政支援について、市区町村内の財政部局と情報共有をおこなう等、連携して検討をおこなっているかご回答ください。

I問

- O1 市区町村内の財政部局と連携して検討している
- O2 市区町村内の財政部局と連携して検討していない
- O3 その他()

回答者:Q4=○1(加配職員に対する財政支援を実施している市区町村)

Q29 SA 実施している財政支援について、令和6年度において令和5年度と比較して、金額の見直しがあったか、ご回答ください。

I問

- O1 金額の見直し(増額)があった
- O2 金額の見直し(減額)があった
- O3 金額の見直しはなかった

回答者:Q4 =○1 (加配職員に対する財政支援を実施している市区町村)

Q30 SA, FA 令和6年度において保育所における障害児への加配保育士等の財政支援について増額もしくは減額の検討があつたか、ご回答ください。

1問

- 1 財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育のための加配保育士等の財政支援の増額の打診があつた
- 2 財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診があつた
- 3 保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなつた
- 4 保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診をおこなつた
- 5 検討はなかつた
- 6 その他()

回答者:Q29 =○1 (財政支援の増額の見直しがあつた市区町村)

Q31 MA, FA 財政支援の増額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 地方交付税が増額されたため
- 2 一般財源が増額されたため
- 3 保育士等の入件費が増額傾向のため
- 4 保育所等から加配保育士等について増額の要望があつたため
- 5 近隣市区町村が増額していたため
- 6 市区町村内の障害児数が増加したため
- 7 市区町村内の保育所等における障害児数が増加したため
- 8 対象児の審査基準が緩和されたため
- 9 その他()

回答者:Q29 =○2 (財政支援の減額の見直しがあつた市区町村)

Q32 MA, FA 財政支援の減額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 一般財源が減額されたため
- 2 近隣市区町村と比較し、加算が高額があつたため
- 3 近隣市区町村が減額したため
- 4 財政の支出を見直したため
- 5 市区町村内の障害児数が減少したため
- 6 市区町村内の保育所等における障害児数が減少したため
- 7 対象児の審査基準が厳格化されたため
- 8 地方交付税不交付団体となり、より競争的に支援のあり方を見直したため
- 9 その他()

▼ 障害児保育の受け入れ方策等に関する状況・課題について

受け入れ方針について

回答者:全員

Q33 MA, FA 貴市区町村の保育所等への障害児の受け入れについて、あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 貴市区町村において、保育所等の定員のうち障害児や医療的ケア児の受け入れ人数に上限を設けている(例:園の定員50名のうち、障害児の受け入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受け入れは10%まで等)
- 2 貴市区町村において、障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している(例:糖尿病の児の受け入れはおこなわない、医療的ケア児の受け入れはおこなわない等)
- 3 貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受け入れる場合、あらかじめ受け入れ年齢を限定している(例:医療的ケア児について、3歳以上しか受け入れはおこなわない等)
- 4 貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受け入れる場合、受け入れ保育所等を限定している(例:障害児は特定の園のみ受け入れ可能としている、医療的ケア児は特定の園のみしか受け入れはおこなわない等)
- 5 貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受け入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している(例:健常児は1時間まで保育可能であるところ、障害児は8時間と上限を設けている等)
- 6 貴市区町村において、障害児の受け入れについてあらかじめ定めている方針はない(こども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している) ※併他(本選択肢を選択した場合、他の選択肢と一緒に選択することはできません。)
- 7 その他()

回答者:Q33 =○1 (保育所等の定員のうち障害児の受け入れ人数に上限を設けている市区町村)

Q34 MA, FA 障害児や医療的ケア児の受け入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 管内の保育所等において、障害児や医療的ケア児の保育をおこなう保育士等が不足しているため
- 2 管内の保育所等において、障害児の保育をおこなう専門職が不足しているため
- 3 管内の保育所等において、医療的ケア児の保育をおこなう専門職が不足しているため
- 4 管内の保育所等において、障害児の受け入れに必要な体制が整っていない保育所等があるため
- 5 管内の保育所等の方針や意向によるもの
- 6 その他()

回答者:Q33 =○2 (障害種別をあらかじめ限定している市区町村)

Q35 MA, FA 障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 管内の保育所等において、障害種別に対応できる保育士等が不足しているため
- 2 管内の保育所等において、医療的ケア対応できる保育士等が不足しているため
- 3 管内の保育所等において、障害種別に対応できる専門職が不足しているため
- 4 管内の保育所等において、医療的ケア対応できる専門職が不足しているため
- 5 管内の保育所等において、障害種別に対応できる体制が整っていない保育所等があるため
- 6 管内の保育所等において、医療的ケア対応できる体制が整っていない保育所等があるため
- 7 管内の保育所等の方針や意向によるもの
- 8 その他()

回答者:Q33 =○3 (障害児を受入れる場合、あらかじめ受け入れ年齢を限定している市区町村)

Q36 MA, FA 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受け入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 低年齢児の障害児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため
- 2 低年齢児の医療的ケア児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため
- 3 障害児や医療的ケア児の入園時の手続きに時間が必要であるため
- 4 障害児や医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため
- 5 障害児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため
- 6 医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため
- 7 医師等の専門職からの助言により限定している
- 8 管内の保育所等において、年齢に応じた体制が整っていない保育所等があるため
- 9 管内の保育所等の方針や意向によるもの
- 10 その他()

回答者:Q33 =○4 (障害児を受入れる場合、受け入れ保育所等を限定している市区町村)

Q37 MA, FA 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受け入れ保育所等を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

1問

- 1 管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため
- 2 管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため
- 3 管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため
- 4 管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため
- 5 管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる体制が整っていない保育所等があるため
- 6 貴市区町村において、医療的ケア児を受入れる保育所等を指定し、受け入れ体制整備をおこなう方針があるため
- 7 園の方針・意向によるもの
- 8 その他()

回答者:Q33 =□5 (障害児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している市区町村)

Q38 MA,FA 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ**保育時間に限定している**理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

I問

- 1 管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため
- 2 管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため
- 3 管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため
- 4 管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため
- 5 医師等の専門職からの助言により障害児の身体状態を考慮したため
- 6 医師等の専門職からの助言により障害児の身体状態を考慮したため
- 7 地方方針・意向によるもの
- 8 その他()

回答者:Q33 =□6 (障害児の受入れについて受入れ方針を定めていない市区町村)

Q39 SA 過去5年間(令和2年度~6年度)で受入れ方針を定めていましたか。

I問

- 1 定めていなかった
- 2 定めていたが、撤廃した

回答者:Q39 =□2 (障害児の受入れについて受入れ方針を定めたが撤廃した市区町村)

Q40 MA,FA どのような受入れ方針だったか、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

I問

- 1 入所可能な園が決まっている
- 2 障害児の保育時間が決まっている(障害児には標準時間認定でなく、短時間認定をしているなど)
- 3 障害児に対して保育時間の延長を認めていない
- 4 その他()

回答者:Q39 =□2 (障害児の受入れについて受入れ方針を定めたが撤廃した市区町村)

Q41 SA,FA 受入れ方針について根拠法規があつたか、あった場合どのような法規だったか、ご回答ください。

I問

- 1 条例
- 2 規則
- 3 その他()
- 4 根拠法規はなかった

回答者:Q39 =□2 (障害児の受入れについて受入れ方針を定めたが撤廃した市区町村)

Q42 MA,FA 障害児の受入れ方針を定めていた理由について、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

I問

- 1 管内の保育所等において加配職員の人員が不足しているため
- 2 管内の保育所等からの要望のため
- 3 その他()

回答者:Q39 =□2 (障害児の受入れについて受入れ方針を定めたが撤廃した市区町村)

Q43 FA 障害児の受入れ方針を撤廃した理由について、ご回答ください。

I問

任意

2 受け入れについて

回答者:全員

Info

保育所等への入園ができなかった、または入園直後に転園・退園した障害児の有無についてご回答ください。
※保育所等の受け入れ体制が整わない等の理由により、入所できなかった例についてご回答ください。満定員の保育所への入所申請の例は除いてご回答ください。

I問

Q44_1 SA 令和3年度~5年度の3年間で入園できなかった、または入園直後に転園・退園した障害児はいますか、ご回答ください。

- 1 いる
- 2 いない
- 3 握握していない

回答者:Q44_1=□1 (受け入れ困難事例あり)

Q44_2 MA,FA 入園できなかった、または入園直後に転園・退園した理由について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

I問

- 1 医師の診断等により集団保育が難しいと判断されたため
- 2 保育所等の施設整備が間に合わず入園をお断りした
- 3 保育所等の保育人材の確保(保育士等)が難しく入園できなかった
- 4 保育所等の専門人材の確保(看護師等)が難しく入園できなかった
- 5 経験のない障害種別であった等、園の経験や知見が不足しており入園できなかった
- 6 入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことについて保育園から申し出があったため
- 7 入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことが保育時に判明したため
- 8 その他(具体的に:)

3 障害児の受け入れにあたっての課題

回答者:全員

Q45 MA,FA 貴市区町村の障害児の受け入れにあたっての課題について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

I問

- 1 障害児を受け入れ可能な設備を有する保育所等が少ない
- 2 障害児の受け入れについて設備整備をおこなう財政的な余裕がない
- 3 障害児を受け入れ可能な人材を有する保育所等が少ない
- 4 障害児の受け入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない
- 5 保育所等に入所決定後、保育所等から受け入れが困難であると相談されることがある
- 6 民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている
- 7 その他(具体的に:)

回答者:全員

Q46 SA,FA 貴市区町村の保育所等における障害児への保育士等の加配の必要性について、会議体を持つ等、話し合いの機会を設けていますか。

※本設問における市区町村職員は教育委員会職員を含みます。

I問

- 1 会議等を実施している(市区町村職員のみ)
- 2 会議等を実施している(市区町村職員と外部委員)
- 3 会議等は実施していない
- 4 その他()

回答者:全員

Q47 NUM 令和5年度の貴市区町村の保育所等における障害児に対する保育士等の加配が必要と認定等された児童、実際に配置された加配保育士等の人数について、ご回答ください。
(※)把握していない人数については、9999とご入力ください。

I問

加配が必要と認定等された児童数
実際に配置された加配保育士等の人数

人 必須
人 必須

半角数字のみ(0以上)
半角数字のみ(0以上)

回答者:全員
Q48 MA

1問

医療的ケア児の事故発生時等の緊急時の対応方針について、実施していることをご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

- 1 貴市区町村において、保育所等における事故発生時等の緊急時の対応方針をあらかじめ定めており、管内保育所等に周知をおこなっている
- 2 貴市区町村において、貴市区町村における事故発生時等の緊急時の対応方針や連絡調整の流れを整理する等、組織としての安全管理体制を整えている
- 3 貴市区町村において、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意している
- 4 貴市区町村において、事故発生時等の緊急時に備え、あらかじめ地域の医師会等と対応方針を検討する等、医療機関との連携体制を構築している
- 5 貴市区町村において、ヒヤリハット事例の蓄積・分析、事故防止策の検討をおこなっている
- 6 その他()

回答者:全員
Q49 FA

1問

障害児保育における他組織から貴市区町村への支援について、必要と感じている支援があればご回答ください。

任意

VI ヒアリングへのご協力可否について

回答者:全員

1問

Q50 SA, FA 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた市区町村の中から、障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関するヒアリング（オンラインにより1時間程度、2~3ヶ月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。

ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてまとめる事例集に記載させていただく可能性がございます。

ご協力頂ける場合は、以下の項目から1つお選びください。条件による場合には、具体的な内容をご記入ください。

- 1 協力できる
- 2 協力できない
- 3 条件による(条件の内容:)

本アンケートへのご協力ありがとうございました。

回答者：全員

【ご回答いただくにあたっての留意事項】

各設問において回答した選択肢により、WEB画面上では表示されない設問がありますが、本アンケート調査票では、すべての設問と選択肢を記載しています。

本調査における「障害児」の範囲は以下のとおりです。

○次の判定を受けた子ども

- ・視覚障害
- ・聴覚障害
- ・言語障害
- ・肢体不自由
- ・知的障害
- ・病弱・虚弱
- ・発達障害
- ・医療的ケア児（障害判定されていない医療的ケア児も含む）

○市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とする子どもとして支援対象となっている子ども（※障害児は、保護者からの障害児保育の支援申請を受けていない子どもを含む）

○「気になる子」

- ・特定の判定は受けないが発達上の特性から保育所等の生活において困難を抱えており、特別な支援が必要と考えられる子ども

本調査において、特に指定がない限り、人員や児童の人数等については令和6年10月1日時点のものを回答ください。

本調査の対象となる施設は以下のとおりです。

○認可保育所、認定こども園（2号及び3号定員を有する園）、小規模保育事業所、事業所内保育事業、その他

※認可外保育所を除く

本調査における「保育士等」の定義は以下のとおりです。

○保育士および保育教諭

本調査における「看護師等」の定義は以下のとおりです。

○看護師・准看護師・保健師・助産師

本調査における「加配職員」の定義は以下のとおりです。

○障害者手帳の交付を受けている子ども、手帳の交付は受けていないが療育を受けているなどの理由により、市区町村により加配が必要と認められた子どもに対し、加配として配置されている職員

※医療的ケアを実施するための保育士等や虐待疑い等で加配されている保育士等は除きます。

ご回答は、30分程度を要する想定です。

なお、調査票PDFを印刷や保存する場合は、ブラウザのメニューから印刷もしくは保存を行つか、印刷の場合はCtrl（コントロールキー）を押しながらP、保存の場合はCtrlを押しながらSを押して行ってください。

ご回答いただいた内容が最後に一覧で表示されますので、回答内容をご確認ください。

その際、修正したい箇所が生じた場合には、その一覧から該当ページにジャンプするか、戻るボタンを使用して修正が可能です。

最後に表示される回答内容の一覧をご確認後、「完了」のボタンを押すと調査が終了します。

回答内容を印刷もしくは保存する場合には、「完了」のボタンを押す前に、回答内容一覧ページの印刷や保存を行ってください。

（ブラウザのメニューから印刷もしくは保存を行つか、印刷の場合はCtrl（コントロールキー）を押しながらP、保存の場合はCtrlを押しながらSを押して行ってください）

I 基本情報**1 基本情報**

回答者：全員

貴施設の施設名、施設所在地、施設類型、運営主体などについてご回答ください。

Q1_1 FA 施設名 Q1_2 SA 施設所在地 都道府県 市区町村 Q1_3 SA, FA 施設類型

- 〇1 認可保育所
- 〇2 認定こども園
- 〇3 小規模保育事業所
- 〇4 事業所内保育事業
- 〇5 もの他 ()

Q1_4 SA, FA 運営主体

- 〇1 市区町村
- 〇2 社会福祉法人
- 〇3 株式会社
- 〇4 学校法人
- 〇5 その他 ()

Q1_5 NUM 貴施設の保育定員についてご回答ください
利用定員 名
※ 認定こども園の場合、2号及び3号認定の児童数を記入ください

回答者：全員

Q2_1 NUM 貴施設の常勤職員構成についてご回答ください。（令和6年10月1日時点）

- ※1 喀痰吸引等研修の課程を修了した認定特定行為業務従事者である保育士
- ※2 日々の健康チェックや病気・怪我の応急処置、衛生管理等を実施する看護師等
- ※3 医療的ケア児に対する経管栄養や喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを実施する看護師等
- ※ 0人の場合は「0」と入力ください。

常勤（実人数）	
園長・施設長	人
副園長	人
主任保育士	人
保育士	人
医療的ケアをおこなう保育士（※1）	人
保育教師	人
みなし保育士	人
保育補助者	人
看護師等（※2）	人
医療的ケアをおこなう看護師等（※3）	人
その他	人

Q2_2 NUM 貴施設の非常勤職員構成についてご回答ください。（令和6年10月1日時点）

- ※1 喀痰吸引等研修の課程を修了した認定特定行為業務従事者である保育士
- ※2 日々の健康チェックや病気・怪我の応急処置、衛生管理等を実施する看護師等
- ※3 医療的ケア児に対する経管栄養や喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを実施する看護師等
- ※ 1人の看護師等が衛生管理のほか医療的ケアについても実施している場合は、医療的ケアをおこなう看護師等として計上してください。
- ※ 巡回支援等の外部職員は除いてください。
- ※ 0人の場合は「0」と入力ください。

非常勤（実人数）	
園長・施設長	人
副園長	人
主任保育士	人
保育士	人
医療的ケアをおこなう保育士（※1）	人
保育教師	人
みなし保育士	人
保育補助者	人
看護師等（※2）	人
医療的ケアをおこなう看護師等（※3）	人
その他	人

回答者：全員

Q3 MA 貴施設において令和3年度から令和5年度で受け入れたことのある子どもの障害種別についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 〇1 視覚障害
- 〇2 聴覚障害
- 〇3 言語障害
- 〇4 肢体不自由
- 〇5 知的障害
- 〇6 病弱・虚弱
- 〇7 発達障害
- 〇8 医療的ケア児
- 〇9 「気になる子」
- 〇10 その他 具体的内容：

回答者：全員

Q4 SA 貴施設における令和6年度の障害児の受け入れ状況についてご回答ください。

- 〇1 受入れ有
- 〇2 受入れ無

回答者：Q4=1「障害児の受け入れ有」

Q5 NUM 貴施設において令和6年度に受け入れた障害児数について、障害種別人数（延べ数）ご回答ください。障害種別が重複する場合は、それぞれの該当箇所に計上してください。

※ 0人の場合は「0」と入力ください。	
視覚障害	人
聴覚障害	人
言語障害	人
肢体不自由	人
知的障害	人
病弱・虚弱	人
発達障害	人
精神障害（発達障害以外）	人
医療的ケア児	人
「気になる子」	人
その他	人

II 障害児保育の加配保育士等に対する市区町村からの財政支援状況と課題について

1 加配保育士等の配置状況について

回答者：Q4=1「障害児の受け入れ有り」

Q6 NUM 貴施設において受け入れている障害児のうち加配認定を受けていること、受けていないこと、加配を受けていない障害児のうち加配を希望しているが加配できていない子どもの人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

※ 0人の場合は「0」と入力ください。	
保育士等を加配している障害児	人
保育士等を加配していない障害児	人
保育士等を加配していない障害児のうち加配を希望しているが加配できていない障害児	人

※必須 / 半角数字のみ (0以上)
※必須 / 半角数字のみ (0以上)
※必須 / 半角数字のみ (0以上)

回答者：Q4=1「障害児の受け入れ有り」

Q7 NUM 貴施設における障害児のための加配保育士等の配置人数をご回答ください（令和6年10月1日時点）

※ 0人の場合は「0」と入力ください。	人
---------------------	---

※必須 / 半角数字のみ (0以上)

回答者：Q4=1「障害児の受け入れ有り」

Q8 SA 貴施設における障害児のための加配保育士等の人数が十分かご回答ください。

※ 障害児のための加配保育士について回答してください。（園全体の人員不足は含まない）

※ 0人の場合は「0」と入力ください。

- 〇1 十分である
 〇2 十分でない

回答者：Q8=2「加配保育士等の人数が十分でない」

Q9 NUM 加配保育士等の人数が十分でない場合、貴施設における障害児のために必要と考える加配保育士等の人数をご回答してください。

※ 0人の場合は「0」と入力ください。

加配保育士等	人
--------	---

※必須 / 半角数字のみ (0以上)

回答者：Q6=保育士等を加配している障害児1人以上

Q10 MA, FA 障害児のために保育士等を加配している理由についてご回答ください。

あてはまるものをすべてお選びください。

- 〇1 障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうために加配が必要となるため
 〇2 障害のある子どものための個別支援計画の作成について加配が必要となるため
 〇3 障害のない子ども障害のある子どもの間わりについて配慮するために加配が必要となるため
 〇4 障害のある子どもの保護者の対応に加配が必要となるため
 〇5 障害のない子どもの保護者の対応に加配が必要となるため
 〇6 障害のある子どもの対応について、他の保育士等にも対応方法を広めるために加配が必要となるため
 〇7 関係機関と連携して対応するために加配が必要となるため
 〇8 その他（ ）

回答者：Q6=保育士等を加配していない障害児1人以上

Q11 MA, FA 保育士等を加配していない障害児がいる場合、その理由についてご回答ください。

あてはまるものをすべてお選びください。

- 〇1 軽度の障害や気になる子どもである等、保育にあたり特別な配慮が必要ではないと判断したため
 〇2 障害の有無に関わらず、同様の人員体制で保育をおこなう方針であるため（障害のある子どもに対して特別に加配をおこなっていない）
 〇3 市区町村において、障害児ための加配保育士等についての財政支援がないため
 〇4 市区町村により加配の必要性が認められないため
 〇5 市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が困難であるため
 〇6 市区町村の申請手続きにおいて保護者の同意を求められたり、保護者の同意が得られないため
 〇7 市区町村への申請手続きにおいては保護者の同意は不要であるが、園の方針により保護者の同意を求めており、保護者の同意が得られないため
 〇8 その他（ ）

2 加配保育士等に対する市区町村からの財政支援の受給状況について

回答者：Q7=加配保育士等の配置人数1人以上

Q12 NUM Q7における加配保育士等のうち、市区町村からの財政支援を受けている保育士等の人数、受けていない保育士等の人数についてご回答ください。

※ 0人の場合は「0」と入力ください。

財政支援を受けている保育士等	人
財政支援を受けていない保育士等	人

※必須 / 半角数字のみ (0以上)
※必須 / 半角数字のみ (0以上)

回答者：Q12=財政支援を受ける保育士等の人数1以上

Q13 NUM 財政支援を受けて加配している保育士等について、月当たりの交付額をご回答ください。

※ 該当しない（貴施設で受けていない）財政支援の場合については、9999とご入力ください。

ごと一人当たり（障害児を受入れる場合、障害児1人につき〇円といた財政支援の場合）	円／月	※必須 / 半角数字のみ (0以上)
保育士等一人当たり（障害児を受入れる場合、保育士等1人につき〇円といた財政支援の場合）	円／月	※必須 / 半角数字のみ (0以上)
その他	円／月	※必須 / 半角数字のみ (0以上)

回答者：Q12=財政支援を受けていない保育士等が1以上

Q14 MA, FA 市区町村からの財政支援を受けていない加配保育士等について、財政支援を受けていない理由をご回答ください。

あてはまるものをすべてお選びください。

- 〇1 市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため
 〇2 市区町村により加配の必要性が認められないため
 〇3 市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が困難であるため
 〇4 市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められたり、保護者の同意が得られないため
 〇5 市区町村が求める申請手続きが煩雑であるため
 〇6 その他（ ）

回答者：Q14=□2「市区町村により加配の必要性が認められないため」

Q15 FA 市区町村からの財政支援を受けていない加配保育士等について、市区町村により加配の必要性が認められない理由をご記載ください

--

III 障害児を受入れるにあたっての市区町村による財政支援の効果と課題

1 加配保育士等の配置による効果について

回答者：Q7=加配保育士等の配置人数1人以上

Q16 MA, FA 市区町村からの財政支援による加配保育士等の配置の利点についてご回答ください。

- あてはまるものをすべてお選びください。
- ① 障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうことができるようになった
 - ② 障害のある子どものための個別支援計画について、より多くの計画作成や計画内容の充実に繋がった
 - ③ 障害のあるどもない子どものごとく同士の関わりについて配慮した保育をおこなうことができるようになった
 - ④ 障害のある子どもの保護者への対応の充実（子どもの様子をより詳細にお伝えできるようになつた、保護者面談の機会が増加した等）
 - ⑤ 障害のない子どもの保護者への対応の充実（障害のある子どもの障害特性等について説明する機会が増加した等）
 - ⑥ 関係機関との連携体制の充実（障害のある子どもの情報をより細かく、速やかに伝えられるようになった、情報共有の機会を設けることができるようになった等）
 - ⑦ その他（ ）

2 加配保育士等を配置するにあたっての工夫について

回答者：Q7=加配保育士等の配置人数1人以上

Q17 MA, FA 障害のあるどもへの職員の加配について、どのように検討しているかご回答ください。

- あてはまるものをすべてお選びください。
- ① 基本的に障害のあるどものには加配をおこなっている
 - ② 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持しているどもは加配申請を検討している
 - ③ 医師の診断書や意見書を所持しているどもは加配申請を検討している
 - ④ 面談の機会を設ける等により、子どもの状態を把握することにより加配申請を検討している
 - ⑤ 市区町村から提示された配慮事項のチェックシート等を活用し、加配申請を検討している
 - ⑥ どもの特性や状態に応じて専門機関の知見を踏まえ加配申請を検討している
 - ⑦ その他（ ）

回答者：Q7=加配保育士等の配置人数1人以上

Q18 FA 加配保育士等の配置にあたって工夫していることをご記載ください。

例：障害のあるどものすべて加配をするではなく、子ども一人一人の障害特性や状態を面談等の機会を設けて丁寧に把握し、必要な場合に加配をしている。

任意

3 加配保育士等の配置に係る市区町村からの財政支援の課題について

回答者：Q4=1 障害児の受入れ有

Q19 MA, FA 加配保育士等の配置にあたって課題となっていることについてご回答ください。

- あてはまるものをすべてお選びください。
- ① 施設において加配保育士等の人事費が負担となっている
 - ② 保育士等の人材確保が困難である
 - ③ 障害特性に応じた経験のある保育士等の確保が困難である
 - ④ 人材確保のために人材紹介業者を活用しており、紹介料等が負担となっている
 - ⑤ その他（ ）

回答者：Q19=□1（施設において加配保育士等の人事費が負担となっている）

Q20 MA, FA 施設において加配保育士等の人事費が負担となっている理由についてご回答ください。

- あてはまるものをすべてお選びください。
- ① 市区町村からの財政支援を受けていますが、財政支援の金額が十分でない
 - ② 市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため、財政支援を受けることができていない
 - ③ 市区町村により加配の必要性が認められないため、財政支援を受けることができない
 - ④ 市区町村における財政支援の要件を満たすことが難しかため、財政支援を受けることができない
 - ⑤ その他（ ）

回答者：Q20=□4（財政支援要件を満たすことが難しい）

Q21 MA, FA 市区町村の財政支援の要件を満たすことが難しい理由についてご回答ください。

- あてはまるものをすべてお選びください。
- ① 市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求めており、保護者の同意が得られないため
 - ② 市区町村が定める障害特性にあてはまらないため（例：重度心身障害のあるどものみ加配をおこなう）
 - ③ 市区町村が定める要件を満たすだけの保育士等が確保できない（もしくは必要ない）ため（例：「障害児三人に対して保育士等二人」等で保育士を2名確保することが困難である（もしくは必要ない）場合）
 - ④ 市区町村が定める要件を満たすだけの障害児が在園していないため（例：「障害児二人に対して保育士等一人」等で障害児は1名しか在園していない場合）
 - ⑤ その他（ ）

IV 障害児の受け入れ方針

1 障害児の受け入れにあたっての方針とその内容について

回答者: Q4=1「障害児の受け入れ有」

Q22 MA, FA 障害児の受け入れに方針についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 園全体の定員のうち障害児の受け入れ人数に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受け入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受け入れは10%まで等）
- 2 園において受け入れる障害種別をあらかじめ限定している（例：糖尿病のなどの受け入れはおこなわない、医療的ケア児の受け入れはおこなわない等）
- 3 障害児を受け入れる場合、あらかじめ受け入れ年齢を限定している（例：医療的ケア児について、3歳以上しか受け入れはおこなわない等）
- 4 障害児を受け入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：園内の特定の場所でしか受け入れをおこなわない、3歳児であっても1歳児クラスでしか受け入れない等）
- 5 障害児を受け入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：午後しか受け入れをおこなわない、看護師のいる時間しか受け入れない等）
- 6 障害児の受け入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）
- 7 その他（ ）

2 障害児の受け入れにあたっての方針設定の理由について

回答者: Q22=□1（人数の上限あり）

Q23 MA, FA 園全体の定員のうち障害児の受け入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 対応可能な保育士等の数が不足している
- 2 受入れに必要な加配保育士等を配置できていない
- 3 受入れに必要な設備が不足している
- 4 障害児を受け入れ必要なケアを提供する時間を確保することができない
- 5 その他（ ）

回答者: Q22=□2（障害種別の限定あり）

Q24 MA, FA 園において受け入れる障害種別をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 障害種別に応じた専門的なケアが提供できる人員が不足している
- 2 対応可能な保育士等の数が不足している
- 3 受入れに必要な加配保育士等を配置できていない
- 4 受入れに必要な設備が不足している
- 5 障害児を受け入れ必要なケアを提供する時間を確保することができない
- 6 その他（ ）

回答者: Q22=□3（受け入れ年齢の限定あり）

Q25 MA, FA 障害児を受け入れる場合、あらかじめ受け入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 対応可能な保育士等の数が不足している
- 2 受入れに必要な加配保育士等を配置できていない
- 3 受入れに必要な設備が不足している
- 4 障害児を受け入れ必要なケアを提供する時間を確保することができない
- 5 その他（ ）

回答者: Q22=□4（受け入れ場所の特定あり）

Q26 MA, FA 障害児を受け入れる場合、あらかじめ園内において受け入れ場所を特定している理由についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 対応可能な保育士等の数が不足している
- 2 受入れに必要な加配保育士等を配置できていない
- 3 受入れに必要な設備が不足している
- 4 その他（ ）

回答者: Q22=□5（保育時間の制限あり）

Q27 MA, FA 障害児を受け入れる場合、あらかじめ保育時間を制限している理由についてご回答ください。
あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 対応可能な保育士等の数が不足している
- 2 受入れに必要な加配保育士等を配置できていない
- 3 受入れに必要な設備が不足している
- 4 障害児を受け入れ必要なケアを提供する時間を確保することができない
- 5 障害児支援に係る公的機関と連携できる時間帯が限られている
- 6 その他（ ）

回答者: Q22=□1～□5（障害児受け入れにあたって何らかの方針あり）

Q28 SA Q22の受け入れ方針により障害のある子どもの入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがあるかご回答ください。

- 1 入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがある
- 2 入園をお断りした（もしくは辞退された）ことはない

回答者: Q4=1「障害児の受け入れ有」

Q29 FA Q22の受け入れ方針について、課題と感じていることや今後改善を検討していることがあればご記載ください。

任意

V ヒアリングへのご協力可否について

回答者: 全員

Q30 SA, FA 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた自治体の中から、障害児保育への財政支援の実施状況に係るヒアリング（オンラインにより1時間程度、1～2月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。

ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてまとめた事例集に記載させていただく可能性がございます。

ご協力頂ける場合は、以下の項目から一つ選択してください。条件による場合には、具体的な内容をご記載ください。

- 1 協力できる
- 2 協力できない
- 3 条件による（条件の内容： ）

本アンケートへのご協力ありがとうございました。

障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するアンケート調査【市区町村向け調査】単純集計結果

Q3_1 貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 施設がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	704	2,932	4.2
認定こども園（※1）	703	654	0.9
家庭的保育事業所	704	17	0.0
小規模保育事業所	704	34	0.0
事業所内保育事業	704	4	0.0

Q3_2 貴市区町村内の公営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 施設がない場合は0とご入力ください。
- (※) 定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	定員数合計	平均定員数
認可保育所	704	282,450	401.2
認定こども園（※1）	703	75,839	107.9
家庭的保育事業所	704	26	0.0
小規模保育事業所	704	402	0.6
事業所内保育事業	703	63	0.1

Q3_3 貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 施設がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	694	2,495	3.6
認定こども園（※1）	700	551	0.8
家庭的保育事業所	704	8	0.0
小規模保育事業所	704	14	0.0
事業所内保育事業	703	0	0.0

Q3_4 貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 障害児がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	実人数合計	平均実人数
認可保育所	673	14,762	21.9
認定こども園（※1）	690	4,202	6.1
家庭的保育事業所	703	0	0.0
小規模保育事業所	702	8	0.0
事業所内保育事業	703	0	0.0

Q3_5 貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	615	8,977	14.6
認定こども園（※1）	662	2,507	3.8
家庭的保育事業所	702	0	0.0
小規模保育事業所	700	2	0.0
事業所内保育事業	702	0	0.0

Q3_6 貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 加配保育士等がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
- (※) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。
- (※) 常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	654	3,901	6.0
認定こども園（※1）	684	1,108	1.6
家庭的保育事業所	702	0	0.0
小規模保育事業所	701	3	0.0
事業所内保育事業	702	0	0.0

Q3_7 貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 加配保育士等がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
- (※) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	645	2,587	4.0
認定こども園（※1）	677	514	0.8
家庭的保育事業所	702	0	0.0
小規模保育事業所	701	2	0.0
事業所内保育事業	702	0	0.0

Q3_8 貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 施設がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	671	7,077	10.5
認定こども園（※1）	671	4,298	6.4
家庭的保育事業所	671	323	0.5
小規模保育事業所	671	2,538	3.8
事業所内保育事業	668	357	0.5

Q3_9 貴市区町村内の民営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 施設がない場合は0とご入力ください。
- (※) 定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	定員数合計	平均定員数
認可保育所	668	592,842	887.5
認定こども園（※1）	668	431,171	645.5
家庭的保育事業所	669	1,360	2.0
小規模保育事業所	668	41,884	62.7
事業所内保育事業	653	6,542	10.0

Q3_10 貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 施設がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	施設数合計	平均施設数
認可保育所	629	4,454	7.1
認定こども園（※1）	628	2,540	4.0
家庭的保育事業所	656	27	0.0
小規模保育事業所	628	391	0.6
事業所内保育事業	630	48	0.1

Q3_11 貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 障害児がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	実人数合計	平均実人数
認可保育所	600	15,377	25.6
認定こども園（※1）	596	11,629	19.5
家庭的保育事業所	652	19	0.0
小規模保育事業所	619	298	0.5
事業所内保育事業	622	33	0.1

Q3_12 貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	508	7,674	15.1
認定こども園（※1）	511	5,080	9.9
家庭的保育事業所	638	11	0.0
小規模保育事業所	577	174	0.3
事業所内保育事業	608	8	0.0

Q3_13 貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 加配保育士等がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
- (※) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。
- (※) 常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

	市区町村数	人数合計	平均人数
認可保育所	497	2,465	5.0
認定こども園（※1）	497	1,852	3.7
家庭的保育事業所	632	0	0.0
小規模保育事業所	566	61	0.1
事業所内保育事業	605	8	0.0

Q3_14 貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。

- (※1) 認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。
- (※2) 加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。
- (※) 加配保育士等がない場合は0とご入力ください。
- (※) 居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。
- (※) 保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。
- (※) 市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。
- (※) 非常勤：常勤にあてはまらないもの。

	市区町村数	実人数合計	平均実人数
認可保育所	486	1,293	2.7
認定こども園（※1）	485	908	1.9
家庭的保育事業所	631	0	0.0
小規模保育事業所	566	14	0.0
事業所内保育事業	602	1	0.0

Q4 貴市区町村において保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていますか。

（例：障害児を受入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき〇万円等）（例：障害児を受入れる場合、障害児1ヶ月1人につき〇万円等）

	市区町村数	割合（%）
1 はい	495	69.1
2 いいえ	221	30.9
合計	716	100.0

Q5 貴市区町村において保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていない理由をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

	市区町村数	割合（%）
1 管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としていないため（例：障害の有無に関わらず加配しない方針の園である、在園する障害児が軽度の障害であるため加配が必要なかった等）	75	33.9
2 人材確保が困難であり、財政支援をおこなうだけでは加配が困難であるため	58	26.2
3 市区町村の財政状況が厳しいため	49	22.2
4 都道府県において同様の支援があるため	9	4.1
5 その他	71	32.1
合計	221	—

Q6 貴市区町村において、保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっている場合、その財源は国や県の補助金など特定財源を含みますか。

	市区町村数	割合（%）
1 はい	160	32.3
2 いいえ	335	67.7
合計	495	100.0

Q8 保育士等の加配に対する財政支援について、貴市区町村においてどのような方法で財政支援をおこなっていますか。

		市区町村数	割合 (%)
1	補助金	423	85.5
2	交付金	10	2.0
3	その他	62	12.5
	合計	495	100.0

Q10 貴市区町村において、保育士等の加配の対象として認める障害のあるこどもについてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	特別児童扶養手当の対象のこども	409	82.6
2	身体障害者手帳の交付を受けたこども	413	83.4
3	療育手帳の交付を受けたこども	412	83.2
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこども	317	64.0
5	児童発達支援センターなどで児童発達支援（療育）を受けたことのあるこども	229	46.3
6	医師の診断において、配慮が必要であるとされたこども（診断書や意見書等により確認）	380	76.8
7	保育所等から配慮が必要であるとされたこども（障害者手帳の有無を問わない、気になる子等）	195	39.4
8	その他	106	21.4
	合計	495	—

Q11 貴市区町村において保育士等の加配にあたり、どのような検討により加配の可否を判断していますか。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無を確認することにより判断している。	364	73.5
2	医師の診断書や意見書の有無を確認することにより判断している。	339	68.5
3	面談の機会を設ける等により、こどもの状態を把握することにより判断している。	117	23.6
4	保育所等から配慮が必要とされたこどもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を貴市区町村において記載した上で、加配の有無を判断している。	31	6.3
5	保育所等から配慮が必要とされたこどもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を保育所等に記載頂いた上で、加配の有無を判断している。	105	21.2
6	こどもの特性や状態に応じて専門職の知見を踏まえて判断している。	201	40.6
7	その他	91	18.4
	合計	495	—

Q12 貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害児3人あたり、加配保育士等1人まで	29	5.9
2	障害児2人あたり、加配保育士等1人まで	66	13.3
3	障害児1人あたり、加配保育士等1人まで	83	16.8
4	障害児1人あたり、加配保育士等2人まで	4	0.8
5	障害児1人あたり、加配保育士等3人まで	2	0.4
6	障害児1人あたり、加配保育士等4人まで	0	0.0
7	障害児1人あたり、加配保育士等5人まで	1	0.2
8	加配保育士等の配置に上限は定めていない	265	53.5
9	その他	45	9.1
	合計	495	100.0

Q13 貴市区町村における障害のあることのための加配保育士等について、補助要件をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。※国・県補助による財政支援を除く

		市区町村数	割合 (%)
1	保育所等が加配する保育士等に対する財政支援（例：障害児を受入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき○万円等）	236	47.7
2	保育所等が受入れる、障害児に対する財政支援（例：障害児を受入れる場合、障害児1ヶ月1人につき○万円等）	238	48.1
3	その他	37	7.5
	合計	495	—

Q14 保育士等の加配の人員の配置に対する財政支援についてお伺いします。貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、財政支援の対象となっている人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

※財政支援の算定に用いた保育士等数をご回答ください。

※財政支援の対象となっている加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

※財政支援の対象となっている加配保育士等がない場合は、0とご入力ください。（例：半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人1人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で2人と回答）（例：半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人2人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で1人と回答）

市区町村数	人数合計	平均人数
194	5,051	26.0

Q15 貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、財政支援の対象となっていない（※申請があったが加配対象として認められなかった）人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

※財政支援の対象となっていない加配保育士等はいるが、人数を把握していない場合は、9999とご入力ください。

市区町村数	人数合計	平均人数
166	133	0.8

Q16 加配保育士等について、1ヶ月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。

※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。

※保育士と保育教諭の単価が異なる場合、保育士の単価をご回答ください。

※算定単価を把握していない場合は、9999とご入力ください。

市区町村数	平均単価
191	158,850

Q17 貴市区町村の加配保育士等の財政支援において、1施設あたりの人数の上限についてご回答ください。貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	1施設あたり、加配保育士等1人まで	7	3.0
2	1施設あたり、加配保育士等2人まで	5	2.1
3	1施設あたり、加配保育士等3人まで	3	1.3
4	1施設あたり、加配保育士等4人まで	3	1.3
5	1施設あたり、加配保育士等5人まで	1	0.4
6	1施設あたり、加配保育士等6人まで	2	0.8
7	1施設あたり、加配保育士等7人まで	0	0.0
8	1施設あたり、加配保育士等8人まで	0	0.0
9	1施設あたり、加配保育士等9人まで	0	0.0
10	1施設あたり、加配保育士等10人まで	1	0.4
11	加配保育士等の配置に上限は定めていない	203	86.0
12	その他	11	4.7
	合計	236	100.0

Q18 貴市区町村の保育所等における保育士等の加配職員に対する財政支援について、保育士等加配に関する財政支援の令和5年度の合計支援額（全施設に対する支給額の合計金額）をご回答ください。

※決算額（実績）をご回答ください。

※財政支援をしているが合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

市区町村数	平均支援額
222	56,444,917

Q19 貴市区町村の保育所等における障害児保育に係る物件費に対する財政支援について、令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。

※全施設分の合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

市区町村数	平均支援額
536	3,179,379

Q20 障害児の受け入れ人数に対する財政支援についてお伺いします。貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、財政支援の対象となっている人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

※財政支援の対象となっている障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

※財政支援の対象となっている障害児がない場合は、0とご入力ください。

市区町村数	人数合計	平均人数
214	14,974	70.0

Q21 貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、財政支援の対象となっていない（※申請があったが加配対象として認められなかった）人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）

※財政支援の対象となっていない障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

※財政支援の対象となっていない障害児がない場合は、0とご入力ください。

市区町村数	人数合計	平均人数
177	4,527	26

Q22 財政支援において障害のある子どもの特性・状態に応じた加配をおこなっていますか。主にあてはまるものをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害のある子ども一人一人の特性・状態にあわせて加配人数を決めている	204	41.3
2	障害のある子どもを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている（例：保育所等に対し3人まで加配等）	15	3.0
3	障害のある子どもを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している	4	0.8
4	障害のある子ども一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている（例：障害のある子ども2人に対し1人加配等）	91	18.4
5	障害のある子ども一人あたりの加配人数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している	14	2.8
6	障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている（例：重度心身障害児は1人に対し1人加配や軽度障害児は3人に対し1人加配等）	46	9.3
7	障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めているが、保育所等や保護者から相談があった場合は柔軟に対応している	10	2.0
8	その他	110	22.3
	合計	494	100.0

Q23_1 保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人數を定めていない種別は「999」とご入力ください。

	市区町村数	人數合計	平均人數
視覚障害	6	18	3.0
聴覚障害	6	18	3.0
言語障害	6	18	3.0
肢体不自由	7	19	2.7
知的障害	6	18	3.0
病弱・虚弱	4	9	2.3
発達障害	7	20	2.9
精神障害（発達障害以外）	6	18	3.0
医療的ケア児	6	10	1.7
「気になる子」	8	24	3.0
その他	5	12	2.4

Q23_2 保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人數を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

	市区町村数	人數合計	平均人數
重度	32	48	1.5
中度	27	60	2.2
軽度	32	108	3.4
その他	5	16	3.2

Q24_1 要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

	市区町村数	平均支援額
視覚障害	47	67,525
聴覚障害	47	63,694
言語障害	46	67,380
肢体不自由	48	69,384
知的障害	47	67,525
病弱・虚弱	39	68,410
発達障害	47	67,336
精神障害（発達障害以外）	42	68,660
医療的ケア児	35	69,647
「気になる子」	34	63,342
その他	28	84,065

Q24_2 要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児1ヶ月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

	市区町村数	平均支援額
重度	123	88,792
中度	104	67,972
軽度	127	53,296
その他	37	73,425

Q25 障害児について、1ヶ月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。

※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。

※一律の算定単価を定めてない場合「999999」とご入力ください。

市区町村数	平均単価
116	81,005

Q26 保育所等における障害児のための保育士等の加配の入件費や物件費を含めた令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。

※委託費や研修費や工事費を除いた入件費と物件費のみの合計支援額をご回答ください。

※入件費及び物件費の合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

市区町村数	平均支援額
513	39,157,558

Q27 貴市区町村における公営保育所等において、障害児のために加配をおこなった保育士等の入件費の総額（令和5年度実績）についてご回答ください。

※公営の金額についてご回答ください。（公設民営は含まない）

※総額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

市区町村数	平均入件費
211	23,975,910

Q28 実施している財政支援について、市区町村内の財政部局と情報共有をおこなう等、連携して検討をおこなっているかご回答ください。

	市区町村数	割合 (%)
1 市区町村内の財政部局と連携して検討している	324	65.5
2 市区町村内の財政部局と連携して検討していない	167	33.7
3 その他	4	0.8
合計	495	100.0

Q29 実施している財政支援について、令和6年度において令和5年度と比較して、金額の見直しがあったか、ご回答ください。

	市区町村数	割合 (%)
1 金額の見直し（増額）があった	139	28.1
2 金額の見直し（減額）があった	10	2.0
3 金額の見直しはなかった	346	69.9
合計	495	100.0

Q30 令和6年度において保育所における障害児への加配保育士等の財政支援について増額もしくは減額の検討があったか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育のための加配保育士等の財政支援の増額の打診があった	1	0.2
2	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診があった	8	1.6
3	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなった	139	28.1
4	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診をおこなった	3	0.6
5	検討はなかった	330	66.7
6	その他	14	2.8
	合計	495	100.0

Q31 財政支援の増額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	地方交付税が増額されたため	5	3.6
2	一般財源が増額されたため	3	2.2
3	保育士等の入件費が増額傾向のため	58	41.7
4	保育所等から加配保育士等について増額の要望があったため	45	32.4
5	近隣市区町村が増額していたため	2	1.4
6	市区町村内の障害児数が増加したため	13	9.4
7	市区町村内の保育所等における障害児数が増加したため	46	33.1
8	対象児の審査基準が緩和されたため	4	2.9
9	その他	26	18.7
	合計	139	—

Q32 財政支援の減額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	一般財源が減額されたため	0	0.0
2	近隣市区町村と比較し、加算が高額であったため	1	10.0
3	近隣市区町村が減額したため	0	0.0
4	財政上の支出の見直しのため	1	10.0
5	市区町村内の障害児数が減少したため	2	20.0
6	市区町村内の保育所等における障害児数が減少したため	2	20.0
7	対象児の審査基準が厳格化されたため	1	10.0
8	地方交付税不交付団体となり、より裁量的に支援のあり方を見直したため	0	0.0
9	その他	4	40.0
	合計	10	—

Q33 貴市区町村の保育所等への障害児の受入れについて、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	貴市区町村において、保育所等の定員のうち障害児や医療的ケア児の受入れ人數に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受入れは10割合（%）まで等）	33	4.6
2	貴市区町村において、障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している（例：糖尿病の子どもの受入れはおこなわない、医療的ケア児の受入れはおこなわない等）	37	5.2
3	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している（例：医療的ケア児について、3歳以上しか受入れはおこなわない等）	46	6.4
4	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している（例：障害児は特定の園のみ受入れ可能としている、医療的ケア児は特定の園のみでしか受入れをおこなわない等）	86	12.0
5	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：健常児は11時間まで保育可能であるところ、障害児は8時間と上限を設けている等）	59	8.2
6	貴市区町村において、障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）	545	76.1
7	その他	42	5.9
	合計	716	—

Q34 障害児や医療的ケア児の受入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害児や医療的ケア児の保育をおこなう保育士等が不足しているため	8	24.2
2	管内の保育所等において、障害児の保育をおこなう専門職が不足しているため	4	12.1
3	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育をおこなう専門職が不足しているため	13	39.4
4	管内の保育所等において、障害児の受入れに必要な体制が整っていない保育所等があるため	7	21.2
5	管内の保育所等の方針や意向によるもの	3	9.1
6	その他	13	39.4
	合計	33	—

Q35 障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害種別に対応できる保育士等が不足しているため	5	13.5
2	管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる保育士等が不足しているため	11	29.7
3	管内の保育所等において、障害種別に対応できる専門職が不足しているため	3	8.1
4	管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる専門職が不足しているため	16	43.2
5	管内の保育所等において、障害種別に対応できる体制が整っていない保育所等があるため	10	27.0
6	管内の保育所等において、医療的ケアに対応できる体制が整っていない保育所等があるため	24	64.9
7	管内の保育所等の方針や意向によるもの	5	13.5
8	その他	5	13.5
	合計	37	—

Q36 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	低年齢児の障害児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため	1	2.2
2	低年齢児の医療的ケア児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため	10	21.7
3	障害児や医療的ケア児の入園時の手続きに時間を要するため	0	0.0
4	障害児や医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため	6	13.0
5	障害児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため	1	2.2
6	医療的ケア児について、年齢に応じた子どもの身体状態を考慮したため	36	78.3
7	医師等の専門職からの助言により限定している	1	2.2
8	管内の保育所等において、年齢に応じた体制が整っていない保育所等があるため	3	6.5
9	管内の保育所等の方針や意向によるもの	2	4.3
10	その他	1	2.2
	合計	46	—

Q37 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため	8	9.3
2	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため	33	38.4
3	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため	2	2.3
4	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため	47	54.7
5	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる体制が整っていない保育所等があるため	11	12.8
6	貴市区町村において、医療的ケア児を受入れる保育所等を指定し、受入れ体制整備をおこなう方針であるため	39	45.3
7	園の方針・意向によるもの	5	5.8
8	その他	8	9.3
	合計	86	—

Q38 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため	2	3.4
2	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため	30	50.8
3	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため	5	8.5
4	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない時間があるため	37	62.7
5	医師等の専門職からの助言により障害児の身体状態を考慮したため	1	1.7
6	医師等の専門職からの助言により医療的ケア児の身体状態を考慮したため	9	15.3
7	園の方針・意向によるもの	2	3.4
8	その他	5	8.5
	合計	59	—

Q39 過去5年間（令和2年度～6年度）で受入れ方針を定めていましたか。

		市区町村数	割合 (%)
1	定めていなかった	543	99.6
2	定めていたが、撤廃した	2	0.4
	合計	545	100.0

Q40 どのような受入れ方針だったか、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	入所可能な園が決まっている	0	0.0
2	障害児の保育時間が決まっている（障害児には標準時間認定でなく、短時間認定をしているなど）	0	0.0
3	障害児に対して保育時間の延長を認めていない	0	0.0
4	その他	2	100.0
	合計	2	—

Q41 受入れ方針について根拠法規があったか、あった場合どのような法規だったか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	条例	0	0.0
2	規則	0	0.0
3	その他	2	100.0
4	根拠法規はなかった	0	0.0
	合計	2	100.0

Q42 障害児の受入れ方針を定めていた理由について、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	管内の保育所等において加配職員の人員が不足しているため	0	0.0
2	管内の保育所等からの要望のため	0	0.0
3	その他	2	100.0
	合計	2	—

Q44_1 令和3年度～5年度の3年間で入園できなかった、または入園直後に転園・退園した障害児はいますか、ご回答ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	いる	168	23.5
2	いない	407	56.8
3	把握していない	141	19.7
	合計	716	100.0

Q44_2 入園できなかった、または入園直後に転園・退園した理由について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	医師の診断等により集団保育が難しいと判断されたため	37	22.0
2	保育所等の施設整備が間に合わず入園をお断りした	23	13.7
3	保育所等の保育人材の確保（保育士等）が難しく入園できなかった	97	57.7
4	保育所等の専門人材の確保（看護師等）が難しく入園できなかった	50	29.8
5	経験のない障害種別であった等、園の経験や知見が不足しており入園できなかった	15	8.9
6	入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことについて保育園から申し出があったため	34	20.2
7	入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことが慣らし保育時に判明したため	2	1.2
8	その他	25	14.9
	合計	168	—

Q45 貴市区町村の障害児の受け入れにあたっての課題について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	障害児を受け入れ可能な設備を有する保育所等が少ない	162	22.6
2	障害児の受け入れについて設備整備をおこなう財政的な余裕がない	158	22.1
3	障害児を受け入れ可能な人員を有する保育所等が少ない	455	63.5
4	障害児の受け入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない	202	28.2
5	保育所等に入所決定後、保育所等から受け入れが困難であると相談されることがある	158	22.1
6	民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている	189	26.4
7	その他	88	12.3
	合計	716	—

Q46 貴市区町村の保育所等における障害児への保育士等の加配の必要性について、会議体を持つ等、話し合いの機会を設けていますか。※本設問における市区町村職員は教育委員会職員を含みます。

		市区町村数	割合 (%)
1	会議等を実施している（市区町村職員のみ）	135	18.9
2	会議等を実施している（市区町村職員と外部委員）	119	16.6
3	会議等は実施していない	438	61.2
4	その他	24	3.4
	合計	716	100.0

Q47 令和5年度の貴市区町村の保育所等における障害児に対する保育士等の加配が必要と認定等された児童、実際に配置された加配保育士等の人数について、ご回答ください。（※）把握していない人数については、9999とご入力ください。

	市区町村数	人数合計	平均人数
加配が必要と認定等された児童数	519	29,514	56.9
実際に配置された加配保育士等の人数	469	9,701	20.7

Q48 医療的ケア児の事故発生時等の緊急時の対応方針について、実施していることをご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	割合 (%)
1	貴市区町村において、保育所等における事故発生時等の緊急時の対応方針をあらかじめ定めており、管内保育所等に周知をおこなっている	178	24.9
2	貴市区町村において、貴市区町村における事故発生時等の緊急時の対応方針や連絡調整の流れを整理する等、組織としての安全管理体制を整えている	195	27.2
3	貴市区町村において、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意している	182	25.4
4	貴市区町村において、事故発生時等の緊急時に備え、あらかじめ地域の医師会等と対応方針を検討する等、医療機関との連携体制を構築している	98	13.7
5	貴市区町村において、ヒヤリハット事例の蓄積・分析、事故防止策の検討をおこなっている	161	22.5
6	その他	287	40.1
	合計	716	—

Q50 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた市区町村の中から、障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関するヒアリング（オンラインにより1時間程度、2~3月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてとりまとめる事例集に記載させていただく可能性がございます。ご協力頂ける場合は、以下の項目から1つお選びください。条件による場合には、具体的な内容をご記入ください。

		市区町村数	割合 (%)
1	協力できる	129	18.0
2	協力できない	568	79.4
3	条件による（条件の内容：	18	2.5
	合計	715	100.0

障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関するアンケート調査【保育所等向け調査】単純集計結果

Q1_3 施設類型

	施設数	割合 (%)
1 認可保育所	3,696	53.5
2 認定こども園	1,997	28.9
3 小規模保育事業所	972	14.1
4 事業所内保育事業	124	1.8
5 その他	117	1.7
全体	6,906	100.0

Q1_4 運営主体

	施設数	割合 (%)
1 市区町村	1,671	24.2
2 社会福祉法人	3,090	44.7
3 株式会社	846	12.3
4 学校法人	722	10.5
5 その他	577	8.4
全体	6,906	100.0

Q1_5 責施設の保育定員についてご回答ください。

施設数	定員合計	平均定員
6,905	551,798	79.9

Q2_1 責施設の常勤職員構成についてご回答ください。（令和6年10月1日時点）

- ※1 喀痰吸引等研修の課程を修了した認定特定行為業務従事者である保育士
 ※2 日々の健康チェックや病気・怪我の応急処置、衛生管理等を実施する看護師等
 ※3 医療的ケア児に対する経管栄養や喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを実施する看護師等
 ※ 1人の看護師等が衛生管理のほか医療的ケアについても実施している場合は、医療的ケアをおこなう看護師等として計上してください。
 ※ 0人の場合は「0」と入力ください。

	施設数	人数合計	平均人数
園長・施設長	6,657	6,657	1.00
副園長	6,657	2,357	0.35
主任保育士	6,657	8,509	1.28
保育士	6,657	49,336	7.41
医療的ケアをおこなう保育士（※1）	6,657	122	0.02
保育教諭	6,657	26,398	3.97
みなし保育士	6,657	714	0.11
保育補助者	6,657	3,946	0.59
看護師等（※2）	6,657	1,818	0.27
医療的ケアをおこなう看護師等（※3）	6,657	305	0.05
その他	6,657	8,013	1.20

Q2_2 責施設の非常勤職員構成についてご回答ください。（令和6年10月1日時点）

- ※1 喀痰吸引等研修の課程を修了した認定特定行為業務従事者である保育士
 ※2 日々の健康チェックや病気・怪我の応急処置、衛生管理等を実施する看護師等
 ※3 医療的ケア児に対する経管栄養や喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを実施する看護師等
 ※ 1人の看護師等が衛生管理のほか医療的ケアについても実施している場合は、医療的ケアをおこなう看護師等として計上してください。
 ※ 巡回支援等の外部職員は除いてください。
 ※ 0人の場合は「0」と入力ください。

	施設数	人数合計	平均人数
園長・施設長	6,585	0	0.00
副園長	6,585	58	0.01
主任保育士	6,585	88	0.01
保育士	6,585	23,216	3.53
医療的ケアをおこなう保育士（※1）	6,585	53	0.01
保育教諭	6,585	10,136	1.54
みなし保育士	6,585	1,044	0.16
保育補助者	6,585	9,333	1.42
看護師等（※2）	6,585	998	0.15
医療的ケアをおこなう看護師等（※3）	6,585	190	0.03
その他	6,585	7,239	1.10

Q3 貴施設において令和3年度から令和5年度で受入れたことのある子どもの障害種別についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	視覚障害	194	2.8
2	聴覚障害	539	7.8
3	言語障害	602	8.7
4	肢体不自由	819	11.9
5	知的障害	2,463	35.7
6	病弱・虚弱	239	3.5
7	発達障害	4,549	65.9
8	医療的ケア児	456	6.6
9	「気になる子」	5,229	75.7
10	その他	684	9.9
	合計	6,906	—

Q4 貴施設における令和6年度の障害児の受入れ状況についてご回答ください。

	施設数	割合 (%)
1 受入れ有	5,079	73.5
2 受入れ無	1,827	26.5
合計	6,906	100.0

Q5 貴施設において令和6年度に受入れた障害児数について、障害種別個人数（延べ数）をご回答ください。障害種別が重複する場合は、それぞれの該当箇所に計上してください。※ 0人の場合は「0」と入力ください。

	施設数	延べ人数合計	平均人数
視覚障害	5,079	150	0.03
聴覚障害	5,079	404	0.08
言語障害	5,079	982	0.19
肢体不自由	5,079	640	0.13
知的障害	5,079	3,738	0.74
病弱・虚弱	5,079	272	0.05
発達障害	5,079	13,703	2.70
精神障害（発達障害以外）	5,079	174	0.03
医療的ケア児	5,079	454	0.09
「気になる子」	5,079	22,553	4.44
その他	5,079	722	0.14

Q6 貴施設において受入れている障害児のうち加配認定を受けているこども、受けっていないこども、加配を受けていない障害児のうち加配を希望しているが加配できていない子どもの人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）※ 0人の場合は「0」と入力ください。

	施設数	人数合計	平均人数
保育士等を加配している障害児	5,079	16,565	3.26
保育士等を加配していない障害児	5,079	9,530	1.88
保育士等を加配していない障害児のうち加配を希望しているが加配できていない障害児	5,079	3,900	0.77

Q7 貴施設における障害児のための加配保育士等の配置人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）※ 0人の場合は「0」と入力ください。

施設数	人数合計	平均人数
5,079	10,760	2.12

Q8 貴施設における障害児のための加配保育士等の人数が十分かご回答ください。※ 障害児のための加配保育士について回答してください。（園全体の人員不足は含まない）

	施設数	割合 (%)
1 十分である	2,015	39.7
2 十分でない	3,064	60.3
合計	5,079	100.0

Q9 加配保育士等の人数が十分でない場合、貴施設における障害児のために必要と考える加配保育士等の人数を回答してください。※ 0人の場合は「0」と入力ください。

施設数	人数合計	平均人数
3,064	10,672	3.48

Q10 障害児のために保育士等を加配している理由についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうために加配が必要となるため	3,903	97.5
2	障害のある子どものための個別支援計画の作成について加配が必要となるため	1,983	49.5
3	障害のない子どもと障害のある子どもの関わりについて配慮するために加配が必要となるため	3,163	79.0
4	障害のある子どもの保護者の対応に加配が必要となるため	1,323	33.0
5	障害のない子どもの保護者の対応に加配が必要となるため	448	11.2
6	障害のある子どもへの対応について、他の保育士等にも対応方法を広めるために加配が必要となるため	1,237	30.9
7	関係機関と連携して対応するために加配が必要となるため	1,467	36.6
8	その他	103	2.6
	合計	4,004	—

Q11 保育士等を加配していない障害児がいる場合、その理由についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	軽度の障害や気になる子どもである等、保育にあたり特別な配慮が必要ではないと判断したため	802	35.0
2	障害の有無に関わらず、同様の人員体制で保育をおこなう方針であるため（障害のある子どもに対して特別に加配をおこなっていない）	162	7.1
3	市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため	367	16.0
4	市区町村により加配の必要性が認められないため	458	20.0
5	市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が困難であるため	754	32.9
6	市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため	456	19.9
7	市区町村への申請手続きにおいては保護者の同意は不要であるが、園の方針により保護者の同意を求めており、保護者の同意が得られないため	30	1.3
8	その他	456	19.9
	合計	2,291	—

Q12 Q7における加配保育士等のうち、市区町村からの財政支援を受けている保育士等の人数、受けていない保育士等の人数についてご回答ください。※ 0人の場合は「0」と入力ください。

	施設数	人数合計	平均人数
財政支援を受けている保育士等	4,030	6,532	1.62
財政支援を受けていない保育士等	4,030	3,264	0.81

Q13 財政支援を受けて加配している保育士等について、月当たりの交付額をご回答ください。※ 該当しない（貴施設で受けていない）財政支援の場合については、9999とご入力ください。

	施設数	平均 (円)
こども一人当たり（障害児を受入れる場合、障害児1人につき〇万円といった財政支援の場合）	2,064	106,522
保育士等一人当たり（障害児を受入れる場合、保育士等1人につき〇万円といった財政支援の場合）	1,765	93,443
その他	1,602	22,321

Q14 市区町村からの財政支援を受けていない加配保育士等について、財政支援を受けていない理由をご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

	施設数	割合 (%)
1 市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため	305	26.4
2 市区町村により加配の必要性が認められないため	268	23.2
3 市区町村において財政支援はあるが、保育士等の人材確保が困難であるため	237	20.5
4 市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため	248	21.5
5 市区町村が求める申請手続きが煩雑であるため	61	5.3
6 その他	375	32.5
合計	1,155	—

Q16 市区町村からの財政支援による加配保育士等の配置の利点についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

	施設数	割合 (%)
1 障害のある子どもの障害特性や状態に応じた保育をおこなうことができるようになった	3,303	81.9
2 障害のある子どものための個別支援計画について、より多くの計画作成や計画内容の充実に繋がった	1,675	41.6
3 障害のある子どもとない子どもの子ども同士の関わりについて配慮した保育をおこなうことができるようになった	2,804	69.6
4 障害のある子どもの保護者への対応の充実（子どもの様子をより詳細にお伝えできるようになった、保護者面談の機会が増加した等）	1,682	41.7
5 障害のない子どもの保護者への対応の充実（障害のある子どもの障害特性等について説明する機会が増加した等）	521	12.9
6 関係機関との連携体制の充実（障害のある子どもの情報をより細かく、速やかに伝えられるようになった、情報共有の機会を設けることができるようになった等）	1,677	41.6
7 その他	425	10.5
合計	4,031	—

Q17 障害のある子どもへの職員の加配について、どのように検討しているかご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

	施設数	割合 (%)
1 基本的に障害のある子どもには加配をおこなっている	2,179	54.1
2 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している子どもは加配申請を検討している	1,977	49.0
3 医師の診断書や意見書を所持している子どもは加配申請を検討している	1,871	46.4
4 面談の機会を設ける等により、子どもの状態を把握することにより加配申請を検討している	1,541	38.2
5 市区町村から提示された配慮事項のチェックシート等を活用し、加配申請を検討している	632	15.7
6 子どもの特性や状態に応じて専門機関の知見を踏まえて加配申請を検討している	2,044	50.7
7 その他	203	5.0
合計	4,031	—

Q19 加配保育士等の配置にあたって課題となっていることについてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

	施設数	割合 (%)
1 施設において加配保育士等の入件費が負担となっている	1,957	38.5
2 保育士等の人材確保が困難である	4,029	79.3
3 障害特性に応じた経験のある保育士等の確保が困難である	2,706	53.3
4 人材確保のために人材紹介業者を活用しており、紹介料等が負担となっている	957	18.8
5 その他	416	8.2
合計	5,079	—

Q20 施設において加配保育士等の入件費が負担となっている理由についてご回答ください。あてはまるものをすべてお選びください。

	施設数	割合 (%)
1 市区町村からの財政支援を受けているが、財政支援の金額が十分でない	1,458	74.5
2 市区町村において、障害児のための加配保育士等についての財政支援がないため、財政支援を受けることができていない	210	10.7
3 市区町村により加配の必要性が認められないため、財政支援を受けることができない	457	23.4
4 市区町村における財政支援の要件を満たすことが難しいため、財政支援を受けることができない	565	28.9
5 その他	225	11.5
合計	1,957	—

Q21 市区町村の財政支援の要件を満たすことが難しい理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	市区町村への申請手続きにおいて保護者の同意を求められており、保護者の同意が得られないため	279	49.4
2	市区町村が定める障害特性にあてはまらないため（例：重度心身障害のある子どものみ加配をおこなう等）	237	41.9
3	市区町村が定める要件を満たすだけの保育士等が確保できない（もしくは必要ない）ため（例：「障害児三人に対して保育士等二人」等で保育士を2名確保することが困難である（もしくは必要ない）場合）	237	41.9
4	市区町村が定める要件を満たすだけの障害児が在園していないため（例：「障害児二人に対して保育士等一人」等で障害児は1名しか在園していない場合）	113	20.0
5	その他	74	13.1
	合計	565	—

Q22 障害児の受入れに方針についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	園全体の定員のうち障害児の受入れ人数に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受入れは10%まで等）	301	5.9
2	園において受入れる障害種別をあらかじめ限定している（例：糖尿病の子どもの受入れはおこなわない、医療的ケア児の受入れはおこなわない等）	650	12.8
3	障害児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している（例：医療的ケア児について、3歳以上しか受入れはおこなわない等）	87	1.7
4	障害児を受入れる場合、あらかじめ園内において受入場所を特定している（例：園内の特定の場所でしか受入れをおこなわない、3歳児であっても1歳児クラスでし	24	0.5
5	障害児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している（例：午後しか受入れをおこなわない、看護師のいる時間しか受入れない等）	96	1.9
6	障害児の受入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）	4,107	80.9
7	その他	521	10.3
	合計	5,079	—

Q23 園全体の定員のうち障害児の受入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	215	71.4
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	177	58.8
3	受入れに必要な設備が不足している	60	19.9
4	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	47	15.6
5	その他	69	22.9
	合計	301	—

Q24 園において受入れる障害種別をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。あてはまるものをお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	障害種別に応じた専門的なケアが提供できる人員が不足している	522	80.3
2	対応可能な保育士等の数が不足している	326	50.2
3	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	244	37.5
4	受入れに必要な設備が不足している	381	58.6
5	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	148	22.8
6	その他	59	9.1
	合計	650	—

Q25 障害児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。あてはまるものすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	48	55.2
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	47	54.0
3	受入れに必要な設備が不足している	28	32.2
4	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	24	27.6
5	その他	19	21.8
	合計	87	—

Q26 障害児を受入れる場合、あらかじめ園内において受入場所を特定している理由についてご回答ください。あてはまるものすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	15	62.5
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	12	50.0
3	受入れに必要な設備が不足している	14	58.3
4	その他	2	8.3
	合計	24	—

Q27 障害児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を制限している理由についてご回答ください。あてはまるものすべてお選びください。

		施設数	割合 (%)
1	対応可能な保育士等の数が不足している	60	62.5
2	受入れに必要な加配保育士等を配置できていない	60	62.5
3	受入れに必要な設備が不足している	16	16.7
4	障害児を受入れて必要なケアを提供する時間を確保することができない	32	33.3
5	障害児支援に係る公的機関と連携できる時間帯が限られている	10	10.4
6	その他	18	18.8
	合計	96	—

Q28 Q22の受入れ方針により障害のある子どもの入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがあるかご回答ください。

		施設数	割合 (%)
1	入園をお断りした（もしくは辞退された）ことがある	511	52.1
2	入園をお断りした（もしくは辞退された）ことはない	470	47.9
	合計	981	100.0

Q30 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた自治体の中から、障害児保育への財政支援の実施状況に係るヒアリング（オンラインにより1時間程度、1~2月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてとりまとめる事例集に記載させていただく可能性がございます。ご協力頂ける場合は、以下の項目から一つ選択してください。条件による場合には、具体的な内容をご記載ください。

		施設数	割合 (%)
1	協力できる	981	14.2
2	協力できない	5,366	77.7
3	条件による（条件の内容：	557	8.1
	合計	6,904	100.0

障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関するアンケート調査【市区町村向け調査】クロス集計結果

S1T1 人口総数

		市区町村数	合計	平均
全体	数	716	61,380,864	85,727
A	数	81	243,034	3,000
B	数	79	568,389	7,195
C	数	187	3,348,455	17,906
D	数	103	4,053,000	39,350
E	数	123	8,677,295	70,547
F	数	72	9,989,535	138,744
G	数	71	34,501,156	485,932

S2 自治体区分

		市区町村数	5,000人未満	5,000人以上～1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
全体	数	716	81	79	187	103	123	72	71
A	数	81	81	0	0	0	0	0	0
B	数	79	0	79	0	0	0	0	0
C	数	187	0	0	187	0	0	0	0
D	数	103	0	0	0	103	0	0	0
E	数	123	0	0	0	0	123	0	0
F	数	72	0	0	0	0	0	72	0
G	数	71	0	0	0	0	0	0	71

Q3_1T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	2,932	4.16
A	数	81	41	0.51
B	数	78	76	0.97
C	数	182	233	1.28
D	数	100	217	2.17
E	数	122	456	3.74
F	数	70	421	6.01
G	数	71	1,488	20.96

Q3_1T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	703	654	0.93
A	数	81	26	0.32
B	数	78	32	0.41
C	数	182	120	0.66
D	数	100	116	1.16
E	数	122	109	0.89
F	数	70	51	0.73
G	数	70	200	2.86

Q3_1T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	17	0.02
A	数	81	0	0.00
B	数	78	1	0.01
C	数	182	1	0.01
D	数	100	0	0.00
E	数	122	7	0.06
F	数	70	0	0.00
G	数	71	8	0.11

Q3_1T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	34	0.05
A	数	81	5	0.06
B	数	78	2	0.03
C	数	182	3	0.02
D	数	100	2	0.02
E	数	122	1	0.01
F	数	70	4	0.06
G	数	71	17	0.24

Q3_1T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	4	0.01
A	数	81	0	0.00
B	数	78	1	0.01
C	数	182	1	0.01
D	数	100	1	0.01
E	数	122	0	0.00
F	数	70	0	0.00
G	数	71	1	0.01

Q3_2T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	282,450	401.21
A	数	81	3,091	38.16
B	数	78	5,801	74.37
C	数	182	19,133	105.13
D	数	100	19,526	195.26
E	数	122	43,893	359.78
F	数	70	44,208	631.54
G	数	71	146,798	2,067.58

Q3_2T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	703	75,839	107.88
A	数	81	2,491	30.75
B	数	78	3,574	45.82
C	数	182	13,756	75.58
D	数	100	11,522	115.22
E	数	122	12,318	100.97
F	数	70	7,253	103.61
G	数	70	24,925	356.07

Q3_2T3 [家庭の保育事業所]貴市区町村内の公営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご回答ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	26	0.04
A	数	81	0	0.00
B	数	78	3	0.04
C	数	182	5	0.03
D	数	100	0	0.00
E	数	122	18	0.15
F	数	70	0	0.00
G	数	71	0	0.00

Q3_2T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	402	0.57
A	数	81	97	1.20
B	数	78	31	0.40
C	数	182	50	0.27
D	数	100	28	0.28
E	数	122	0	0.00
F	数	70	76	1.09
G	数	71	120	1.69

Q3_2T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	703	63	0.09
A	数	81	0	0.00
B	数	78	10	0.13
C	数	181	8	0.04
D	数	100	15	0.15
E	数	122	0	0.00
F	数	70	0	0.00
G	数	71	30	0.42

Q3_3T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	694	2,495	3.60
A	数	81	23	0.28
B	数	78	48	0.62
C	数	181	166	0.92
D	数	99	182	1.84
E	数	115	335	2.91
F	数	70	393	5.61
G	数	70	1,348	19.26

Q3_3T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	700	551	0.79
A	数	81	15	0.19
B	数	78	23	0.29
C	数	182	88	0.48
D	数	99	100	1.01
E	数	121	98	0.81
F	数	70	43	0.61
G	数	69	184	2.67

Q3_3T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	8	0.01
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	70	0	0.00
G	数	71	8	0.11

Q3_3T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	704	14	0.02
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	1	0.01
D	数	100	1	0.01
E	数	122	0	0.00
F	数	70	2	0.03
G	数	71	10	0.14

Q3_3T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	703	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	181	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	70	0	0.00
G	数	71	0	0.00

Q3_4T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	673	14,762	21.93
A	数	81	37	0.46
B	数	77	120	1.56
C	数	177	667	3.77
D	数	93	803	8.63
E	数	110	2,056	18.69
F	数	66	2,651	40.17
G	数	69	8,428	122.14

Q3_4T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	690	4,202	6.09
A	数	81	36	0.44
B	数	77	91	1.18
C	数	178	383	2.15
D	数	97	593	6.11
E	数	119	714	6.00
F	数	69	474	6.87
G	数	69	1,911	27.70

Q3_4T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	703	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	70	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_4T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	8	0.01
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	181	0	0.00
D	数	100	1	0.01
E	数	122	0	0.00
F	数	70	5	0.07
G	数	70	2	0.03

Q3_4T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。

（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	703	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	70	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_5T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	615	8,977	14.60
A	数	81	24	0.30
B	数	78	54	0.69
C	数	168	303	1.80
D	数	85	406	4.78
E	数	95	1,140	12.00
F	数	50	1,266	25.32
G	数	58	5,784	99.72

Q3_5T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	662	2,507	3.79
A	数	81	15	0.19
B	数	77	34	0.44
C	数	176	172	0.98
D	数	90	272	3.02
E	数	109	451	4.14
F	数	63	213	3.38
G	数	66	1,350	20.45

Q3_5T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_5T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	700	2	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	181	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	68	0	0.00
G	数	70	2	0.03

Q3_5T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_6T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	654	3,901	5.96
A	数	81	13	0.16
B	数	77	61	0.79
C	数	170	234	1.38
D	数	92	286	3.11
E	数	108	720	6.67
F	数	64	833	13.02
G	数	62	1,754	28.29

Q3_6T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	684	1,108	1.62
A	数	81	16	0.20
B	数	77	57	0.74
C	数	178	172	0.97
D	数	96	232	2.42
E	数	119	227	1.91
F	数	67	164	2.45
G	数	66	240	3.64

Q3_6T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_6T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	701	3	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	181	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	2	0.03
G	数	70	1	0.01

Q3_6T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_7T1 [認可保育所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	645	2,587	4.01
A	数	81	11	0.14
B	数	75	25	0.33
C	数	170	92	0.54
D	数	90	191	2.12
E	数	106	381	3.59
F	数	63	522	8.29
G	数	60	1,365	22.75

Q3_7T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	677	514	0.76
A	数	80	2	0.03
B	数	75	12	0.16
C	数	179	62	0.35
D	数	95	126	1.33
E	数	117	89	0.76
F	数	67	22	0.33
G	数	64	201	3.14

Q3_7T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_7T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	701	2	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	181	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	2	0.03
G	数	70	0	0.00

Q3_7T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の公営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	702	0	0.00
A	数	81	0	0.00
B	数	78	0	0.00
C	数	182	0	0.00
D	数	100	0	0.00
E	数	122	0	0.00
F	数	69	0	0.00
G	数	70	0	0.00

Q3_8T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	671	7,077	10.55
A	数	80	21	0.26
B	数	76	52	0.68
C	数	176	368	2.09
D	数	98	481	4.91
E	数	115	940	8.17
F	数	67	1,228	18.33
G	数	59	3,987	67.58

Q3_8T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	671	4,298	6.41
A	数	80	10	0.13
B	数	76	45	0.59
C	数	176	384	2.18
D	数	98	438	4.47
E	数	115	732	6.37
F	数	67	672	10.03
G	数	59	2,017	34.19

Q3_8T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	671	323	0.48
A	数	80	1	0.01
B	数	76	2	0.03
C	数	176	4	0.02
D	数	98	9	0.09
E	数	115	23	0.20
F	数	67	38	0.57
G	数	59	246	4.17

Q3_8T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	671	2,538	3.78
A	数	80	3	0.04
B	数	76	7	0.09
C	数	176	53	0.30
D	数	98	102	1.04
E	数	115	343	2.98
F	数	67	396	5.91
G	数	59	1,634	27.69

Q3_8T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設の全施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	668	357	0.53
A	数	80	2	0.03
B	数	76	1	0.01
C	数	176	25	0.14
D	数	97	45	0.46
E	数	114	80	0.70
F	数	66	44	0.67
G	数	59	160	2.71

Q3_9T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	668	592,842	887.49
A	数	80	792	9.90
B	数	76	2,625	34.54
C	数	176	23,626	134.24
D	数	98	36,883	376.36
E	数	114	82,011	719.39
F	数	66	104,043	1,576.41
G	数	58	342,862	5,911.41

Q3_9T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の民営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	668	431,171	645.47
A	数	80	528	6.60
B	数	76	3,562	46.87
C	数	176	31,195	177.24
D	数	98	39,208	400.08
E	数	114	77,945	683.73
F	数	66	73,359	1,111.50
G	数	58	205,374	3,540.93

Q3_9T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	669	1,360	2.03
A	数	80	5	0.06
B	数	76	10	0.13
C	数	176	20	0.11
D	数	98	44	0.45
E	数	114	102	0.89
F	数	66	175	2.65
G	数	59	1,004	17.02

Q3_9T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	668	41,884	62.70
A	数	80	40	0.50
B	数	76	108	1.42
C	数	176	795	4.52
D	数	98	1,638	16.71
E	数	114	5,887	51.64
F	数	66	6,621	100.32
G	数	58	26,795	461.98

Q3_9T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設の定員数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）定員はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）定員数は弾力定員（令和6年10月の入園における利用調整において用いた定員）をご回答ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	653	6,542	10.02
A	数	79	3	0.04
B	数	76	19	0.25
C	数	172	317	1.84
D	数	94	502	5.34
E	数	110	1,865	16.95
F	数	64	723	11.30
G	数	58	3,113	53.67

Q3_10T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	629	4,454	7.08
A	数	80	9	0.11
B	数	76	32	0.42
C	数	172	240	1.40
D	数	93	275	2.96
E	数	101	591	5.85
F	数	59	756	12.81
G	数	48	2,551	53.15

Q3_10T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	628	2,540	4.04
A	数	80	5	0.06
B	数	76	25	0.33
C	数	173	233	1.35
D	数	91	280	3.08
E	数	102	514	5.04
F	数	59	367	6.22
G	数	47	1,116	23.74

Q3_10T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	656	27	0.04
A	数	80	0	0.00
B	数	76	0	0.00
C	数	176	1	0.01
D	数	98	0	0.00
E	数	111	6	0.05
F	数	66	0	0.00
G	数	49	20	0.41

Q3_10T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	628	391	0.62
A	数	80	1	0.01
B	数	76	2	0.03
C	数	174	7	0.04
D	数	94	20	0.21
E	数	102	85	0.83
F	数	60	61	1.02
G	数	42	215	5.12

Q3_10T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設の障害児受け入れ施設数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）施設はあるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）施設がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	630	48	0.08
A	数	80	1	0.01
B	数	76	0	0.00
C	数	173	2	0.01
D	数	88	1	0.01
E	数	104	9	0.09
F	数	62	5	0.08
G	数	47	30	0.64

Q3_11T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	600	15,377	25.63
A	数	79	12	0.15
B	数	75	96	1.28
C	数	167	654	3.92
D	数	86	766	8.91
E	数	91	2,568	28.22
F	数	56	2,816	50.29
G	数	46	8,465	184.02

Q3_11T2 [認定こども園]貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	596	11,629	19.51
A	数	80	9	0.11
B	数	74	48	0.65
C	数	166	785	4.73
D	数	83	932	11.23
E	数	90	2,086	23.18
F	数	57	2,041	35.81
G	数	46	5,728	124.52

Q3_11T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	652	19	0.03
A	数	80	0	0.00
B	数	75	0	0.00
C	数	176	1	0.01
D	数	98	0	0.00
E	数	110	1	0.01
F	数	66	0	0.00
G	数	47	17	0.36

Q3_11T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	619	298	0.48
A	数	80	0	0.00
B	数	75	2	0.03
C	数	174	4	0.02
D	数	93	6	0.06
E	数	98	51	0.52
F	数	59	40	0.68
G	数	40	195	4.88

Q3_11T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設で受け入れている障害児の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	622	33	0.05
A	数	80	0	0.00
B	数	75	0	0.00
C	数	173	1	0.01
D	数	88	1	0.01
E	数	101	5	0.05
F	数	61	4	0.07
G	数	44	22	0.50

Q3_12T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	508	7,674	15.11
A	数	79	2	0.03
B	数	73	22	0.30
C	数	152	319	2.10
D	数	72	404	5.61
E	数	64	1,220	19.06
F	数	34	1,274	37.47
G	数	34	4,433	130.38

Q3_12T2 [認定こども園]貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	511	5,080	9.94
A	数	80	0	0.00
B	数	73	64	0.88
C	数	153	334	2.18
D	数	68	511	7.51
E	数	65	1,085	16.69
F	数	37	507	13.70
G	数	35	2,579	73.69

Q3_12T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	638	11	0.02
A	数	80	0	0.00
B	数	75	0	0.00
C	数	176	1	0.01
D	数	97	0	0.00
E	数	107	0	0.00
F	数	58	0	0.00
G	数	45	10	0.22

Q3_12T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	577	174	0.30
A	数	80	0	0.00
B	数	75	1	0.01
C	数	173	3	0.02
D	数	88	4	0.05
E	数	85	12	0.14
F	数	43	14	0.33
G	数	33	140	4.24

Q3_12T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設における加配保育士等申込障害児数（令和5年度の1年間に加配保育士等の申し込みをした総数）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等申込障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等申込障害児がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	608	8	0.01
A	数	80	0	0.00
B	数	75	0	0.00
C	数	173	1	0.01
D	数	87	0	0.00
E	数	98	1	0.01
F	数	54	2	0.04
G	数	41	4	0.10

Q3_13T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	497	2,465	4.96
A	数	79	5	0.06
B	数	74	17	0.23
C	数	148	196	1.32
D	数	73	167	2.29
E	数	62	427	6.89
F	数	38	656	17.26
G	数	23	997	43.35

Q3_13T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	497	1,852	3.73
A	数	80	0	0.00
B	数	73	23	0.32
C	数	150	158	1.05
D	数	69	237	3.43
E	数	63	407	6.46
F	数	39	318	8.15
G	数	23	709	30.83

Q3_13T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	632	0	0.00
A	数	80	0	0.00
B	数	76	0	0.00
C	数	175	0	0.00
D	数	96	0	0.00
E	数	106	0	0.00
F	数	59	0	0.00
G	数	40	0	0.00

Q3_13T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	566	61	0.11
A	数	80	0	0.00
B	数	75	1	0.01
C	数	172	1	0.01
D	数	88	4	0.05
E	数	81	18	0.22
F	数	48	14	0.29
G	数	22	23	1.05

Q3_13T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設で受け入れている常勤の加配保育士等の数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）常勤：就業規則において1か月の勤務時間数が120時間以上または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	605	8	0.01
A	数	80	0	0.00
B	数	76	0	0.00
C	数	172	0	0.00
D	数	84	0	0.00
E	数	100	3	0.03
F	数	57	3	0.05
G	数	36	2	0.06

Q3_14T1 [認可保育所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	486	1,293	2.66
A	数	79	0	0.00
B	数	73	5	0.07
C	数	145	104	0.72
D	数	72	155	2.15
E	数	58	205	3.53
F	数	38	281	7.39
G	数	21	543	25.86

Q3_14T2 [認定こども園（※1）]貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	485	908	1.87
A	数	80	2	0.03
B	数	72	7	0.10
C	数	146	114	0.78
D	数	68	161	2.37
E	数	59	204	3.46
F	数	39	201	5.15
G	数	21	219	10.43

Q3_14T3 [家庭的保育事業所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（＊）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	631	0	0.00
A	数	80	0	0.00
B	数	76	0	0.00
C	数	175	0	0.00
D	数	96	0	0.00
E	数	106	0	0.00
F	数	59	0	0.00
G	数	39	0	0.00

Q3_14T4 [小規模保育事業所]貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（※）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	566	14	0.02
A	数	80	0	0.00
B	数	75	0	0.00
C	数	172	0	0.00
D	数	87	0	0.00
E	数	82	4	0.05
F	数	48	10	0.21
G	数	22	0	0.00

Q3_14T5 [事業所内保育事業]貴市区町村内の民営施設で受け入れている非常勤の加配保育士等の数の実人数（令和6年10月1日現在）についてご回答ください。（※1）認定こども園は、2号及び3号認定児を受け入れている施設について、ご回答ください。（※2）加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。（※）加配保育士等がない場合は0とご入力ください。（※）居宅訪問型保育事業所は本調査の対象外です。（※）保育所型認定こども園は認定こども園に含めてください。（※）市区町村において障害児または障害児と同等の支援を必要とするこどもとして加配が必要という認定を受けたこども（※）に対する加配として配置されている職員とする。（※）非常勤：常勤にあてはまらないもの。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	602	1	0.00
A	数	80	0	0.00
B	数	76	0	0.00
C	数	172	0	0.00
D	数	83	0	0.00
E	数	100	1	0.01
F	数	56	0	0.00
G	数	35	0	0.00

Q4 貴市区町村において保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていますか。（例：障害児を受入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき〇万円等）（例：障害児を受入れる場合、障害児1ヶ月1人につき〇万円等）

		市区町村数	はい	いいえ
全体	数	716	495	221
	%	100.0	69.1	30.9
A	数	81	10	71
	%	100.0	12.3	87.7
B	数	79	27	52
	%	100.0	34.2	65.8
C	数	187	134	53
	%	100.0	71.7	28.3
D	数	103	76	27
	%	100.0	73.8	26.2
E	数	123	111	12
	%	100.0	90.2	9.8
F	数	72	69	3
	%	100.0	95.8	4.2
G	数	71	68	3
	%	100.0	95.8	4.2

Q5 貴市区町村において保育士等の加配に対する財政支援をおこなっていない理由をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	管内保育所等において障害児のための保育士等の加配を必要としていないため（例：障害の有無に関わらず加配しない方針の園である、在園する障害児が軽度の障害であるため加配が必要なかった等）	人材確保が困難であり、財政支援をおこなうだけでは加配が困難であるため	市区町村の財政状況が厳しいため	都道府県において同様の支援があるため	その他
全体	数 %	221	75 33.9	58 26.2	49 22.2	9 4.1	71 32.1
A	数 %	71	34 47.9	15 21.1	10 14.1	3 4.2	21 29.6
B	数 %	52	21 40.4	10 19.2	8 15.4	1 1.9	18 34.6
C	数 %	53	16 30.2	16 30.2	15 28.3	3 5.7	13 24.5
D	数 %	27	1 3.7	10 37.0	11 40.7	2 7.4	12 44.4
E	数 %	12	3 25.0	4 33.3	3 25.0	0 0.0	4 33.3
F	数 %	3	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	2 66.7
G	数 %	3	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	1 33.3

Q6 貴市区町村において、保育所等における障害児の受け入れについて、保育士等の加配に対する財政支援をおこなっている場合、その財源は国や県の補助金など特定財源を含みますか。

		市区町村数	はい	いいえ
全体	数 %	495 100.0	160 32.3	335 67.7
A	数 %	10 100.0	4 40.0	6 60.0
B	数 %	27 100.0	6 22.2	21 77.8
C	数 %	134 100.0	25 18.7	109 81.3
D	数 %	76 100.0	25 32.9	51 67.1
E	数 %	111 100.0	42 37.8	69 62.2
F	数 %	69 100.0	34 49.3	35 50.7
G	数 %	68 100.0	24 35.3	44 64.7

Q8 保育士等の加配に対する財政支援について、貴市区町村においてどのような方法で財政支援をおこなっていますか。

		市区町村数	補助金	交付金	その他
全体	数	495	423	10	62
	%	100.0	85.5	2.0	12.5
A	数	10	6	0	4
	%	100.0	60.0	0.0	40.0
B	数	27	21	0	6
	%	100.0	77.8	0.0	22.2
C	数	134	114	3	17
	%	100.0	85.1	2.2	12.7
D	数	76	66	1	9
	%	100.0	86.8	1.3	11.8
E	数	111	99	4	8
	%	100.0	89.2	3.6	7.2
F	数	69	63	1	5
	%	100.0	91.3	1.4	7.2
G	数	68	54	1	13
	%	100.0	79.4	1.5	19.1

Q10 貴市区町村において、保育士等の加配の対象として認める障害のあるこどもについてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	特別児童扶養手当の対象のこども	身体障害者手帳の交付を受けたこども	療育手帳の交付を受けたこども	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこども	児童発達支援センターなどで児童発達支援（療育）を受けたことのあるこども	医師の診断において、配慮が必要であるとされたこども（診断書や意見書等により確認）	保育所等から配慮が必要であるとされたこども（障害者手帳の有無を問わない、気になる子等）	その他
全体	数	495	409	413	412	317	229	380	195	106
	%	-	82.6	83.4	83.2	64.0	46.3	76.8	39.4	21.4
A	数	10	6	6	7	3	4	10	5	0
	%	-	60.0	60.0	70.0	30.0	40.0	100.0	50.0	0.0
B	数	27	20	18	19	14	11	17	12	2
	%	-	74.1	66.7	70.4	51.9	40.7	63.0	44.4	7.4
C	数	134	114	110	111	84	67	99	49	18
	%	-	85.1	82.1	82.8	62.7	50.0	73.9	36.6	13.4
D	数	76	65	65	64	54	34	57	30	14
	%	-	85.5	85.5	84.2	71.1	44.7	75.0	39.5	18.4
E	数	111	95	99	98	80	59	95	47	27
	%	-	85.6	89.2	88.3	72.1	53.2	85.6	42.3	24.3
F	数	69	57	60	59	42	27	51	26	21
	%	-	82.6	87.0	85.5	60.9	39.1	73.9	37.7	30.4
G	数	68	52	55	54	40	27	51	26	24
	%	-	76.5	80.9	79.4	58.8	39.7	75.0	38.2	35.3

Q11 貴市区町村において保育士等の加配にあたり、どのような検討により加配の可否を判断していますか。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	障害者手帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) の有無を確認することにより判断している。	医師の診断書や意見書の有無を確認することにより判断している。	面談の機会を設ける等により、子どもの状態を把握することにより判断している。	保育所等から配慮が必要とされたこどもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を貴市区町村において記載した上で、加配の有無を判断している。	保育所等から配慮が必要とされたこどもに対して、貴市区町村において配慮事項のチェックシート等を作成しており、その内容を保育所等に記載頂いた上で、加配の有無を判断している。	こどもの特性や状態に応じて専門職の知見を踏まえて判断している。	その他
全体	数 %	495 73.5	364 68.5	339 23.6	117 6.3	31 21.2	105 40.6	201 18.4	91
A	数 %	10 50.0	5 90.0	9 20.0	2 0.0	0 10.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0
B	数 %	27 63.0	17 59.3	16 22.2	6 3.7	1 18.5	5 14.9	10 42.5	2 14.9
C	数 %	134 75.4	101 64.9	87 15.7	21 3.7	5 14.9	20 42.5	57 20	20
D	数 %	76 78.9	60 64.5	49 17.1	13 6.6	5 17.1	13 32.9	25 17.1	13 17.1
E	数 %	111 78.4	87 76.6	85 33.3	37 7.2	8 26.1	29 44.1	49 13.5	15
F	数 %	69 68.1	47 63.8	44 27.5	19 7.2	5 29.0	20 43.5	30 31.9	22
G	数 %	68 69.1	47 72.1	49 27.9	19 10.3	7 25.0	17 38.2	26 25.0	17

Q12 貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までとしているかご回答ください。

		市区町村数	障害児3人あたり、加配保育士等1人まで	障害児2人あたり、加配保育士等1人まで	障害児1人あたり、加配保育士等1人まで	障害児1人あたり、加配保育士等2人まで	障害児1人あたり、加配保育士等3人まで	障害児1人あたり、加配保育士等4人まで	障害児1人あたり、加配保育士等5人まで	加配保育士等の配置に上限は定めていない	その他
全体	数 %	495 100.0	29 5.9	66 13.3	83 16.8	4 0.8	2 0.4	0 0.0	1 0.2	265 53.5	45 9.1
A	数 %	10 100.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 60.0	0 0.0
B	数 %	27 100.0	2 7.4	3 11.1	4 14.8	1 3.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 59.3	1 3.7
C	数 %	134 100.0	9 6.7	18 13.4	18 13.4	1 0.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	82 61.2	6 4.5
D	数 %	76 100.0	4 5.3	12 15.8	11 14.5	1 1.3	0 0.0	0 0.0	1 1.3	42 55.3	5 6.6
E	数 %	111 100.0	7 6.3	16 14.4	18 16.2	1 0.9	2 1.8	0 0.0	0 0.0	56 50.5	11 9.9
F	数 %	69 100.0	5 7.2	6 8.7	15 21.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	29 42.0	14 20.3
G	数 %	68 100.0	2 2.9	10 14.7	14 20.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	34 50.0	8 11.8

Q13 貴市区町村における障害のあることのための加配保育士等について、補助要件をご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。※国・県補助による財政支援を除く

		市区町村数	保育所等が加配する保育士等に対する財政支援（例：障害児を受入れる場合、保育士等1ヶ月1人につき○万円等）	保育所等が受け入れる、障害児に対する財政支援（例：障害児を受入れる場合、障害児1ヶ月1人につき○万円等）	その他
全体	数 %	495 -	236 47.7	238 48.1	37 7.5
A	数 %	10 -	7 70.0	1 10.0	2 20.0
B	数 %	27 -	16 59.3	9 33.3	2 7.4
C	数 %	134 -	60 44.8	68 50.7	6 4.5
D	数 %	76 -	31 40.8	42 55.3	4 5.3
E	数 %	111 -	52 46.8	47 42.3	16 14.4
F	数 %	69 -	37 53.6	33 47.8	2 2.9
G	数 %	68 -	33 48.5	38 55.9	5 7.4

Q14T1 [加配保育士等]保育士等の加配の人員の配置に対する財政支援についてお伺いします。貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、財政支援の対象となっている人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）※財政支援の算定に用いた保育士等数をご回答ください。※財政支援の対象となっている加配保育士等はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。※財政支援の対象となっている加配保育士等がない場合は、0とご入力ください。（例：半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人1人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で2人と回答）

（例：半日勤務の加配職員が財政措置の対象であり、かつ半日勤務の人2人を財政措置の算定上1人とみなす場合、半日勤務の人2人で1人と回答）

		市区町村数	合計	平均
全体	数	191	5,051	26.45
A	数	7	7	1.00
B	数	14	25	1.79
C	数	56	316	5.64
D	数	28	326	11.64
E	数	36	888	24.67
F	数	26	997	38.35
G	数	24	2,492	103.83

Q15T1 [加配保育士等]貴市区町村の管内保育所等における加配保育士等のうち、財政支援の対象となっていない（※申請があったが加配対象として認められなかった）人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）※財政支援の対象となっていない加配保育士等はいるが、人数を把握していない場合は、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	163	133	0.82
A	数	7	0	0.00
B	数	16	0	0.00
C	数	48	17	0.35
D	数	24	0	0.00
E	数	31	13	0.42
F	数	20	0	0.00
G	数	17	103	6.06

Q16T1 [月額]加配保育士等について、1ヶ月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。※保育士と保育教諭の単価が異なる場合、保育士の単価をご回答ください。※算定単価を把握していない場合は、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	192	30,340,331	158,023
A	数	5	790,470	158,094
B	数	14	2,735,691	195,407
C	数	48	5,846,634	121,805
D	数	28	4,095,562	146,270
E	数	41	6,497,365	158,472
F	数	30	5,812,533	193,751
G	数	26	4,562,076	175,464

Q17 貴市区町村の加配保育士等の財政支援についてご回答ください。貴市区町村では、保育所等への保育士等の加配について、財政支援の上限を何人までしているかご回答ください。

Q18T1 貴市区町村の保育所等における保育士等の加配職員に対する財政支援について、保育士等加配に関する財政支援の令和5年度の合計支援額（全施設に対する支給額の合計金額）をご回答ください。※決算額（実績）をご回答ください。※財政支援をしているが合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	219	12,530,771,594	57,218,135
A	数	5	7,796,658	1,559,332
B	数	15	72,858,411	4,857,227
C	数	56	457,000,271	8,160,719
D	数	29	1,233,212,543	42,524,570
E	数	48	1,792,330,531	37,340,219
F	数	35	2,461,542,868	70,329,796
G	数	31	6,506,030,312	209,871,946

Q19T1 貴市区町村の保育所等における障害児保育に係る物件費に対する財政支援について、令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。※全施設分の合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	536	1,704,147,010	3,179,379
A	数	71	0	0
B	数	61	29,946,514	490,926
C	数	144	273,471,053	1,899,105
D	数	75	214,117,280	2,854,897
E	数	88	363,715,738	4,133,133
F	数	54	305,380,520	5,655,195
G	数	43	517,515,905	12,035,254

Q20T1 [障害児]障害児の受け入れ人数に対する財政支援についてお伺いします。貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、財政支援の対象となっている人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）※財政支援の対象となっている障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。※財政支援の対象となっている障害児がない場合は、0とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	209	14,666	70.17
A	数	1	1	1.00
B	数	9	54	6.00
C	数	64	636	9.94
D	数	38	992	26.11
E	数	37	1,357	36.68
F	数	30	1,931	64.37
G	数	30	9,695	323.17

Q21T1 [障害児]貴市区町村の管内保育所等における障害児のうち、財政支援の対象となっていない（※申請があったが加配対象として認められなかった）人数をご回答ください。（令和6年10月1日時点）※財政支援の対象となっていない障害児はいるが数値を把握していない場合は、9999とご入力ください。※財政支援の対象となっていない障害児がない場合は、0とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	173	4,527	26.17
A	数	1	0	0.00
B	数	9	0	0.00
C	数	54	81	1.50
D	数	32	44	1.38
E	数	35	116	3.31
F	数	22	32	1.45
G	数	20	4,254	212.70

Q22 財政支援において障害のあることの特徴・状態に応じた加配をおこなっていますか。主にあてはまるものをお選びください。

	市区町村数	障害のあることでも一人一人の特性・状態にあわせて加配人数を決めている	障害のあることを受入れる保育所等1施設あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている (例: 保育所等に対し3人まで加配等)	障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている (例: 重度心身障害児は1人に対し1人加配や軽度障害児は3人に対し1人加配等)	障害の種別や程度によって一人あたりの加配保育士等数を要綱等で定めている (例: 重度心身障害児は1人に対し1人加配や軽度障害児は3人に対し1人加配等)	その他					
全体	数 %	495 100.0	204 41.2	15 3.0	4 0.8	91 18.4	14 2.8	46 9.3	10 2.0	110 22.2	
A	数 %	10 100.0	7 70.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	
B	数 %	27 100.0	10 37.0	1 3.7	1 3.7	5 18.5	0 0.0	1 3.7	3 11.1	6 22.2	
C	数 %	134 100.0	67 50.0	2 1.5	1 0.7	20 14.9	2 1.5	11 8.2	3 2.2	28 20.9	
D	数 %	76 100.0	31 40.8	3 3.9	0 0.0	15 19.7	3 3.9	6 7.9	1 1.3	17 22.4	
E	数 %	111 100.0	50 45.0	5 4.5	0 0.0	19 17.1	4 3.6	14 12.6	2 1.8	17 15.3	
F	数 %	69 100.0	23 33.3	2 2.9	0 0.0	15 21.7	3 4.3	7 10.1	1 1.4	18 26.1	
G	数 %	68 100.0	16 23.5	2 2.9	2 2.9	16 23.5	2 2.9	7 10.3	0 0.0	22 32.4	

Q23_1T1 [視覚障害]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

	市区町村数	合計	平均
全体	数	8	18 2.25
A	数	0	0 -
B	数	1	0 0.00
C	数	3	5 1.67
D	数	0	0 -
E	数	2	10 5.00
F	数	1	0 0.00
G	数	1	3 3.00

Q23_1T2 [聴覚障害]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	8	18	2.25
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.00
C	数	3	5	1.67
D	数	0	0	-
E	数	2	10	5.00
F	数	1	0	0.00
G	数	1	3	3.00

Q23_1T3 [言語障害]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	8	18	2.25
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.0
C	数	3	5	1.7
D	数	0	0	-
E	数	2	10	5.0
F	数	1	0	0.0
G	数	1	3	3.0

Q23_1T4 [肢体不自由]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	9	19	2.11
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.00
C	数	4	6	1.50
D	数	0	0	-
E	数	2	10	5.00
F	数	1	0	0.00
G	数	1	3	3.00

Q23_1T5 [知的障害]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	8	18	2.25
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.00
C	数	3	5	1.67
D	数	0	0	-
E	数	2	10	5.00
F	数	1	0	0.00
G	数	1	3	3.00

Q23_1T6 [病弱・虚弱]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	6	9	1.50
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.00
C	数	2	2	1.00
D	数	0	0	-
E	数	1	4	4.00
F	数	1	0	0.00
G	数	1	3	3.00

Q23_1T7 [発達障害]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	9	20	2.22
A	数	0	0	-
B	数	1	2	2.00
C	数	3	5	1.67
D	数	1	0	0.00
E	数	2	10	5.00
F	数	1	0	0.00
G	数	1	3	3.00

Q23_1T8 [精神障害（発達障害以外）]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。

※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	8	18	2.25
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.00
C	数	3	5	1.67
D	数	0	0	-
E	数	2	10	5.00
F	数	1	0	0.00
G	数	1	3	3.00

Q23_1T9 [医療的ケア児]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	10	10	1.00
A	数	0	0	0.00
B	数	1	0	0.00
C	数	2	2	1.00
D	数	1	0	0.00
E	数	3	6	2.00
F	数	1	0	0.00
G	数	2	2	1.00

Q23_1T10 [「気になる子」]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	12	24	2.00
A	数	0	0	0.00
B	数	1	3	3.00
C	数	4	8	2.00
D	数	1	0	0.00
E	数	2	7	3.50
F	数	2	3	1.50
G	数	2	3	1.50

Q23_1T11 [その他]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の種別による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	30	12	0.40
A	数	0	0	0.00
B	数	2	0	0.00
C	数	11	5	0.45
D	数	3	0	0.00
E	数	7	4	0.57
F	数	4	1	0.25
G	数	3	2	0.67

Q23_2T1 [重度]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	34	48	1.41
A	数	0	0	0.00
B	数	1	1	1.00
C	数	7	13	1.86
D	数	4	5	1.25
E	数	12	18	1.50
F	数	5	5	1.00
G	数	5	6	1.20

Q23_2T2 [中度]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	30	60	2.00
A	数	0	0	0.00
B	数	1	1	1.00
C	数	7	14	2.00
D	数	1	1	1.00
E	数	10	23	2.30
F	数	5	8	1.60
G	数	6	13	2.17

Q23_2T3 [軽度]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	35	108	3.09
A	数	0	0	-
B	数	1	2	2.00
C	数	8	30	3.75
D	数	3	8	2.67
E	数	12	37	3.08
F	数	5	13	2.60
G	数	6	18	3.00

Q23_2T4 [その他]保育所等における障害児のための保育士等の加配について、障害の程度による1人あたりの加配人数をご回答ください。※人数を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	33	16	0.48
A	数	0	0	-
B	数	1	0	0.00
C	数	9	5	0.56
D	数	3	3	1.00
E	数	9	4	0.44
F	数	5	0	0.00
G	数	6	4	0.67

Q24_1T1 [視覚障害]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	50	3,173,669	63,473
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	639,350	53,279
D	数	11	754,859	68,624
E	数	8	439,300	54,913
F	数	11	885,870	80,534
G	数	5	356,590	71,318

Q24_1T2 [聴覚障害]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	50	2,993,649	59,873
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	639,350	53,279
D	数	11	754,859	68,624
E	数	8	439,300	54,913
F	数	11	705,850	64,168
G	数	5	356,590	71,318

Q24_1T3 [言語障害]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	49	3,099,509	63,255
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	639,350	53,279
D	数	11	754,859	68,624
E	数	8	439,300	54,913
F	数	10	811,710	81,171
G	数	5	356,590	71,318

Q24_1T4 [肢体不自由]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	51	3,330,449	65,303
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	639,350	53,279
D	数	11	754,859	68,624
E	数	8	439,300	54,913
F	数	11	885,850	80,532
G	数	6	513,390	85,565

Q24_1T5 [知的障害]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	50	3,173,669	63,473
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	639,350	53,279
D	数	11	754,859	68,624
E	数	8	439,300	54,913
F	数	11	885,870	80,534
G	数	5	356,590	71,318

Q24_1T6 [病弱・虚弱]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	47	2,667,999	56,766
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	11	540,370	49,125
D	数	11	704,859	64,078
E	数	9	439,300	48,811
F	数	9	641,020	71,224
G	数	4	244,750	61,188

Q24_1T7 [発達障害]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	51	3,164,809	62,055
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	639,350	53,279
D	数	12	754,859	62,905
E	数	8	439,300	54,913
F	数	11	877,010	79,728
G	数	5	356,590	71,318

Q24_1T8 [精神障害（発達障害以外）]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	50	2,883,709	57,674
A	数	0	0	-
B	数	3	97,700	32,567
C	数	12	575,370	47,948
D	数	12	754,859	62,905
E	数	8	439,300	54,913
F	数	10	771,730	77,173
G	数	5	244,750	48,950

Q24_1T9 [医療的ケア児]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	53	2,437,659	45,994
A	数	0	0	-
B	数	4	97,700	24,425
C	数	13	675,370	51,952
D	数	14	511,449	36,532
E	数	7	347,350	49,621
F	数	8	401,040	50,130
G	数	7	404,750	57,821

Q24_1T10 [「気になる子」]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	61	2,153,649	35,306
A	数	0	0	-
B	数	4	97,700	24,425
C	数	14	449,120	32,080
D	数	16	691,859	43,241
E	数	9	283,800	31,533
F	数	9	394,420	43,824
G	数	9	236,750	26,306

Q24_1T11 [その他]要綱等で定めている、障害児の障害の種別による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の種別は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	100	2,353,810	23,538
A	数	1	0	0
B	数	4	30,000	7,500
C	数	27	467,760	17,324
D	数	19	570,140	30,007
E	数	21	302,740	14,416
F	数	13	478,000	36,769
G	数	15	505,170	33,678

Q24_2T1 [重度]要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児1か月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	126	10,921,406	86,678
A	数	1	74,140	74,140
B	数	4	214,818	53,705
C	数	32	2,623,708	81,991
D	数	28	2,614,870	93,388
E	数	26	1,953,010	75,116
F	数	18	1,841,550	102,308
G	数	17	1,599,310	94,077

Q24_2T2 [中度]要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児1ヶ月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	111	7,069,057	63,685
A	数	1	37,700	37,700
B	数	5	227,818	45,564
C	数	25	1,328,829	53,153
D	数	25	1,412,780	56,511
E	数	21	1,291,590	61,504
F	数	16	1,340,590	83,787
G	数	18	1,429,750	79,431

Q24_2T3 [軽度]要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児1ヶ月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	129	6,768,613	52,470
A	数	1	12,600	12,600
B	数	5	153,259	30,652
C	数	34	1,416,489	41,661
D	数	27	1,621,945	60,072
E	数	25	1,206,140	48,246
F	数	18	1,228,400	68,244
G	数	19	1,129,780	59,462

Q24_2T4 [その他]要綱等で定めている、障害児の障害の程度による障害児1ヶ月1人あたりの支援額をご回答ください。※支援額を定めていない障害の程度は「999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	114	2,716,730	23,831
A	数	1	0	0
B	数	4	30,000	7,500
C	数	34	626,240	18,419
D	数	20	453,440	22,672
E	数	23	329,200	14,313
F	数	12	539,280	44,940
G	数	20	738,570	36,929

Q25T1 [月額]障害児について、1か月1人あたりの支援額の算定単価をご回答ください。※年額で単価を設定している場合、年額の単価を12で割って小数点第一位を四捨五入してください。※一律の算定単価を定めてない場合「999999」とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	116	9,396,525	81,005
A	数	0	0	0
B	数	5	296,756	59,351
C	数	34	2,231,094	65,620
D	数	17	1,456,510	85,677
E	数	27	2,083,357	77,161
F	数	17	1,414,988	83,235
G	数	16	1,913,820	119,614

Q26T1 保育所等における障害児のための保育士等の加配の人事費や物件費を含めた令和5年度における全施設分の合計支援額をご回答ください。※委託費や研修費や工事費を除いた人事費と物件費のみの合計支援額をご回答ください。※人事費及び物件費の合計支援額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	513	20,087,827,155	39,157,558
A	数	67	9,579,158	142,973
B	数	54	49,074,869	908,794
C	数	136	1,089,804,565	8,013,269
D	数	74	1,052,622,411	14,224,627
E	数	84	2,593,965,640	30,880,543
F	数	48	2,425,950,939	50,540,645
G	数	50	12,866,829,573	257,336,591

Q27T1 貴市区町村における公営保育所等において、障害児のために加配をおこなった保育士等の人物費の総額（令和5年度実績）についてご回答ください。
 ※公営の金額についてご回答ください。（公設民営は含まない）※総額を把握していない場合は、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	210	5,164,028,860	24,590,614
A	数	49	55,227,923	1,127,100
B	数	30	159,227,782	5,307,593
C	数	41	207,566,457	5,062,597
D	数	31	425,058,082	13,711,551
E	数	23	510,375,425	22,190,236
F	数	16	706,420,733	44,151,296
G	数	20	3,100,152,458	155,007,623

Q28 実施している財政支援について、市区町村内の財政部局と情報共有をおこなう等、連携して検討をおこなっているかご回答ください。

		市区町村数	市区町村内の財政部局と連携して検討している	市区町村内の財政部局と連携して検討していない	その他
全体	数	495	324	167	4
	%	100.0	65.5	33.7	0.8
A	数	10	5	5	0
	%	100.0	50.0	50.0	0.0
B	数	27	18	9	0
	%	100.0	66.7	33.3	0.0
C	数	134	83	48	3
	%	100.0	61.9	35.8	2.2
D	数	76	50	26	0
	%	100.0	65.8	34.2	0.0
E	数	111	63	47	1
	%	100.0	56.8	42.3	0.9
F	数	69	56	13	0
	%	100.0	81.2	18.8	0.0
G	数	68	49	19	0
	%	100.0	72.1	27.9	0.0

Q29 実施している財政支援について、令和6年度において令和5年度と比較して、金額の見直しがあったか、ご回答ください。

		市区町村数	金額の見直し（増額）があった	金額の見直し（減額）があった	金額の見直しはなかった
全体	数	495	139	10	346
	%	100.0	28.1	2.0	69.9
A	数	10	2	1	7
	%	100.0	20.0	10.0	70.0
B	数	27	5	0	22
	%	100.0	18.5	0.0	81.5
C	数	134	29	3	102
	%	100.0	21.6	2.2	76.1
D	数	76	19	3	54
	%	100.0	25.0	3.9	71.1
E	数	111	36	1	74
	%	100.0	32.4	0.9	66.7
F	数	69	23	1	45
	%	100.0	33.3	1.4	65.2
G	数	68	25	1	42
	%	100.0	36.8	1.5	61.8

Q30 令和6年度において保育所における障害児への加配保育士等の財政支援について増額もしくは減額の検討があつたか、ご回答ください。

		市区町村数	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育のための加配保育士等の財政支援の増額の打診があつた	財政所管部署から保育所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診があつた	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の増額の打診をおこなった	保育所管部署から財政所管部署へ障害児保育の加配保育士等の財政支援の減額の打診をおこなった	検討はなかつた	その他
全体	数	495	1	8	139	3	330	14
	%	100.0	0.2	1.6	28.1	0.6	66.7	2.8
A	数	10	0	0	0	0	10	0
	%	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
B	数	27	0	0	5	0	21	1
	%	100.0	0.0	0.0	18.5	0.0	77.8	3.7
C	数	134	0	3	23	0	108	0
	%	100.0	0.0	2.2	17.2	0.0	80.6	0.0
D	数	76	0	1	20	1	50	4
	%	100.0	0.0	1.3	26.3	1.3	65.8	5.3
E	数	111	1	3	30	0	74	3
	%	100.0	0.9	2.7	27.0	0.0	66.7	2.7
F	数	69	0	0	30	1	35	3
	%	100.0	0.0	0.0	43.5	1.4	50.7	4.3
G	数	68	0	1	31	1	32	3
	%	100.0	0.0	1.5	45.6	1.5	47.1	4.4

Q31 財政支援の増額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	地方交付税が増額されたため	一般財源が増額されたため	保育士等の人物費が増額傾向のため	保育所等から加配保育士等について増額の要望があつたため	近隣市区町村が増額していくため	市区町村内の障害児数が増加したため	市区町村内の保育所等における障害児数が増加したため	対象児の審査基準が緩和されたため	その他
全体	数	139	5	3	58	44	2	13	46	4	26
	%	-	3.6	2.2	41.7	31.7	1.4	9.4	33.1	2.9	18.7
A	数	2	0	1	0	0	0	1	1	0	0
	%	-	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
B	数	5	0	0	3	2	0	0	0	0	2
	%	-	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
C	数	29	1	2	10	10	0	2	7	1	6
	%	-	3.4	6.9	34.5	34.5	0.0	6.9	24.1	3.4	20.7
D	数	19	2	0	8	6	0	4	6	1	2
	%	-	10.5	0.0	42.1	31.6	0.0	21.1	31.6	5.3	10.5
E	数	36	1	0	11	11	1	3	12	1	9
	%	-	2.8	0.0	30.6	30.6	2.8	8.3	33.3	2.8	25.0
F	数	23	1	0	12	8	1	1	9	0	3
	%	-	4.3	0.0	52.2	34.8	4.3	4.3	39.1	0.0	13.0
G	数	25	0	0	14	7	0	2	11	1	4
	%	-	0.0	0.0	56.0	28.0	0.0	8.0	44.0	4.0	16.0

Q32 財政支援の減額の理由について、あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	一般財源が減額されたため	近隣市区町村と比較し、加算が高額であったため	近隣市区町村が減額したため	財政上の支出の見直しのため	市区町村内の障害児数が減少したため	市区町村内の保育所等における障害児数が減少したため	対象児の審査基準が厳格化されたため	地方交付税不交付団体となり、より裁量的に支援のあり方を見直したため	その他
全体	数 %	10	0 0.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	2 20.0	2 20.0	1 10.0	0 0.0	4 40.0
A	数 %	1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
B	数 %	0	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
C	数 %	3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3
D	数 %	3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	2 66.7
E	数 %	1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
F	数 %	1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
G	数 %	1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0

Q33 貴市区町村の保育所等への障害児の受入れについて、あてはまるもの全てをお選びください。

		貴市区町村において、保育所等の定員のうち障害児や医療的ケア児の受入れ人数に上限を設けている（例：園の定員50名のうち、障害児の受入れは5名まで、園の定員のうち障害児の受入れは10%まで等）	貴市区町村において、障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している（例：糖尿病の子どもの受け入れはおこなわない、医療的ケア児の受け入れはおこなわない等）	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受け入れ保育所等を限定している（例：障害児は特定の園のみ受け入れ可能としている、医療的ケア児は特定の園のみでしか受け入れをおこなわない等）	貴市区町村において、障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受け入れ保育時間（例：健常児は11時間まで保育可能であるところ、障害児は8時間と上限を設けている等）	貴市区町村において、障害児の受け入れについてあらかじめ定めている方針はない（子ども一人一人の特性・状態に応じて方針を検討している）	その他		
全体	数 %	716	33 4.6	37 5.2	46 6.4	86 12.0	59 8.2	545 76.1	42 5.9
A	数 %	81	1 1.2	3 3.7	0 0.0	3 3.7	2 2.5	70 86.4	3 3.7
B	数 %	79	2 2.5	4 5.1	1 1.3	1 1.3	1 1.3	70 88.6	3 3.8
C	数 %	187	1 0.5	4 2.1	2 1.1	6 3.2	3 1.6	168 89.8	7 3.7
D	数 %	103	2 1.9	4 3.9	6 5.8	9 8.7	6 5.8	85 82.5	2 1.9
E	数 %	123	4 3.3	4 3.3	9 7.3	15 12.2	12 9.8	92 74.8	7 5.7
F	数 %	72	8 11.1	5 6.9	8 11.1	19 26.4	13 18.1	37 51.4	12 16.7
G	数 %	71	15 21.1	13 18.3	20 28.2	33 46.5	22 31.0	23 32.4	8 11.3

Q34 障害児や医療的ケア児の受け入れ人数に上限を設けている理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	管内の保育所等において、障害児や医療的ケア児の保育をおこなう保育士等が不足しているため	管内の保育所等において、障害児の保育をおこなう専門職が不足しているため	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育をおこなう専門職が不足しているため	管内の保育所等において、障害児の受け入れに必要な体制が整っていない保育所等があるため	管内の保育所等の方針や意向によるもの	その他
全体	数	33	8	4	13	7	3	13
	%		24.2	12.1	39.4	21.2	9.1	39.4
A	数	1	0	0	0	0	0	1
	%		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
B	数	2	2	0	0	0	0	0
	%		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C	数	1	0	0	0	0	1	0
	%		0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
D	数	2	0	1	1	1	0	0
	%		0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
E	数	4	2	0	1	1	0	2
	%		50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0
F	数	8	2	0	5	0	0	4
	%		25.0	0.0	62.5	0.0	0.0	50.0
G	数	15	2	3	6	5	2	6
	%		13.3	20.0	40.0	33.3	13.3	40.0

Q35 障害種別や医療的ケアの有無をあらかじめ限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	管内の保育所等において、障害種別に対応できる保育士等が不足しているため	管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる保育士等が不足しているため	管内の保育所等において、障害種別に対応できる専門職が不足しているため	管内の保育所等において、医療的ケア児に対応できる専門職が不足しているため	管内の保育所等において、医療的ケアに対応できる体制が整っていない保育所等があるため	管内の保育所等の方針や意向によるもの	その他
全体	数	37	5	11	3	16	10	24	5
	%		13.5	29.7	8.1	43.2	27.0	64.9	13.5
A	数	3	1	1	1	2	1	3	0
	%		33.3	33.3	33.3	66.7	33.3	100.0	0.0
B	数	4	2	2	1	1	2	2	1
	%		50.0	50.0	25.0	25.0	50.0	50.0	0.0
C	数	4	0	2	0	2	2	3	1
	%		0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	75.0	25.0
D	数	4	1	2	0	3	1	4	1
	%		25.0	50.0	0.0	75.0	25.0	100.0	25.0
E	数	4	0	1	0	1	1	1	0
	%		0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0
F	数	5	0	1	0	3	0	3	1
	%		0.0	20.0	0.0	60.0	0.0	60.0	20.0
G	数	13	1	2	1	4	3	8	1
	%		7.7	15.4	7.7	30.8	23.1	61.5	7.7
									23.1

Q36 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ受入れ年齢を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

			低年齢児の障害児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため	低年齢児の医療的ケア児の保育に対応できる保育士等や専門職が不足しているため	障害児や医療的ケア児について、年齢に応じたこどもの身体状態を考慮したため	医療的ケア児について、年齢に応じたこどもの身体状態を考慮したため	管内の保育所等において、年齢に応じた体制が整っている	管内の保育所等の方針や意向によるもの	その他
市・区・町・村数	46	1	10	0	6	1	36	1	2
数	-	2.2	21.7	0.0	13.0	2.2	78.3	2.2	4.3
%	-	0	0	0	0	0	0	0	2.2
A	数	1	0	-	-	-	-	-	0
B	数	0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
C	数	2	1	2	0	0	0	1	0
D	数	6	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
E	数	9	0	3	0	0	5	0	0
F	数	8	0	0	0	0	0	0	0
G	数	20	0	3	4	15	2	10.0	1
%	-	0.0	15.0	0.0	20.0	0.0	75.0	0.0	5.0

Q37 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、受入れ保育所等を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない保育所等があるため	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない保育所等があるため	管内の保育所等において、医療的ケア児を受入れる保育所等を指定し、受入れ体制整備をおこなう方針であるため	貴市區町村において、医療的ケア児を受入れる保育所等によるもの	園の方針・意向によるもの	その他
全体	数	86	8	33	2	47	11	39	5	8
	%	-	9.3	38.4	2.3	54.7	12.8	45.3	5.8	9.3
A	数	3	1	2	1	1	1	1	1	0
	%	-	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0
B	数	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	%	-	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C	数	6	2	2	1	4	1	1	1	0
	%	-	33.3	33.3	16.7	66.7	16.7	16.7	16.7	0.0
D	数	9	1	2	0	6	1	3	0	0
	%	-	11.1	22.2	0.0	66.7	11.1	33.3	0.0	0.0
E	数	15	1	3	0	7	3	7	1	1
	%	-	6.7	20.0	0.0	46.7	20.0	46.7	6.7	6.7
F	数	19	0	10	0	14	2	9	1	3
	%	-	0.0	52.6	0.0	73.7	10.5	47.4	5.3	15.8
G	数	33	2	13	0	15	3	18	1	4
	%	-	6.1	39.4	0.0	45.5	9.1	54.5	3.0	12.1

Q38 障害児や医療的ケア児を受入れる場合、あらかじめ保育時間を限定している理由についてご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる人員体制が整っていない時間があるため	管内の保育所等において、障害児の保育に対応できる専門職の配置がない時間ががあるため	管内の保育所等において、医療的ケア児の保育に対応できる専門職の配置がない時間ががあるため	医師等の専門職からの助言により障害児の身体状態を考慮したため	医師等の専門職からの助言により障害児の身体状態を考慮したため	園の方針・意向によるもの	その他
全体	数	59	2	30	5	37	1	9	2	5
	%	-	3.4	50.8	8.5	62.7	1.7	15.3	3.4	8.5
A	数	2	0	0	1	1	0	0	0	0
	%	-	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B	数	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	%	-	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C	数	3	0	1	0	2	0	2	1	0
	%	-	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	66.7	33.3	0.0
D	数	6	0	4	1	4	0	0	0	0
	%	-	0.0	66.7	16.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
E	数	12	0	6	0	7	0	6	0	1
	%	-	0.0	50.0	0.0	58.3	0.0	50.0	0.0	8.3
F	数	13	1	10	1	10	0	0	0	0
	%	-	7.7	76.9	7.7	76.9	0.0	0.0	0.0	0.0
G	数	22	1	8	2	13	1	1	1	4
	%	-	4.5	36.4	9.1	59.1	4.5	4.5	4.5	18.2

Q39 過去5年間（令和2年度～6年度）で受け入れ方針を定めてましたか。

		市区町村数	定めていた かった	定めていた が、撤廃した
全体	数 %	545 100.0	542 99.4	2 0.4
A	数 %	70 100.0	70 100.0	0 0.0
B	数 %	70 100.0	70 100.0	0 0.0
C	数 %	168 100.0	168 100.0	0 0.0
D	数 %	85 100.0	85 100.0	0 0.0
E	数 %	92 100.0	91 98.9	1 1.1
F	数 %	37 100.0	37 100.0	0 0.0
G	数 %	23 100.0	21 91.3	1 4.3

Q40 どのような受け入れ方針だったか、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	入所可能な園 が決まっている	障害児の保育 時間が決まっ ている（障害 児には標準時 間認定でな く、短時間認 定をしてい るなど）	障害児に対し て保育時間の 延長を認めて いない	その他
全体	数 %	2 -	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
A	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
B	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
C	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
D	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
E	数 %	1 -	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
F	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
G	数 %	1 -	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

Q41 受け入れ方針について根拠法規があったか、あった場合どのような法規だったか、ご回答ください。

		市区町村数	条例	規則	その他	根拠法規はな かった
全体	数 %	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
A	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
B	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
C	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
D	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
E	数 %	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
F	数 %	0 -	0 -	0 -	0 -	0 0
G	数 %	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

Q42 障害児の受け入れ方針を定めていた理由について、ご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	管内の保育所等において加配職員の人員が不足しているため	管内の保育所等からの要望のため	その他
全体	数 %	2	0 0.0	0 0.0	2 100.0
A	数 %	0	0 -	0 -	0 -
B	数 %	0	0 -	0 -	0 -
C	数 %	0	0 -	0 -	0 -
D	数 %	0	0 -	0 -	0 -
E	数 %	1	0 0.0	0 0.0	1 100.0
F	数 %	0	0 -	0 -	0 -
G	数 %	1	0 0.0	0 0.0	1 100.0

Q44_1 令和3年度～5年度の3年間で入園できなかった、または入園直後に転園・退園した障害児はいますか、ご回答ください。

		市区町村数	いる	いない	把握していない
全体	数 %	716 100.0	168 23.5	407 56.8	141 19.7
A	数 %	81 100.0	2 2.5	72 88.9	7 8.6
B	数 %	79 100.0	5 6.3	66 83.5	8 10.1
C	数 %	187 100.0	21 11.2	134 71.7	32 17.1
D	数 %	103 100.0	24 23.3	56 54.4	23 22.3
E	数 %	123 100.0	50 40.7	46 37.4	27 22.0
F	数 %	72 100.0	27 37.5	22 30.6	23 31.9
G	数 %	71 100.0	39 54.9	11 15.5	21 29.6

Q44_2 入園できなかった、または入園直後に転園・退園した理由について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	医師の診断等により集団保育が難しいと判断されたため	保育所等の施設整備が間に合わず入園をお断りした	保育所等の保育人材の確保(保育士等)が難しく入園できなかった	保育所等の専門人材の確保(看護師等)が難しく入園できなかった	経験のない障害種別であった等、園の経験や知見が不足しており入園できなかった	入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことについて保育園から申し出があったため	入園の内示・内定は出たが保育所での受け入れが難しいことが慣らし保育時に判明したため	その他
全体	数 %	168 22.0	37 13.7	23 57.7	97 29.8	50 8.9	15 20.2	34 2.2	2 1.2	25 14.9
A	数 %	2 50.0	1 0.0	0 50.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
B	数 %	5 40.0	2 20.0	1 60.0	3 40.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
C	数 %	21 14.3	3 28.6	6 47.6	10 42.9	9 14.3	3 4.8	1 0.0	0 0.0	5 23.8
D	数 %	24 16.7	4 16.7	4 66.7	16 25.0	6 12.5	3 16.7	4 16.7	0 0.0	1 4.2
E	数 %	50 14.0	7 14.0	7 62.0	31 42.0	21 10.0	5 28.0	14 4.0	2 4.0	5 10.0
F	数 %	27 14.8	4 11.1	3 66.7	18 22.2	6 3.7	1 22.2	6 0.0	0 0.0	3 11.1
G	数 %	39 41.0	16 5.1	2 46.2	18 15.4	6 7.7	3 23.1	9 0.0	0 0.0	10 25.6

Q45 貴市区町村の障害児の受け入れにあたっての課題について、以下の選択肢からあてはまるもの全てをお選びください。

		市区町村数	障害児を受け入れ可能な設備を有する保育所等が少ない	障害児の受け入れについて設備整備をおこなう財政的な余裕がない	障害児を受け入れ可能な人員を有する保育所等が少ない	障害児の受け入れについて保育士等の加配をおこなう財政的な余裕がない	保育所等に入所決定後、保育所等から受け入れが困難であると相談されることがある	民間施設の負担を考慮し、公立公営施設の受け入れが多くなっている	その他
全体	数	716	162	158	455	202	158	189	88
	%	-	22.6	22.1	63.5	28.2	22.1	26.4	12.3
A	数	81	24	29	48	18	1	2	19
	%	-	29.6	35.8	59.3	22.2	1.2	2.5	23.5
B	数	79	26	16	55	14	10	2	9
	%	-	32.9	20.3	69.6	17.7	12.7	2.5	11.4
C	数	187	38	47	115	45	21	35	24
	%	-	20.3	25.1	61.5	24.1	11.2	18.7	12.8
D	数	103	21	18	65	39	21	32	10
	%	-	20.4	17.5	63.1	37.9	20.4	31.1	9.7
E	数	123	28	25	88	43	50	47	9
	%	-	22.8	20.3	71.5	35.0	40.7	38.2	7.3
F	数	72	14	15	44	23	27	38	8
	%	-	19.4	20.8	61.1	31.9	37.5	52.8	11.1
G	数	71	11	8	40	20	28	33	9
	%	-	15.5	11.3	56.3	28.2	39.4	46.5	12.7

Q46 貴市区町村の保育所等における障害児への保育士等の加配の必要性について、会議体を持つ等、話し合いの機会を設けていますか。※本設問における市区町村職員は教育委員会職員を含みます。

		市区町村数	会議等を実施している（市区町村職員のみ）	会議等を実施している（市区町村職員と外部委員）	会議等は実施していない	その他
全体	数	716	135	119	438	24
	%	100.0	18.9	16.6	61.2	3.4
A	数	81	16	5	58	2
	%	100.0	19.8	6.2	71.6	2.5
B	数	79	18	13	46	2
	%	100.0	22.8	16.5	58.2	2.5
C	数	187	31	27	123	6
	%	100.0	16.6	14.4	65.8	3.2
D	数	103	17	14	72	0
	%	100.0	16.5	13.6	69.9	0.0
E	数	123	23	21	73	6
	%	100.0	18.7	17.1	59.3	4.9
F	数	72	13	15	39	5
	%	100.0	18.1	20.8	54.2	6.9
G	数	71	17	24	27	3
	%	100.0	23.9	33.8	38.0	4.2

Q47T1 [加配が必要と認定等された児童数]令和5年度の貴市区町村の保育所等における障害児に対する保育士等の加配が必要と認定等された児童、実際に配置された加配保育士等の人数について、ご回答ください。（※）把握していない人数については、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	519	29,514	56.87
A	数	78	72	0.92
B	数	66	220	3.33
C	数	145	1,726	11.90
D	数	68	2,212	32.53
E	数	74	4,918	66.46
F	数	42	4,313	102.69
G	数	46	16,053	348.98

Q47T2 [実際に配置された加配保育士等の人数]令和5年度の貴市区町村の保育所等における障害児に対する保育士等の加配が必要と認定等された児童、実際に配置された加配保育士等の人数について、ご回答ください。（※）把握していない人数については、9999とご入力ください。

		市区町村数	合計	平均
全体	数	469	9,701	20.68
A	数	77	53	0.69
B	数	67	119	1.78
C	数	141	1,012	7.18
D	数	61	986	16.16
E	数	56	1,870	33.39
F	数	36	1,810	50.28
G	数	31	3,851	124.23

Q48 医療的ケア児の事故発生時等の緊急時の対応方針について、実施していることをご回答ください。あてはまるもの全てをお選びください。

		貴市区町村において、保育所等における事故発生時等の緊急時の対応方針をあらかじめ定めており、管内保育所等に周知をおこなっている	貴市区町村における事故発生時等の緊急時の対応方針や連絡調整の流れを整理する等、組織としての安全管理体制を整えている	貴市区町村において、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意している	貴市区町村において、事故発生時等の緊急時に備え、あらかじめ地域の医師会等と対応方針を検討する等、医療機関との連携体制を構築している	貴市区町村において、ヒヤリハット事例の蓄積・分析、事故防止策の検討をおこなっている	その他	
全体	数	716	178	195	182	98	161	287
	%	-	24.9	27.2	25.4	13.7	22.5	40.1
A	数	81	15	21	16	7	20	34
	%	-	18.5	25.9	19.8	8.6	24.7	42.0
B	数	79	15	19	23	9	10	32
	%	-	19.0	24.1	29.1	11.4	12.7	40.5
C	数	187	33	40	35	15	40	81
	%	-	17.6	21.4	18.7	8.0	21.4	43.3
D	数	103	23	21	17	13	26	49
	%	-	22.3	20.4	16.5	12.6	25.2	47.6
E	数	123	35	33	30	18	20	49
	%	-	28.5	26.8	24.4	14.6	16.3	39.8
F	数	72	23	22	24	14	20	26
	%	-	31.9	30.6	33.3	19.4	27.8	36.1
G	数	71	34	39	37	22	25	16
	%	-	47.9	54.9	52.1	31.0	35.2	22.5

Q50 本調査研究では、アンケートにご協力いただいた市区町村の中から、障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するヒアリング（オンラインにより1時間程度、2~3月頃実施予定。）をお願いしたいと考えています。ヒアリング結果は、本調査研究の成果としてとりまとめる事例集に記載させていただく可能性がございます。ご協力頂ける場合は、以下の項目から1つお選びください。条件による場合には、具体的な内容をご記入ください。

		市区町村数	協力できる	協力できない	条件による (条件の内 容:
全体	数 %	716 100.0	129 18.0	568 79.3	18 2.5
A	数 %	81 100.0	9 11.1	72 88.9	0 0.0
B	数 %	79 100.0	12 15.2	65 82.3	2 2.5
C	数 %	187 100.0	20 10.7	161 86.1	6 3.2
D	数 %	103 100.0	21 20.4	81 78.6	1 1.0
E	数 %	123 100.0	29 23.6	92 74.8	2 1.6
F	数 %	72 100.0	16 22.2	54 75.0	2 2.8
G	数 %	71 100.0	22 31.0	43 60.6	5 7.0

障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関するヒアリング調査シート

1 貴自治体の基礎情報について御教示ください

A) 自治体規模等

人口（令和6年1月1日時点）	
6歳未満人口（令和6年1月1日時点）	
待機児童数（令和6年4月1日時点）	
障害児保育の財政支援に係る年間支出額※	

※ アンケートより転記

B) 地域資源の状況

■ 保育に係る地域資源の状況

保育所数	
認定こども園数 (2号認定・3号認定を有する園)	
地域子育て支援拠点数	

■ 障害児福祉に係る地域資源の状況

児童発達支援事業所数	
児童発達支援センター数	

2 貴自治体の財政支援事業の概要について御教示ください

A) 事業目標及び方針

- 自治体計画における障害児保育の位置づけ
 - 保育施策・障害児福祉施策に関する基盤整備の方針
 - 障害児保育施策全体の目標
 - 財政支援事業で設定している事業目標と障害児保育全体の事業目標との関連

B) 事業内容

- 財政支援の設定単価と支援件数の推移
- 保育士等の加配対象として認める障害児の範囲
 - 障害児受入れのために加配している保育士等の人数に応じた財政支援
受入れ障害児の人数に応じた財政支援
保育士等の加配かつ規定された人数の障害児を受入れている場合に財政支援
 - 障害のある子どもの特性・状態に応じた支援内容の変更（障害種別や障害の程度によって加配人数や財政支援額を変更しているか）
 - 現状の事業内容に至った背景・理由

- C) 財政支援の審査体制・申請プロセス等
 - 審査の体制（会議体設置有無、会議体開催頻度、審査員等）
 - 審査基準（判断の基準、必要書類等）
 - 申請から支給のプロセス（申請時期、申請方法、支給決定までの標準期間等）
- D) 予算編成の考え方
 - 予算編成における財政主管課との調整状況
 - 予算確保に係る工夫（障害児福祉主管課との連携、事業評価、根拠となる参考資料の整備状況等）
- E) 事業整備における工夫
 - 管内保育所等との連携（管内保育所・保護者等のニーズ把握状況、管内保育所等ニーズの事業への反映状況）
 - 近隣市区町村との調整（転居・転園時の対応、市区町村間での事業のすり合わせ）
 - 関連制度との調整（児童発達支援事業所等へ併行通園する子どもの調整等）
- F) 事業の改善状況
 - 近年の事業改善の状況と理由（管内人口構成変化や人件費傾向等の改善理由等）
 - 近年の事業改善の内容（財政支援金額改定の有無、財政支援対象変更の有無等）
 - 財政支援金額改定時の考え方（金額改定における算定根拠、金額改定時の管内保育所等への周知等対応状況、交付税単価の改定時を受けた財政支援金額単価への反映等）

3 障害児保育の財政支援による成果について御教示ください

- A) 自治体としての自己評価
 - 事業の成果をどのように評価しているか
 - 管内保育所・保護者ニーズの充足度
 - 現在の事業で管内保育所のニーズをどの程度充足できていると考えているか
 - 保育所・保護者からのフィードバック状況

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束させることはできません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務等に関する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“*Making an impact that matters*”をパーカス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関する調査研究

報告書

令和 7 年 3 月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ
